

令和３年度固定価格買取制度等の効率的・安定的な運用のための業務

**固定価格買取制度の事業実施状況等（標識及び柵塀等）の確認に関する調査
調査報告書**

令和４年３月
パーソルテンプスタッフ株式会社

目次

I	本調査の目的.....	1
II	報告書 本編.....	2
	第1章 太陽光発電事業の不適切事案のアンケート調査.....	2
	1. 実施内容.....	2
	2. 結果.....	4
	3. 考察.....	15
	第2章 太陽光発電事業の不適切事案の現地確認	16
	1. 実施内容.....	16
	2. 結果.....	17
	3. 考察.....	37
III	報告書 附属編（太陽光発電事業の不適切事案のアンケート調査における属性調査項目） ...	38
	1. 【再掲】実施内容.....	38
	2. 結果.....	39
	3. 考察.....	66
IV	報告書 資料.....	67
	1. アンケート票等	67
	2. 現地調査用フォーム	83

I 本調査の目的

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下「FIT法」という。）では、2017年4月の改正FIT法の施行以降、FIT認定事業者に対し、発電設備への標識及び柵塀等の設置を義務付けている。これらを設置していない認定事業者に対しては、必要に応じて資源エネルギー庁からの注意喚起や口頭指導等が行われ、改善が促されているが、改正FIT法の経過措置期間を超過した2018年度以降においても、標識や柵塀等が未設置の設備や柵塀の設置が不適切な設備の情報が引き続き多く寄せられている。

このため、標識や柵塀等が未設置であるなどの不適切な事案については、当該FIT認定事業者に対し、必要に応じ口頭指導や現場確認も行った上で、認定基準違反として厳格な対応を行う必要がある。

本事業は、個々の標識及び柵塀等の設置状況等を確認するとともに、その確認結果を踏まえ、FIT法の適正な執行が図られるよう、経済産業局の業務支援を行うことを目的とする。

II 報告書 本編

第1章 太陽光発電事業の不適切事案のアンケート調査

1. 実施内容

本調査では、アンケート票及び説明資料の作成、アンケートの送付・回収、問い合わせ対応、督促及び不備対応、回収した回答の整理・報告を実施した。 アンケート事務局は、パーソルテンプスタッフ株式会社内に設置した。

(1) アンケート票及び説明資料の作成

アンケート票は、前年度実施分との比較を容易にするため、今年度も柵塀・標識の設置等、認定基準の遵守状況に関する中核的な調査項目と、副次的な基礎情報の習得を目的とした属性調査項目を、それぞれ以下ように設計した。

●中核的な調査項目

- ・ 認定基準と、認定取り消しの考え方を知っているか
- ・ 順守状況の認識
- ・ 順守できていなかった理由
- ・ 対応状況または計画
- ・ 他の自身の認定設備に関する順守の誓約

●属性調査項目

- ・ 電気設備等に関する有資格者へのアクセス
- ・ 売上および年収における FIT 収入の割合
- ・ 所有する FIT 認定設備の件数・容量
- ・ 事業計画策定ガイドラインの知識
- ・ 再エネや FIT 制度に関する情報収集状況

説明資料としては、本調査の背景、法的位置づけ、想定問答、そして適切な柵塀設置のための参考情報を整理した。いずれも、対象となる FIT 認定事業者が、改正 FIT 法等について必ずしも十分な知見がないことを想定し、簡潔に取りまとめるよう努めた。

実際に使用されたアンケート票及び説明資料は、報告書資料編に掲載する。

(2) アンケートの送付・回収

送付に当たっては、紙面に印刷のうえ郵送配付し、回収に当たってはアンケート記入後に FIT 認定事業者による郵送とした。いずれも対象は認定設備単位とした。

(3) 問い合わせ対応

アンケート票及び説明資料を受信した FIT 認定事業者からは、「いつまでに」「何をすればいいのか」

「締め切りに間に合わないが、どうなるのか」「回答は必須か」など、アンケートの設問に対する問い合わせだけでなく、本調査全般・周辺に関する問い合わせも想定された。基本的には、説明資料に「よくあるご質問・回答」を記載することで対応としたが、それ以外の質問や確認に対応するため、コールセンターを設置した。

コールセンターについては、担当者に、想定問答に関する研修を実施した。またその場で適切な回答が難しいと判断した内容については、対応履歴表で管理し、事務局内で検討・確認の上回答するなどの対応とした。また事務局内では回答できない質問については、関東経済産業局資源エネルギー環境部新エネルギー対策課と適宜相談し対応した。

コールセンターは、パーソルテンプスタッフ株式会社芝オフィス内に設置した。

(4) 督促及び不備対応

本調査では、目標回収率を 7 割程度と設定し、期限までに回答がない FIT 認定事業者に対する督促と回答に不備がある際の確認を行い、状況により再送付を依頼した。

(5) 調査対象

関東経済産業局資源エネルギー環境部新エネルギー対策課から提供された、関東経済産業局管内の FIT 認定設備 1,096 件と、FIT 認定事業者を対象とした。FIT 認定事業者については住所も提供を受け、それをアンケート調査票及び説明資料の送付先とした。

なお、送付先とした中には、「令和 2 年度固定価格買取制度等の効率的・安定的な運用のための業務（固定価格買取制度の事業実施状況等の確認に関する調査）」（以下、「令和 2 年度調査」という）において、アンケートが不達となった事業者で改めて所在確認等が出来た事業者（16 件）も含まれる。

宛先不明で返信されたものについては、事務局は関東経済産業局資源エネルギー環境部新エネルギー対策課と適宜相談し、個別に対応した。

2. 結果

(1) 調査の概要

アンケート調査の概要は以下の通りである。宛先不明 31 件を除く 1,065 件に対する有効回答数は 766 件であり、回収率は 71.9%となった。

図表 1 アンケート調査概要

調査対象	標識・柵塀の設置状況に疑義のある F I T 認定設備
調査期間	2021 年 10 月 7 日～2022 年 1 月 31 日
調査項目	太陽光発電所の管理状況、柵塀・標識の設置状況、法令等の順守状況、認定事業者の経営状況及び専門知識・情報へのアクセス状況を確認した。
配付・回収数	配付リスト 1,096 件、宛先不明 31 件。有効回答 766 件／1,065 件（71.9%）

(2) 調査結果（中核的な調査項目）

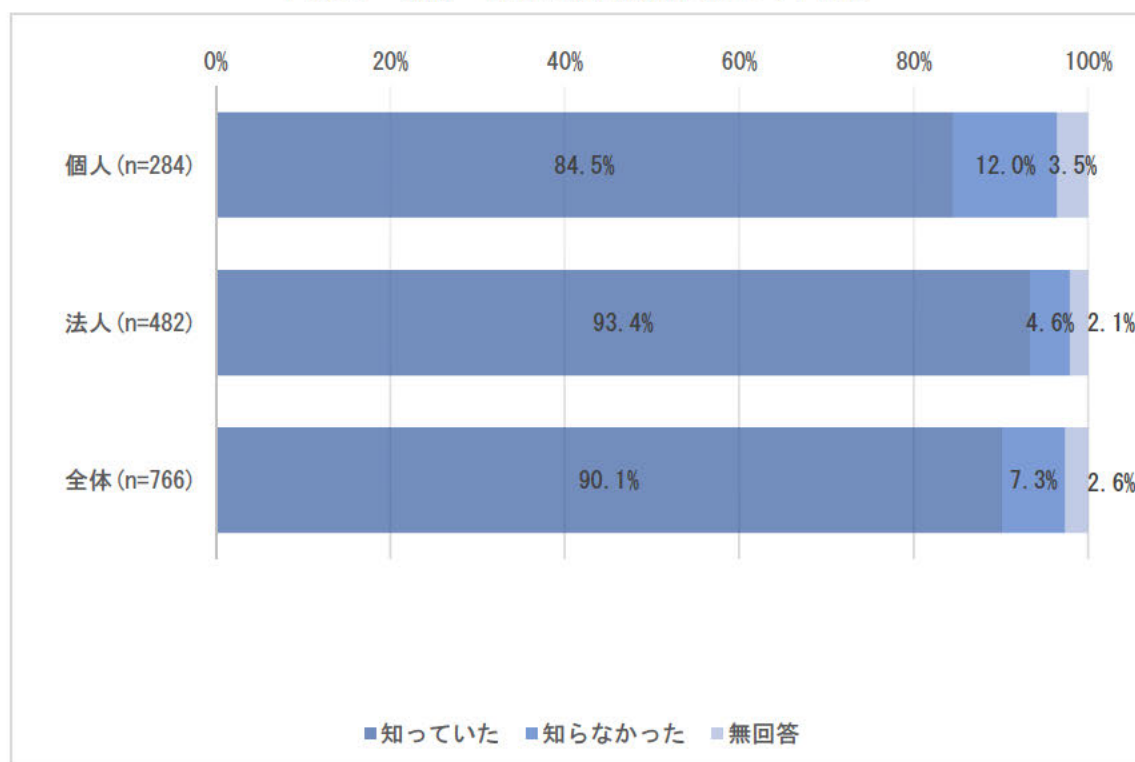
中核的な調査項目の各設問の回答結果について、「個人（個人である FIT 認定事業者の設備。以下同様）」「法人（法人である FIT 認定事業者の設備。以下同様。）」別の集計結果および令和 2 年度調査にてアンケートが不達となった事業者（16 件）のフォローアップ結果を示す。

ア 割付セル別・標識・柵塀の設置

(ア) 割付セル別・標識・柵塀の設置義務を知っていたか

標識・柵塀の設置義務を知っていたかを割付セル別にみると、「個人」では「知っていた」が 84.5%、「知らなかった」が 12.0%である。「法人」では「知っていた」が 93.4%、「知らなかった」が 4.6%である。

図表 2 標識・柵塀の設置義務を知っていたか

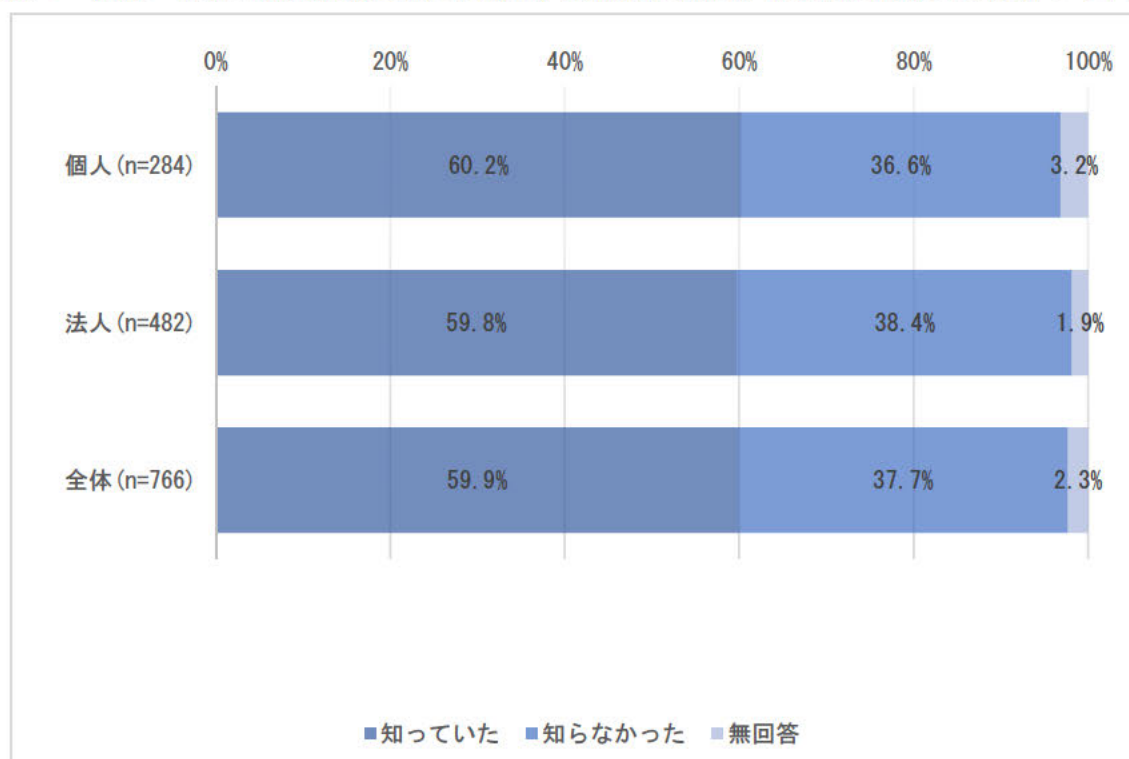


		合計	知っていた	知らなかった	無回答
割付セル	個人	284	240	34	10
		100.0%	84.5%	12.0%	3.5%
	法人	482	450	22	10
		100.0%	93.4%	4.6%	2.1%
	全体	766	690	56	20
		100.0%	90.1%	7.3%	2.6%

(イ) 割付セル別・標識・柵塀の設置義務を怠った場合、最終的に認定が取り消されることを、知っていたか

標識・柵塀の設置義務を怠った場合、最終的に認定が取り消されることを知っていたかを割付セル別にみると、「個人」では「知っていた」が60.2%、「知らなかった」が36.6%である。「法人」では「知っていた」が59.8%、「知らなかった」が38.4%である。

図表 3 標識・柵塀の設置義務を怠った場合、最終的に認定が取り消されることを知っていたか

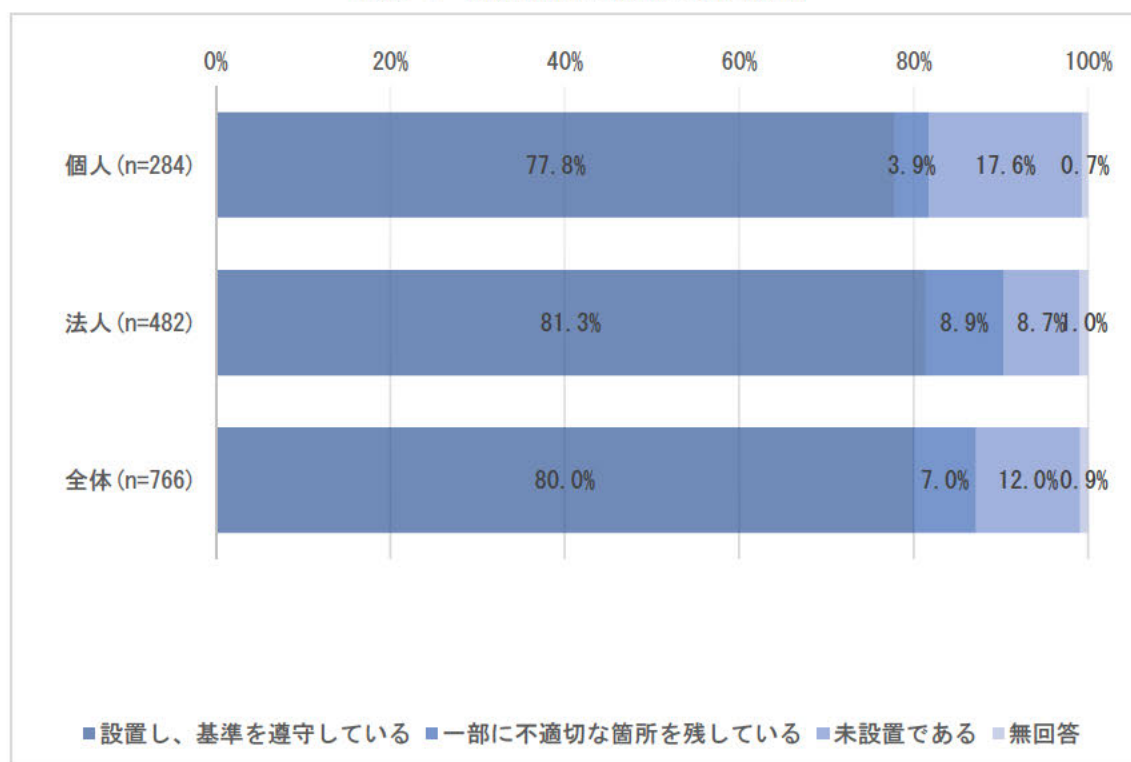


		合計	知っていた	知らなかった	無回答
割付セル	個人	284	171	104	9
		100.0%	60.2%	36.6%	3.2%
	法人	482	288	185	9
		100.0%	59.8%	38.4%	1.9%
	全体	766	459	289	18
		100.0%	59.9%	37.7%	2.3%

(ウ) 割付セル別・認定設備の標識の設置

標識の設置状況を割付セル別にみると、「個人」では「設置し、基準を遵守している」が 77.8%と最も割合が高く、次いで「未設置である」が 17.6%、「一部に不適切な箇所を残している」が 3.9%である。「法人」では「設置し、基準を遵守している」が 81.3%と最も割合が高く、次いで「一部に不適切な箇所を残している」が 8.9%、「未設置である」8.7%である。

図表 4 認定設備の標識の設置状況



		合計	設置し、基準を遵守している	一部に不適切な箇所を残している	未設置である	無回答
割付セル	個人	284	221	11	50	2
		100.0%	77.8%	3.9%	17.6%	0.7%
	法人	482	392	43	42	5
		100.0%	81.3%	8.9%	8.7%	1.0%
	全体	766	613	54	92	7
		100.0%	80.0%	7.0%	12.0%	0.9%

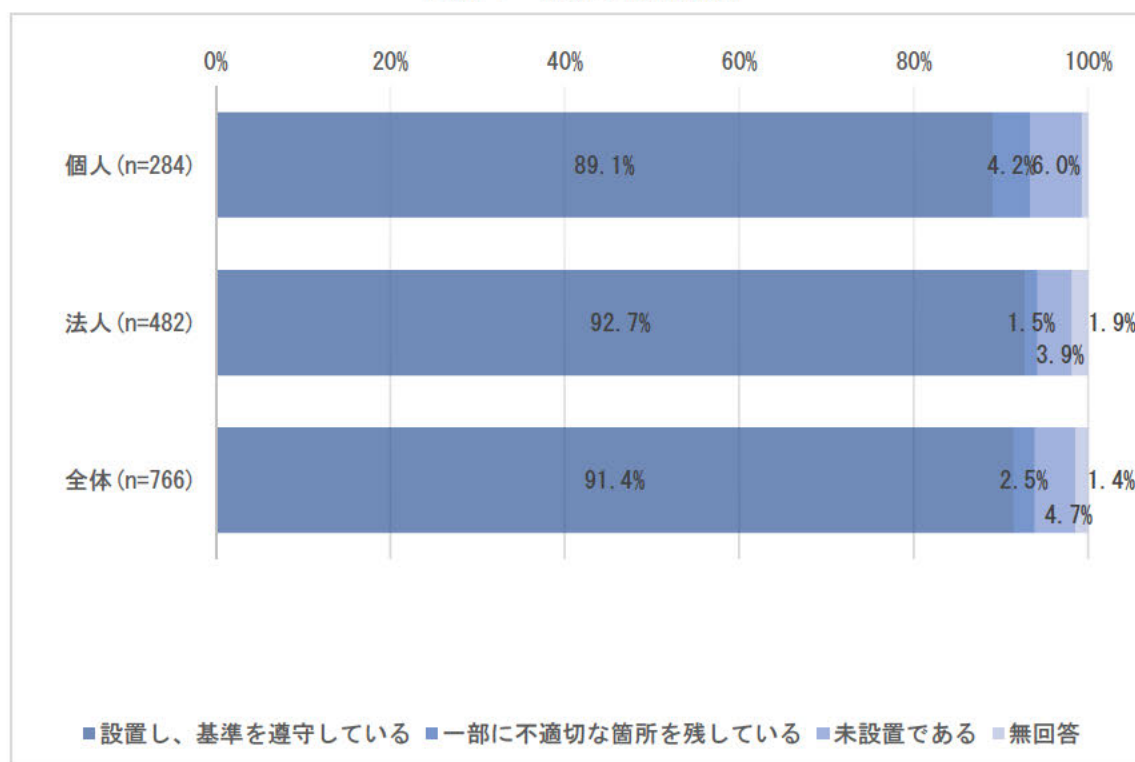
図表 5 標識未設置の理由

割付 セル	内容
個人	個人情報を誰でも見られるようにしなかったため 今後設置する予定 自宅の庭で標識は必要ないかと思った 設置義務を知らなかった 道路に面していないため良いと思った 書く内容がわからない 今回の調査で知り設置した 当初設置していた標識が台風で消失以降未設置 必要と思わない 何の標識をつけるのか知らされていない 認定事業者の目視では不明の為、設置業者に現地調査をしてもらう予定 知らなかったので時期を見て検討します 新FIT制度以前のものなので不要と思っていた 住居敷地内及び自家消費 私有地に設置され、公道からも離れているため 屋根上に設置していて、第3者は立ち入れないよう施錠してある
法人	未稼働の為。現在は施工標識を設置中 簡易的なもので設置したが破損。再設置する予定 標識の設置は知らなかった 当初設置したが弱く外れたため フェンスの設置ができないため 業者に任せていてできていない 設置したが取れてしまった 建物の上の為 情報がなかったため 自社敷地内の為

(エ) 割付セル別・柵塀の設置状況

柵塀の設置状況を割付セル別にみると、「個人」では「設置し、基準を遵守している」が 89.1%と最も割合が高く、次いで「未設置である」が 6.0%、「一部に不適切な箇所を残している」が 4.2%である。「法人」では「設置し、基準を遵守している」が 92.7%と最も割合が高く、次いで「未設置である」が 3.9%、「一部に不適切な箇所を残している」が 1.5%である。

図表 6 柵塀の設置状況



		合計	設置し、基準を遵守している	一部に不適切な箇所を残している	未設置である	無回答
割付セル	個人	284	253	12	17	2
		100.0%	89.1%	4.2%	6.0%	0.7%
	法人	482	447	7	19	9
		100.0%	92.7%	1.5%	3.9%	1.9%
	全体	766	700	19	36	11
		100.0%	91.4%	2.5%	4.7%	1.4%

図表 7 柵塀未設置の理由

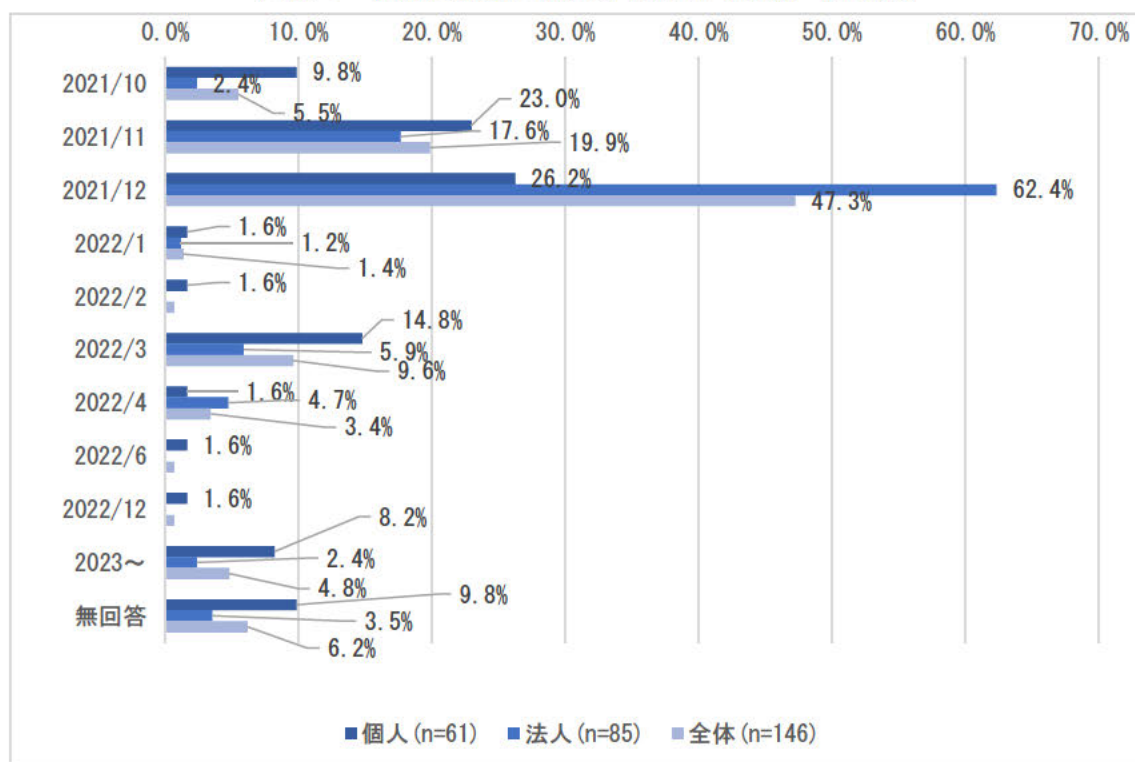
割付 セル	内容
個人	今後設置する予定 自宅内にあるので必要ない 道路に面していないため良いと思った 現在対応中 知らなかったので時期を見て検討します 新FIT制度以前のものなので不要と思っていた 私有地に設置され、公道からも離れているため
法人	がけ地の上にあり、外部から入りにくい。先も行き止まりで（竹林）ほとんど人が入らない 屋根上に設置してあり第三者は立ち入りできない。変電所には柵あり 周辺住民からの要望、草刈り時の都合 支柱を立てロープで囲ってある 水路や自社所有地等に囲まれており第三者の侵入は難しい 営農型発電を行っており業務に支障をきたすため コロナの影響による納品の遅れにより 2017年4月以前の設備であり、義務付けについて連絡等がなかったため、未対応。設備について予算の兼ね合いを見て計画していきたいと考えています 建物の上の為

イ 割付セル別・標識・柵罫を適切に設置する計画（時期）

（ア）割付セル別・標識を適切に設置する計画（時期）

標識を適切に設置する計画（時期）を割付セル別にみると、「個人」では「2021/12」が26.2%と最も割合が高く、次いで「2021/11」が23.0%、「2022/3」が14.8%である。「法人」では「2021/12」が62.4%と最も割合が高く、次いで「2021/11」が17.6%、「2022/3」が5.9%である。

図表 8 標識を適切に設置する計画（時期）（年/月）

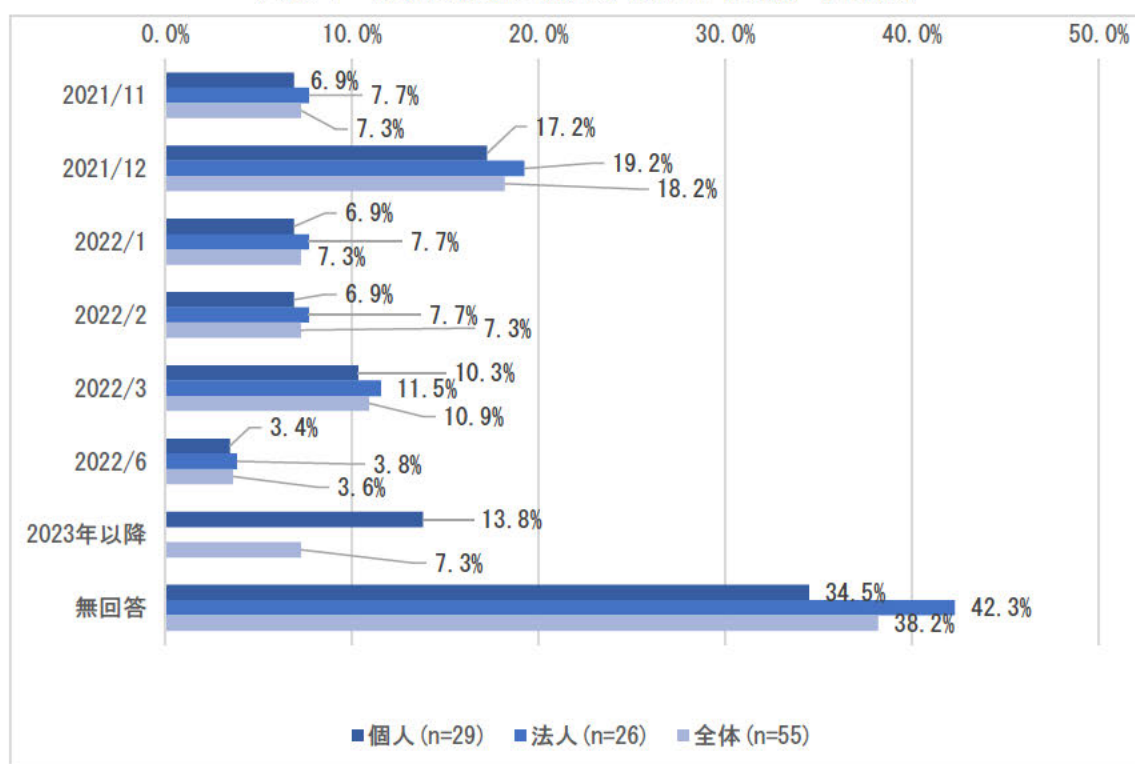


		合計	2021/10	2021/11	2021/12	2022/1	2022/2	2022/3	2022/4	2022/6	2022/12	2023~	無回答
割付セル	個人	61	6	14	16	1	1	9	1	1	1	5	6
		100.0%	9.8%	23.0%	26.2%	1.6%	1.6%	14.8%	1.6%	1.6%	1.6%	8.2%	9.8%
	法人	85	2	15	53	1	0	5	4	0	0	2	3
		100.0%	2.4%	17.6%	62.4%	1.2%	0.0%	5.9%	4.7%	0.0%	0.0%	2.4%	3.5%
	全体	146	8	29	69	2	1	14	5	1	1	7	9
		100.0%	5.5%	19.9%	47.3%	1.4%	0.7%	9.6%	3.4%	0.7%	0.7%	4.8%	6.2%

(イ) 割付セル別・柵塀を適切に設置する計画（時期）

柵塀を適切に設置する計画（時期）を割付セル別にみると、「個人」では「2021/12」が17.2%と最も割合が高く、次いで「2023年以降」が13.8%、「2022/3」が10.3%である。「法人」では「2021/12」が19.2%と最も割合が高く、次いで「2022/3」が11.5%、「2021/11」「2022/1」「2022/2」が7.7%である。

図表 9 柵塀を適切に設置する計画（時期）（年/月）

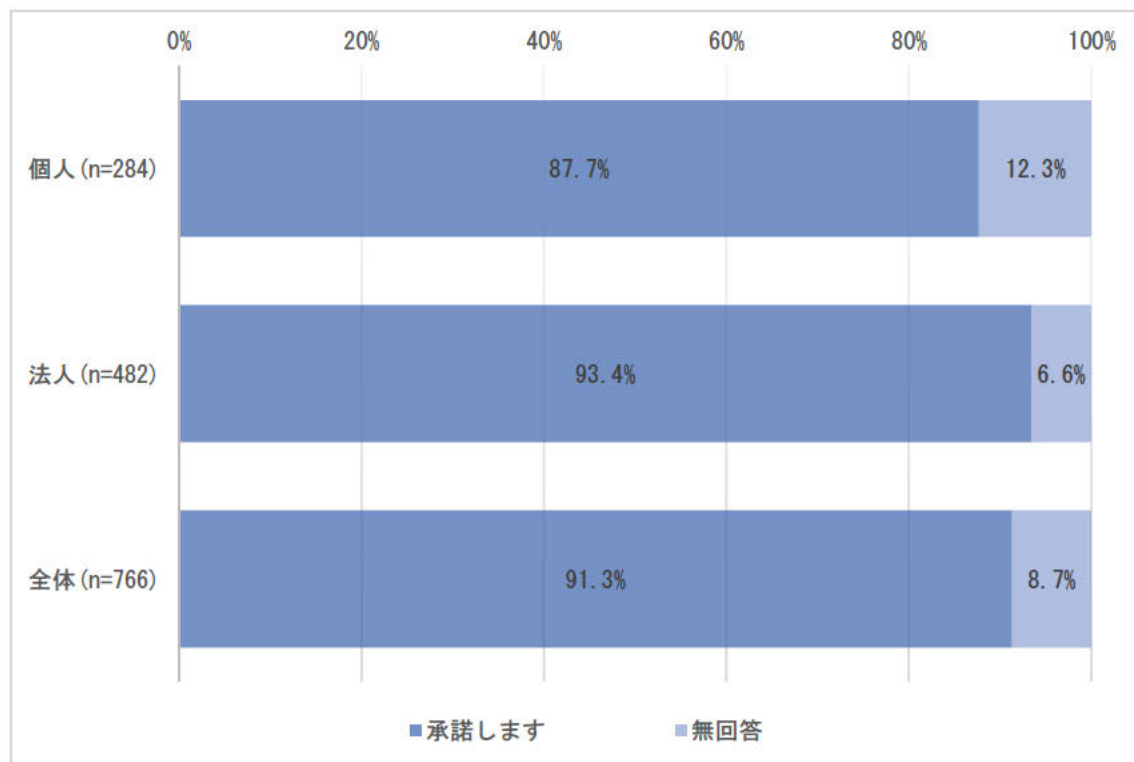


		合計	2021/11	2021/12	2022/1	2022/2	2022/3	2022/6	2023～	無回答
割付セル	個人	29	2	5	2	2	3	1	4	10
		100.0%	6.9%	17.2%	6.9%	6.9%	10.3%	3.4%	13.8%	34.5%
	法人	26	2	5	2	2	3	1	0	11
		100.0%	7.7%	19.2%	7.7%	7.7%	11.5%	3.8%	0.0%	42.3%
	全体	55	4	10	4	4	6	2	4	21
		100.0%	7.3%	18.2%	7.3%	7.3%	10.9%	3.6%	7.3%	38.2%

ウ 割付セル別・他の認定設備に関する、標識・柵塀の対応の承諾

「私は、本調査の対象となる認定設備以外についても、標識・柵塀の設置状況を早急に確認します。そして未設置または不適切な箇所が確認され次第、速やかに対応します。」への承諾を割付セル別にみると、「承諾します」が「個人」では87.7%、「法人」では93.4%が「承諾します」である。

図表 10 他の認定設備に関する、標識・柵塀の対応の承諾



		合計	承諾します	無回答
割付セル	個人	284	249	35
		100.0%	87.7%	12.3%
	法人	482	450	32
		100.0%	93.4%	6.6%
	全体	766	699	67
		100.0%	91.3%	8.7%

エ 割付セル別・令和２年度調査アンケート不達事業者のフォローアップ状況

アンケート調査票及び説明資料を送付したところ、「アンケート回収」が２件、「アンケートが到着するも期日までに回答なし」が３件、「コールセンターからの連絡により登録住所の変更を確認」が５件、登録されている電話番号に複数回連絡しても「つながらない」が５件となった。

図表 11

		合計	アンケート回収	アンケートが到着するも期日までに回答なし	コールセンターからの連絡により登録住所の変更を確認	つながらない	その他
割付セル	個人	13	2	3	3	4	1
	法人	3	0	0	2	1	0
	全体	16	2	3	5	5	1

3. 考察

本調査では、すべての認定事業者からアンケートの回収ができていないため、実態を正確に把握したとは断定できないが、ほとんどの認定事業者が、標識・柵塀の設置義務を認識しており、設置に関しては広く認知されていることがわかる。一方で設置義務を怠ると認定取り消しになることを知らなかったという事業者が4割程度存在しており、設置義務を怠り改善されない場合、認定取り消しになることの認知は今後も高めていく必要がある。

第2章 太陽光発電事業の不適切事案の現地確認

1. 実施内容

(1) 調査項目の設計と実施

認定基準の順守状況調査として、図表 11 を構外から可能な範囲で視認調査した。柵塀・標識は設置状況を撮影する。構内・構外状況については、不適切性が確認された場合、特記事項として記載した。

図表 12

調査対象	調査項目
柵塀 (各面で調査)	高さ、素材、破損状況、進入・構内物への接触可否、入口の状況
標識	位置・形状、固定方法、記載内容、記載方法（印刷等）
構内状況	基礎の問題、架台の問題、アレイ・モジュールの問題、配線の問題、集電箱の問題、これら以外の工作物（建屋、支柱、鉄塔、外灯等）の問題、敷地の問題（地割れ、不陸等）、排水・雨水処理の問題、樹木・雑草の問題、廃棄物の問題 他
構外状況	沈下・地割れ・陥没、隣接擁壁の異常、隣接法面の異常、隣接するがけの異常、周辺の自然の影響、構外の廃棄物の問題 他

(2) 調査対象の決定

調査対象は、関東経済産業局と調整し、以下のグループから 160 件を選定した。また設備 ID 単位で選定しているため同一の認定事業者が所有している設備を複数抽出しているケースもある。各グループの（）内は後述する 2. 結果（1）全体の図表 12～20 内におけるリスト区分を示している。

- 令和 2 年度調査における現地調査で標識または柵塀が不適切と思われる認定事業者に対し、コールセンターより設置や改善状況の確認を行い、改善等を実施したという認定事業者（令和 2 年度現地調査不適切の改善確認調査）
- 令和 2 年度調査における太陽光発電事業の不適切事案のアンケート調査において住所不定等の理由でアンケートが届かなかった認定事業者（令和 2 年度アンケート不達）
- 本調査業務における太陽光発電事業の不適切事案のアンケート調査において住所不定等の理由でアンケートが届かなかった認定事業者（令和 3 年度アンケート不達）
- 令和 2 年度調査および本調査業務における太陽光発電事業の不適切事案のアンケート調査においてどちらも回答がなかった認定事業者（令和 2 年度令和 3 年度ともアンケート回答なし）
- 本調査業務における太陽光発電事業の不適切事案のアンケート調査において回答がなかった認定事業者（令和 3 年度アンケート回答なし）

(3) 現地調査の実施

調査項目についてはチェックリスト化し調査を実施した。また調査は以下に依頼した。

調査担当者	主担当者保有資格
株式会社横浜環境デザイン	第二種電気工事士

2. 結果

(1) 全体

調査結果の概要を図表 12～27 に示す。不適切の懸念や補足等は、備考に記載している。

図表 13

○問題なし △一部不適合の懸念 □一部調査不可 ×未設置 ー適用外																			
No	リスト区分	発電所の識別	柵欄の有無	面1	面1入口	面2	面2入口	面3	面3入口	面4	面5	面6	面7	面8	総評	標識	特記事項（構内・周辺）	備考	
1	令和2年度アンケート不達	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵欄が設置されている	○	○	○		○		○	○				○	標識・痕跡ともにない			
2	令和2年度アンケート不達	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵欄が設置されている	△		△		△		△					△	標識が掲示されているが不備がある		柵欄：面①③④は高さ850mm程度で進入 possible の懸念がある。面②の背面は森林となっているが進入 possible の懸念がある 標識：掲示されているが普通紙への印字で判読できない。	
3	令和2年度アンケート不達	認定設備を特定できる	柵欄は設置されていない	×		×		×		×					×	標識・痕跡ともにない	構内に雑草が多い		
4	令和2年度アンケート不達	認定設備を特定できる	柵欄は設置されていない	×		×		×		×					×	標識・痕跡ともにない			
5	令和2年度アンケート不達	認定設備を特定できる	柵欄は設置されていない	×		×		×		×					×	標識・痕跡ともにない		設備はのり面の上にあるが、容易に立ち入ることができる。面②と学校の校庭がつながっており進入可能である	
6	令和2年度アンケート不達	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵欄が設置されている	○	○	○		－		○					○	標識が掲示されているが不備がある		柵欄：面③はのり面となっている 標識：プラスチック板に文字を記載していたテプラを貼付しているが、経年劣化により文字が消えている。	
7	令和2年度アンケート不達	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵欄が設置されている	○	○	○		○		○	○				○	標識が掲示されている		柵欄：面④⑤に藁がからまっている。 標識：プラスチック版、マジックの手書き、記載事項に一部不備がある	
8	令和2年度アンケート不達	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵欄が設置されている	○	△	□		○		□					△	標識が掲示されているが不備がある		柵欄：面①入口は施設がなく歪んでいる。面②④は設備敷地内のため高さの測定ができないが、金属製の柵欄が設置され柵越しに構内設置物に触れることができない 標識：記載事項に一部不備がある	
9	令和2年度アンケート不達	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵欄が設置されている	○	△	○		○		○					△	標識が掲示されているが不備がある		柵欄：面①入口は施設なし、面②の高さの計測ができないが進入不可である 標識：「発電設備の注意喚起」の記載はないが、ガイドラインの標識イメージと同様の項目は記載され、判読できる	
10	令和2年度アンケート不達	認定設備を含む発電所群は特定できるが、隣接する発電所と区別できない	隣接する認定設備と、柵欄を共有している懸念がある	○		△		○		○					△	標識・痕跡ともにない		柵欄：設備群として全体が囲われている。柵欄越しに設備に触れることができない。隣接する設備ID：AG11805C19が柵欄未設置のため面②方向から進入 possible の懸念がある。設備単体では面①②③④とも未設置となる可能性がある	
11	令和2年度アンケート不達	認定設備を含む発電所群は特定できるが、隣接する発電所と区別できない	隣接する認定設備と、柵欄を共有している懸念がある	○	○	△		○		○					△	標識が掲示されている		柵欄：設備群として全体が囲われている。柵欄越しに設備に触れることができない。隣接するAG11805C19が柵欄未設置のため面②方向から進入 possible の懸念がある。設備単体では面①②③④とも未設置となる可能性がある	
12	令和2年度アンケート不達	認定設備を特定できる	柵欄は設置不要、柵欄に囲まれた敷地内にある	－		－		－		－					－	適用外		設備が住宅の屋根上、カーポート上にあるため	
13	令和2年度アンケート不達	認定設備を特定できる	柵欄は設置不要、柵欄に囲まれた敷地内にある	－		－		－		－					－	適用外		設備が住宅の屋根上、カーポート上にあるため	
14	令和2年度アンケート不達	認定設備を特定できる	隣接する認定設備と、柵欄を共有している	○	○	×		×		×					×	標識の痕跡がある（今は標識はない）			
15	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を含む発電所群は特定できるが、隣接する発電所と区別できない	隣接する認定設備と、柵欄を共有している懸念がある	○		○		□		△					△	標識が掲示されているが不備がある		柵欄：面①②に藁がからまっている。面③は立地的に撮影不可となっている。面④はロープで簡易に設置されており高さ80mm程度で進入可能である 標識：「発電設備の注意喚起」の記載はないが、ガイドラインの標識イメージと同様の項目は記載され、判読できる	

図表 14

No	リスト区分	発電所の識別	柵の有無	面1	面1入口	面2	面2入口	面3	面3入口	面4	面5	面6	面7	面8	総評	標識	特記事項（構内・周辺）	備考
16	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	○		○	○	○		－					○	標識・痕跡ともにない		柵：面④は隣接する工場の壁があり進入不可である
17	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	○		○		×		○					△	標識・痕跡ともにない		
18	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	○		○		○		□					△	標識が掲示されている		柵：面③に藁がからまっている。面④は撮影可能場所から高さの測ができないが、柵越しに構内設置物に触れることができない 標識：「発電設備の注意喚起」の記載はないが、ガイドラインの標識イメージと同様の項目は記載され、判読できる
19	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	○	△	○		○		△					△	標識・痕跡ともにない		柵：面①入口に施錠がない。面④は未設置だが私有地内にあり、構内設置物に触れることができない
20	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	○	○	○		△		○					△	標識・痕跡ともにない		柵：面③は林になっている進入可能な懸念がある
21	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	柵は設置されていない	×	△	×		×		×					△	標識・痕跡ともにない		柵：面①入口にチェーンが張られているが進入可能である
22	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	○	○	○		○		×					△	標識が掲示されているが不備がある		柵：面④は設置されていないが、設備までは私有地を通る必要がある 標識：記載事項に一部不備がある
23	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	○	○	○		○		○	○				○	標識が掲示されているが不備がある		標識：記載事項に一部不備がある
24	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	○	○	○		○		○	○				○	標識が掲示されているが不備がある		標識：記載事項に一部不備がある
25	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	隣接する認定設備と、柵を共有している	○	△	○		○		△					△	標識が掲示されているが不備がある		柵：面①が隣接設備と共有、面①入口に施錠がない。面④は高さ850mm程度で進入可能な懸念がある
26	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	柵は設置されていない	×		×		×		×					×	標識・痕跡ともにない		
27	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	柵は設置されていない	×		×		×		×					×	標識・痕跡ともにない	設備が宅地の畑内に設置されている	柵：私有地内に設置されているが、公道からの距離に懸念がある
28	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	○	△	○		○		－					△	標識が掲示されているが不備がある		柵：面①入口に施錠がない 標識：カスレ・退色等が懸念される素材を使用、記載事項に一部不備がある
29	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	柵は設置されていない	×		×		×		×					×	標識・痕跡ともにない		
30	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	柵は設置されていない	×		×		×		×					×	標識・痕跡ともにない		
31	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	隣接する認定設備と、柵を共有している	○	△	○		○		○					△	標識が掲示されているが不備がある		柵：面①入口に施錠がない 標識：記載事項に一部不備がある
32	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を調査できない	調査不可	□		□		□		□					□	調査不可		私有地内に設備があり、近づいて調査ができない
33	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を調査できない	調査不可	□		□		□		□					□	調査不可	敷地内に工事重機と資材はある	該当の緯度経度に設備が存在していない
34	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	柵は設置不要、全面が、進入できない地形（崖・水路・擁壁等）ただし	－		－		－		－					－	適用外		設備が高さがあるコンテナの上にあり、容易に近づけない
35	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	柵は設置されていない	×		×		×		×					×	標識・痕跡ともにない		
36	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を含む発電所群は特定できるが、隣接する発電所と区別できない	隣接する認定設備と、柵を共有している懸念がある	△		△		△		△					△	標識・痕跡ともにない		柵：設備群として全体が囲われているが、ロープ部分から進入可能である。設備単体だと面①②③④が未設置となる可能性がある
37	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	柵は設置されていない	△		△		△		△					△	標識・痕跡ともにない		設備は公道から見えにくい場所にはある
38	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	×		×		×		△					△	標識・痕跡ともにない		柵：面④に錆、歪みがある
39	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	△		△		×		×					△	標識・痕跡ともにない		柵：面①は網と簡易の棒にて作成、面②は樹木を植えているが、進入可能な懸念がある
40	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	柵は設置されていない	×		×		×		×					×	標識・痕跡ともにない		設備が住宅に隣接している

図表 15

No	リスト区分	発電所の識別	柵のの有無	面1	面1入口	面2	面2入口	面3	面3入口	面4	面5	面6	面7	面8	総評	標識	特記事項（構内・周辺）	備考
41	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	柵は設置されていない	×		×		×		×					×	標識・痕跡ともない		
42	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を調査できない	調査不可	□		□		□		□					□	調査不可		該当の緯度経度に設備が存在していない
43	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	○		×		○		○					△	標識・痕跡ともない		柵：面②は側道に面しており進入可能な懸念がある
44	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を含む発電所群は特定できるが、隣接する発電所と区別できない	隣接する認定設備と、柵を共有している懸念がある	△		○		□							△	標識・痕跡ともない		柵：面①が一部欠損している。面③は撮影可能場所から目視確認ができない。設備単体の区別がつかない
45	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	○	△	○		○		○					△	標識・痕跡ともない		柵：面①入口に施錠がない
46	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	○		○		○		□					△	標識・痕跡ともない		柵：面④が私有地内にあり目視確認ができない
47	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を含む発電所群は特定できるが、隣接する発電所と区別できない	隣接する認定設備と、柵を共有している懸念がある	△		○		○		○					△	標識・痕跡ともない		柵：設備全体が囲われているが、面①の金網が一部欠損している。設備単体の区別がつかない
48	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を含む発電所群は特定できるが、隣接する発電所と区別できない	隣接する認定設備と、柵を共有している懸念がある	△		○		○		○					△	標識・痕跡ともない		柵：設備全体が囲われているが、面①の金網が一部欠損している。設備単体の区別がつかない
49	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	×		×		×		×	△				△	標識・痕跡ともない		柵：設備は盛り土の上にあるが進入可能である。面⑤は私有地内にあり高さの計測ができない
50	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	-		□		□		□					□	標識・痕跡ともない		柵：面①は目の前が小さな河川になっており適用外の可能性あり。面②③④は設置されているが、私有地内の奥にあり撮影可能場所から、柵の高さや設備までの距離が計測ができない
51	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	柵は設置されていない	△		×		×		×					△	標識・痕跡ともない		柵：面①の一部にネットがある
52	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	柵は設置されていない	×		×		×		×					×	標識・痕跡ともない		
53	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	柵は設置されていない	×		×		×		×					×	標識・痕跡ともない		設備は住宅と近接している
54	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	△		△		×		×					△	標識・痕跡ともない		柵：面①②は私有地のため高さや設備までの距離が計測できない
55	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	○	○	○		○		○					○	標識・痕跡ともない		
56	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	○	○	○		○		○					○	標識・痕跡ともない		
57	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	○	○	○		○		○					○	標識・痕跡ともない		
58	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	○	○	○		□		○					□	標識・痕跡ともない		柵：面③は私有地内にあり調査不可となっている
59	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	○	○	×		×		○					△	標識・痕跡ともない		柵：面②③は隣接する畑から進入可能な懸念がある
60	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	○	○	○		○		○					○	標識が掲示されているが不備がある		標識：記載事項に一部不備がある

図表 16

No	リスト区分	発電所の識別	柵等の有無	面1	面1入口	面2	面2入口	面3	面3入口	面4	面5	面6	面7	面8	総評	標識	特記事項（境内・周辺）	備考
61	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵等が設置されている	○	○	○		○		○					○	標識が掲示されているが不備がある		標識：記載事項に一部不備がある（立入禁止の看板のみ）
62	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵等が設置されている	○	○	○		○		○					○	標識が掲示されているが不備がある		標識：「発電設備の注意喚起」の記載はないが、ガイドラインの標識イメージと同様の項目は記載され、判読できる
63	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵等が設置されている	○	○	○		○		-					○	標識・痕跡ともにない		
64	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵等が設置されている	○	○	○		○		×					△	標識が掲示されているが不備がある		柵等：面④は住宅に隣接しているが進入可能な懸念がある 標識：「発電設備の注意喚起」の記載はないが、ガイドラインの標識イメージと同様の項目は記載され、判読できる
65	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵等が設置されている	△		○		-		-					△	標識が掲示されているが不備がある		柵等：面①は柵の手前に木製バレットが積まれているが一部崩壊、面③の後ろは森林となっており進入不可である、面④は急斜面に面しており進入不可である 標識：記載事項に一部不備がある
66	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	柵等は設置不要、全面が、進入できない地形（崖・水路・擁壁等）ただし	-		-		-		-					-	適用外	設備につながる道が1本かつ、10m以上の森林があり人が通れる道はない	
67	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵等が設置されている	○	○	○		□		○					□	標識が掲示されている		該当する精度程度には設備ID：AF130520C19が存在している 柵等：面③は私有地の奥にあり目視確認ができない、面④は高さの測定できないが、柵越しに設備に触れることができない 標識：寫が絡まり判読しづらい
68	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵等が設置されている	○	○	-		□		○	-				□	標識が掲示されているが不備がある		柵等：面②は10m以上の森林があり進入不可である、面③は撮影可能場所から目視確認ができない、面⑤は斜面となっており進入不可である 標識：「発電設備の注意喚起」の記載はないが、ガイドラインの標識イメージと同様の項目は記載され、判読できる
69	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵等が設置されている	○		○		○		○					○	標識・痕跡ともにない		柵等：屋根上の設置のため不要、一部敷地内にも設備があるが敷地を大きく柵が囲っている
70	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵等が設置されている	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	標識・痕跡ともにない		
71	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵等が設置されている	○	○	○		□		○					□	標識が掲示されているが不備がある		柵等：面③は撮影可能場所からの目視確認ができない 標識：記載事項に一部不備がある
72	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵等が設置されている	○		○		□		×					□	標識・痕跡ともにない		柵等：面③は私有地内につき調査不可となっている
73	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵等が設置されている	○	○	○		○		○					○	標識・痕跡ともにない		
74	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵等が設置されている	○	○	○		○		○					○	標識が掲示されているが不備がある		標識：記載事項に一部不備がある
75	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵等が設置されている	○		○	△	×		×					△	標識が掲示されている	設備自体が急こう配（30度以上）の箇所に設置されてある	

図表 17

No	リスト区分	発電所の識別	柵のの有無	面1	面1入口	面2	面2入口	面3	面3入口	面4	面5	面6	面7	面8	総評	標識	特記事項（構内・周辺）	備考
76	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	○		○		○		○					○	標識・痕跡ともにない		
77	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	○	○	○		○		○					○	標識が掲示されている		標識：記載事項に一部不備がある
78	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	○	○	○		○		○					○	標識・痕跡ともにない		
79	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	○	○	○		△		△					△	標識が掲示されている		柵：面③④は高さが1000mm程度であり、柵越しに構内設置物に触れることができる
80	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	調査不可	□		□		□		□					□	調査不可	設備全体が森林の中にあり、たどり着くことができない。一部金属製の柵が	
81	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	○	○	○		○		○					○	標識・痕跡ともにない		柵：私有地内に設置されており、高さの測定はできないが、柵越しに設備に触れることができない
82	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	△	○	○		○		○					△	標識・痕跡ともにない		柵：面①に一部柵がない箇所がある
83	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	○	○	-		-		○	○				○	標識が掲示されている		柵：面②③は10m以上の森林があり進入不可である
84	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	○	○	○		×		○					△	標識が掲示されているが不備がある		柵：面②に葎がからまっている 標識：記載事項に一部不備がある
85	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	△	○	-		△		△	×	△	-		△	標識が掲示されているが不備がある		柵：面①③④⑥は単管で設置、柵越しに設備に触れることはできないが、隙間から進入可能な懸念がある 標識：記載事項に一部不備がある
86	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	×		□		□		□					□	標識・痕跡ともにない		柵：面②③④は私有地内のため高さの測定ができないが、金属製の柵が設置されており、柵越しに設備に触れることはできない
87	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	×		□		□		□					□	標識・痕跡ともにない		柵：面②③④は金属製の柵が設置されており、柵越しに設備に触れることはできないが、私有地内のため高さの測定が不可となっている
88	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	隣接する認定設備と、柵を共有している	○		○	△	○		△					△	標識が掲示されている		柵：面②入口は門扉がなく開放されている。設備単体でみると面④が未設置となる可能性がある
89	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	柵は設置されていない	×		×		×		×					×	標識・痕跡ともにない		
90	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	○	△	□		○		□					△	標識が掲示されているが不備がある		柵：面①入口に施錠がない、面②③は設置されているが、設備敷地内にあり高さの測定ができない 標識：「発電設備の注意喚起」の記載はないが、ガイドラインの標識イメージと同様の項目は記載され、判読できる
91	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	○	△	×		×		×					△	標識が掲示されているが不備がある		柵：面①入口に施錠がない 標識：記載事項に一部不備がある
92	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	柵は設置されていない	×		×		×		×					×	標識・痕跡ともにない		
93	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	-		○		×		×					△	標識が掲示されているが不備がある		柵：面①は水路に面している 標識：記載事項に一部不備がある
94	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	○	△	○		○		○					△	標識が掲示されているが不備がある		該当する精度精度は設備ID：AG77512C19が存在している 柵：面①入口に施錠がない
95	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	柵は設置されていない	×		×		×		×					×	標識・痕跡ともにない		

図表 18

No	リスト区分	発電所の識別	柵欄の有無	面1	面1入口	面2	面2入口	面3	面3入口	面4	面5	面6	面7	面8	総評	標識	特記事項（構内・周辺）	備考
96	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵欄が設置されている	○	△	○		○		○					△	標識・痕跡ともにない		柵欄：面①入口に施錠がない
97	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を含む発電所群は特定できるが、隣接する発電所と区別できない	隣接する認定設備と、柵欄を共有している懸念がある	○	△	△		○		△					△	標識・痕跡ともにない		柵欄：設備群として全体は囲われており、柵越しに設備に触れることができない。面①入口に施錠がない。設備単体では面②④が未設置となる可能性がある
98	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を含む発電所群は特定できるが、隣接する発電所と区別できない	隣接する認定設備と、柵欄を共有している懸念がある	○	△	△		○		△					△	標識・痕跡ともにない		柵欄：設備群として全体は囲われており、柵越しに設備に触れることができない。面①入口に施錠がない。設備単体では面②④が未設置となる可能性がある
99	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を含む発電所群は特定できるが、隣接する発電所と区別できない	隣接する認定設備と、柵欄を共有している懸念がある	○	△	△		○		△					△	標識・痕跡ともにない		柵欄：設備群として全体は囲われており、柵越しに設備に触れることができない。面①入口に施錠がない。設備単体では面②④が未設置となる可能性がある
100	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を含む発電所群は特定できるが、隣接する発電所と区別できない	隣接する認定設備と、柵欄を共有している懸念がある	○	△	○		○		△					△	標識・痕跡ともにない	発電所の内外ともに雑草が多い（柵欄が見えにくい）	柵欄：設備群として全体は囲われており、柵越しに設備に触れることができない。面①入口に施錠がない。設備単体でみると面④が未設置となる可能性がある
101	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を含む発電所群は特定できるが、隣接する発電所と区別できない	隣接する認定設備と、柵欄を共有している懸念がある	○	△	△		○		△					△	標識・痕跡ともにない	発電所の内外ともに雑草が多い（柵欄が見えにくい）	柵欄：設備群として全体は囲われており、柵越しに設備に触れることができない。面①入口に施錠がない。設備単体でみると面④が未設置となる可能性がある
102	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を含む発電所群は特定できるが、隣接する発電所と区別できない	隣接する認定設備と、柵欄を共有している懸念がある	○	△	△		○		○					△	標識・痕跡ともにない	発電所の内外ともに雑草が多い（柵欄が見えにくい）	柵欄：設備群として全体は囲われており、柵越しに設備に触れることができない。面①入口に施錠がない。設備単体でみると面④が未設置となる可能性がある
103	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵欄が設置されている	○		○		○		○					○	標識が掲示されているが不備がある		標識：記載事項に一部不備がある
104	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵欄が設置されている	△		○		○		○					△	標識・痕跡ともにない		柵欄：面①はチェーンが設置されているが容易に進入可能である
105	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	柵欄は設置不要、柵欄に囲まれた敷地内にある	－		－		－		－					－	適用外		
106	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵欄が設置されている	－		－		○		□					□	標識・痕跡ともにない		柵欄：設備が高さ1500mm超の石垣の上にある、面④は私有地内のため調査不可となっている
107	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵欄が設置されている	○	△	△		×		×	×	×	×	×	△	標識が掲示されているが不備がある		柵欄：面②は途中まであり 標識：「発電設備の注意喚起」の記載はないが、ガイドラインの標識イメージと同様の項目は記載され、判読できる
108	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	柵欄は設置されていない	×		×		×		×					×	標識・痕跡ともにない		
109	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を調査できない	調査不可	□		□		□		□					□	調査不可		該当の緯度経度に設備が存在していない
110	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を含む発電所群は特定できるが、隣接する発電所と区別できない	隣接する認定設備と、柵欄を共有している懸念がある	△		△		△		△					△	標識・痕跡ともにない		柵欄：設備群として全体が囲われている。柵越しに設備に触れることができない。設備単体だと面①②③④が未設置となる可能性がある。隣接する設備ID：AG11805C19が柵欄未設置のため面②方向から進入可能の懸念がある
111	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を含む発電所群は特定できるが、隣接する発電所と区別できない	隣接する認定設備と、柵欄を共有している懸念がある	△	△	×		×		×					△	標識・痕跡ともにない		柵欄：設備群全体として囲われている。面①は単管で作成されており、隙間から進入可能な懸念がある。面①入口は門扉、施錠がない。設備群に容易に進入可能である
112	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を調査できない	調査不可	□		□		□		□					□	調査不可		該当の緯度経度に設備が存在していない
113	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を含む発電所群は特定できるが、隣接する発電所と区別できない	隣接する認定設備と、柵欄を共有している懸念がある	○	△	○		△		○					△	標識が掲示されている		柵欄：設備群全体として囲われている。面①入口は施錠がない。設備単体で見ると面③が未設置となる可能性がある 標識：「発電設備の注意喚起」の記載はないが、ガイドラインの標識イメージと同様の項目は記載され、判読できる
114	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	柵欄は設置されていない	×		×		×		×					×	標識・痕跡ともにない		
115	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	柵欄は設置されていない	×		×		×		×					×	標識・痕跡ともにない		

図表 19

No	リスト区分	発電所の識別	柵の有无	面1	面1入口	面2	面2入口	面3	面3入口	面4	面5	面6	面7	面8	総評	標識	特記事項（構内・周辺）	備考
116	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を含む発電所群は特定できるが、隣接する発電所と区別できない	隣接する認定設備と、柵を共有している懸念がある	△	△	○		○		○					○	標識が掲示されている		柵：設備群として全体が囲われている、柵越しに設備に触れることができない。面①入口に施設がない。設備単体だと面①が未設置となる可能性がある
117	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	○	△	○		○		○					△	標識が掲示されているが不備がある		柵：面①入口は施設がない。面②③④は撮影可能場所から高さの測定ができないが、柵越しに設備に触れることができない 標識：「発電設備の注意喚起」の記載はないが、ガイドラインの標識イメージと同様の項目は記載され、判読できる
118	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を含む発電所群は特定できるが、隣接する発電所と区別できない	隣接する認定設備と、柵を共有している懸念がある	△		△		△		△					△	標識・痕跡ともにない		柵：設備群として全体が囲われている。柵越しに設備に触れることができない。設備単体だと面①②③④が未設置となる可能性がある。隣接する設備ID：AG11805C19が柵未設置のため面②方向から進入可能の懸念がある
119	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	△		×		×		×					△	標識・痕跡ともにない		柵：面①にロープが張られているが、容易にすり抜け可能である
120	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を含む発電所群は特定できるが、隣接する発電所と区別できない	隣接する認定設備と、柵を共有している懸念がある	○	△	○		○		○					△	標識・痕跡ともにない		柵：設備群として全体が囲われている。柵越しに設備に触れることができない。面①入口の施設は針金で固定されており、進入可能の懸念がある。設備単体の区別がつかない
121	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を含む発電所群は特定できるが、隣接する発電所と区別できない	隣接する認定設備と、柵を共有している懸念がある	○	△	○		○		○					△	標識・痕跡ともにない		柵：設備群として全体が囲われている。柵越しに設備に触れることができない。面①入口の施設は針金で固定されており、進入可能の懸念がある。設備単体の区別がつかない
122	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	△	△	×		×		×					△	標識・痕跡ともにない		柵：面①はロープが張られているが容易に進入可能である。面①入口はチェーンが張られているが容易に進入可能である
123	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	調査不可	□		□		□		□					□	調査不可		設備が私有地内にあり調査不可となっている
124	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を含む発電所群は特定できるが、隣接する発電所と区別できない	隣接する認定設備と、柵を共有している懸念がある	○	△	○		△		○					△	標識・痕跡ともにない		柵：設備群全体として囲われている。柵越しに設備に触れることができない。面①入口は施設がない。設備単体で見ると面③が未設置となる可能性がある 標識：「発電設備の注意喚起」の記載はないが、ガイドラインの標識イメージと同様の項目は記載され、判読できる
125	令和2年度令和3年度ともにアンケート回答なし	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	○	○	○		○		○					○	調査不可		標識：標識が掲示されているが、撮影可能場所から目視で内容が確認できない
126	令和3年度アンケート不達	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	○	○	○		○		○	○	○			○	標識が掲示されているが不備がある		柵：面②④に藁がからまっている 標識：記載事項に一部不備がある
127	令和3年度アンケート不達	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	○	○	○		○		○					○	標識が掲示されているが不備がある		標識：記載事項に一部不備がある
128	令和3年度アンケート不達	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	○	○	○		○		○					○	標識が掲示されているが不備がある		標識：「発電設備の注意喚起」の記載はないが、ガイドラインの標識イメージと同様の項目は記載され、判読できる
129	令和3年度アンケート不達	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	○	○	○		○		○					○	標識が掲示されている		柵：設置されているが全体的に藁や草が絡まっている 標識：掲示されているが藁や草が絡まっている
130	令和3年度アンケート不達	認定設備を含む発電所群は特定できるが、隣接する発電所と区別できない	隣接する認定設備と、柵を共有している懸念がある	○	○	○		○		○	○				○	標識が掲示されているが不備がある		柵：設備群として全体が囲われている。柵越しに設備に触れることができない。設備単体での区別がつかない 標識：記載事項に一部不備がある

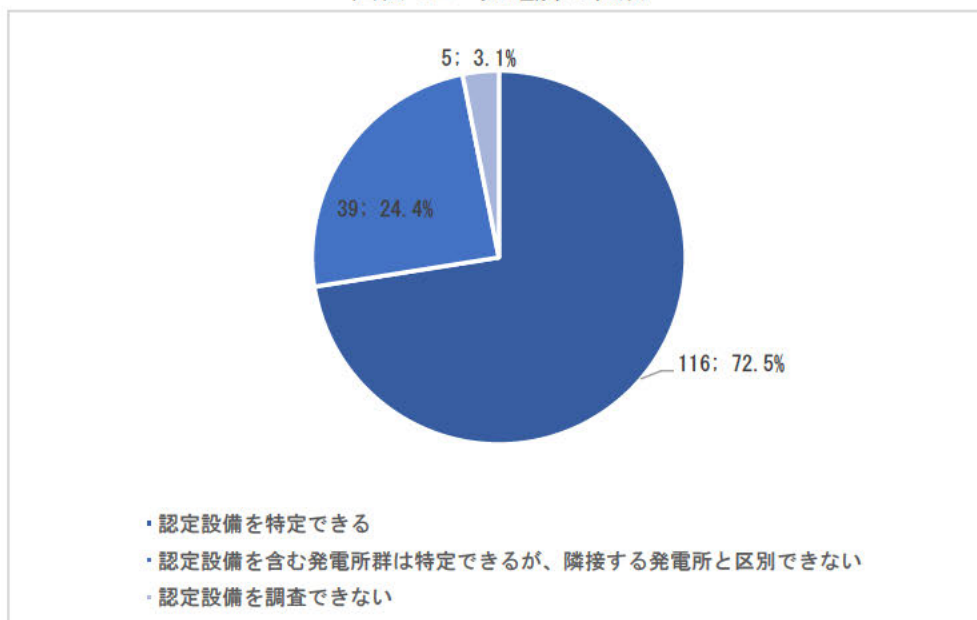
図表 20

No	リスト区分	発電所の識別	柵欄の有無	面1	面1入口	面2	面2入口	面3	面3入口	面4	面5	面6	面7	面8	総評	標識	特記事項（構内・周辺）	備考
131	令和3年度アンケート不達	認定設備を含む発電所群は特定できるが、隣接する発電所と区別できない	隣接する認定設備と、柵欄を共有している懸念がある	○	○	○		○		○	○				○	標識が掲示されているが不備がある		柵欄：設備群として全体が囲われている。柵欄越しに設備に触れることができない。設備単体での区別がつかない 標識：記載事項に一部不備がある
132	令和3年度アンケート不達	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵欄が設置されている	○		○		○		○					○	標識が掲示されているが不備がある	設備内外に雑草が多い	柵欄：面①入口は門扉のようなものが設置されているが開閉はできない 標識：「発電設備の注意喚起」の記載はないが、ガイドラインの標識イメージと同様の項目は記載され、判読できる
133	令和3年度アンケート不達	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵欄が設置されている	○		○		○		○					○	標識が掲示されている	発電所内外に雑草が多い	柵欄：面①入口は門扉のようなものが設置されているが開閉はできない 標識：「発電設備の注意喚起」の記載はないが、ガイドラインの標識イメージと同様の項目は記載され、判読できる
134	令和3年度アンケート不達	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵欄が設置されている	△		△		△		△					△	標識・痕跡ともにない		柵欄：面①②③④ともに傾きがあり、蒿が絡まっている
135	令和3年度アンケート不達	認定設備を含む発電所群は特定できるが、隣接する発電所と区別できない	隣接する認定設備と、柵欄を共有している懸念がある	○		△		○		○					△	標識・痕跡ともにない		柵欄：設備群として全体が囲われているが、面②の一部が50cmとなっており進入可能な懸念がある。設備単体の区別がつかない
136	令和3年度アンケート不達	認定設備を含む発電所群は特定できるが、隣接する発電所と区別できない	隣接する認定設備と、柵欄を共有している懸念がある	○		△		○		○					△	標識・痕跡ともにない		柵欄：設備群として全体が囲われているが、面②の一部が50cmとなっており進入可能な懸念がある。設備単体の区別がつかない
137	令和3年度アンケート不達	認定設備を含む発電所群は特定できるが、隣接する発電所と区別できない	隣接する認定設備と、柵欄を共有している懸念がある	○		△		○		○					△	標識・痕跡ともにない		柵欄：設備群として全体が囲われているが、面②の一部が50cmとなっており進入可能な懸念がある。設備単体の区別がつかない
138	令和3年度アンケート不達	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵欄が設置されている	○	○	○		○		○					○	標識が掲示されているが不備がある		標識：A4用紙に印刷したものをクリアファイルに入れており、かすれて判読できない。記載事項に一部不備がある
139	令和3年度アンケート不達	認定設備を含む発電所群は特定できるが、隣接する発電所と区別できない	隣接する認定設備と、柵欄を共有している懸念がある	○	○	△		○		△					○	標識・痕跡ともにない		柵欄：設備群として全体が囲われている。柵欄越しに設備に触れることができない。設備単体だと面②④が未設置となる可能性がある
140	令和3年度アンケート不達	認定設備を含む発電所群は特定できるが、隣接する発電所と区別できない	隣接する認定設備と、柵欄を共有している懸念がある	○	○	△		○		△					○	標識・痕跡ともにない		柵欄：設備群として全体が囲われている。柵欄越しに設備に触れることができない。設備単体だと面②④が未設置となる可能性がある
141	令和3年度アンケート不達	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵欄が設置されている	○		○		○		○					○	標識が掲示されているが不備がある	設備の内外に雑草が多い	柵欄：面①入口は門扉のようなものが設置されているが開閉はできない 標識：「発電設備の注意喚起」の記載はないが、ガイドラインの標識イメージと同様の項目は記載され、判読できる
142	令和3年度アンケート不達	認定設備を含む発電所群は特定できるが、隣接する発電所と区別できない	隣接する認定設備と、柵欄を共有している懸念がある	○	○	△		○		△					○	標識・痕跡ともにない		柵欄：設備群として全体が囲われている。柵欄越しに設備に触れることができない。設備単体だと面②④が未設置となる可能性がある
143	令和3年度アンケート不達	認定設備を含む発電所群は特定できるが、隣接する発電所と区別できない	隣接する認定設備と、柵欄を共有している懸念がある	○	○	△		△		○					○	標識・痕跡ともにない		柵欄：設備群として全体が囲われている。柵欄越しに設備に触れることができない。設備単体だと面②③が未設置となる可能性がある
144	令和3年度アンケート不達	認定設備を含む発電所群は特定できるが、隣接する発電所と区別できない	隣接する認定設備と、柵欄を共有している懸念がある	○	○	△		△		○					○	標識・痕跡ともにない		柵欄：設備群として全体が囲われている。柵欄越しに設備に触れることができない。設備単体だと面②③が未設置となる可能性がある
145	令和3年度アンケート不達	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵欄が設置されている	○	△	○		○		○					△	標識が掲示されている		柵欄：面①入口は施錠がない

図表 21

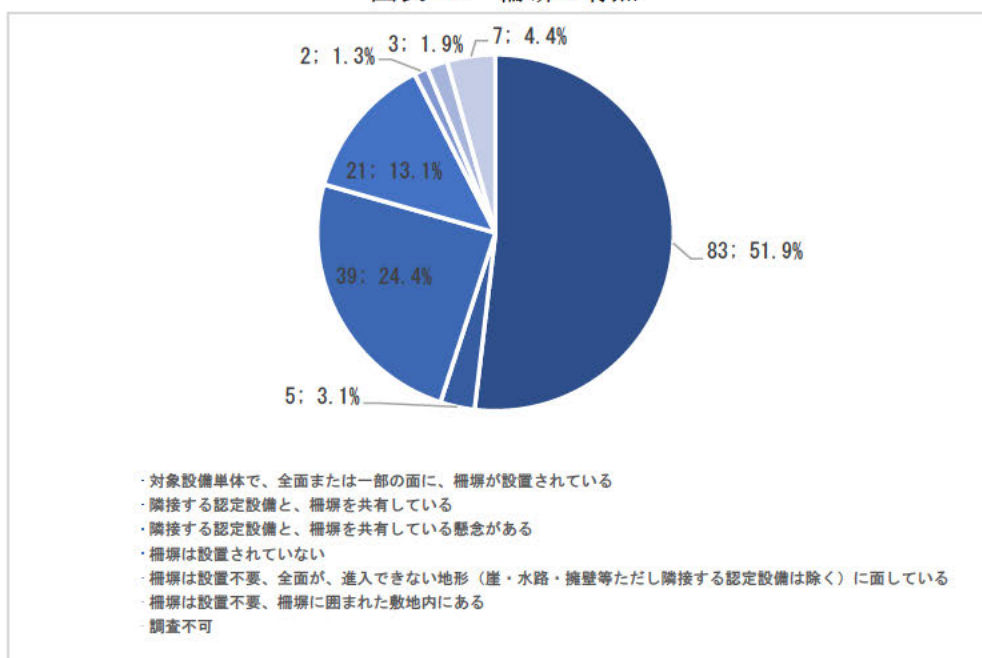
No	リスト区分	発電所の識別	柵の有无	面1	面1入口	面2	面2入口	面3	面3入口	面4	面5	面6	面7	面8	総評	標識	特記事項（構内・周辺）	備考
146	令和3年度アンケート不達	認定設備を含む発電所群は特定できるが、隣接する発電所と区別できない	隣接する認定設備と、柵を共有している懸念がある	○	○	△		○		△					○	標識が掲示されているが不備がある		柵：設備群として全体が囲われている。柵越しに設備に触れることができない。設備単体だと面②④が未設置となる可能性がある
147	令和3年度アンケート不達	認定設備を含む発電所群は特定できるが、隣接する発電所と区別できない	隣接する認定設備と、柵を共有している懸念がある	○	○	△		○		△					○	標識が掲示されているが不備がある		柵：設備群として全体が囲われている。柵越しに設備に触れることができない。設備単体だと面②④が未設置となる可能性がある
148	令和3年度アンケート不達	認定設備を含む発電所群は特定できるが、隣接する発電所と区別できない	隣接する認定設備と、柵を共有している懸念がある	○	○	△		○		△					○	標識が掲示されているが不備がある		柵：設備群として全体が囲われている。柵越しに設備に触れることができない。設備単体だと面②④が未設置となる可能性がある
149	令和3年度アンケート不達	認定設備を含む発電所群は特定できるが、隣接する発電所と区別できない	隣接する認定設備と、柵を共有している懸念がある	○	○	△		○		△					○	標識が掲示されているが不備がある		柵：設備群として全体が囲われている。柵越しに設備に触れることができない。設備単体だと面②④が未設置となる可能性がある
150	令和3年度アンケート不達	認定設備を含む発電所群は特定できるが、隣接する発電所と区別できない	隣接する認定設備と、柵を共有している懸念がある	○	○	△		○		△					○	標識が掲示されているが不備がある		柵：設備群として全体が囲われている。柵越しに設備に触れることができない。設備単体だと面②④が未設置となる可能性がある
151	令和3年度アンケート不達	認定設備を特定できる	隣接する認定設備と、柵を共有している	○	○	○		△		○					△	標識が掲示されているが不備がある		柵：設備群として全体が囲われている。柵越しに設備に触れることができない。設備単体だと面②④が未設置となる可能性がある
152	令和2年度現地調査不適切の改善済確認調査	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	○	○	○		○		○					○	標識が掲示されているが不備がある		標識：「発電設備の注意喚起」の記載はないが、ガイドラインの標識イメージと同様の項目は記載され、判読できる
153	令和2年度現地調査不適切の改善済確認調査	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	○	○	○		○		○					○	標識の痕跡がある（今は標識はない）		標識：結束バンドで簡易に留めていたため、雨風に飛ばれている可能性がある
154	令和2年度現地調査不適切の改善済確認調査	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	○		○		○		○					○	標識・痕跡ともにない		柵：面④に葛が絡まっている
155	令和2年度現地調査不適切の改善済確認調査	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	□		□		□		○					□	標識・痕跡ともにない		柵：面①②③は私有地内のため高さの測定ができないが、金属製で柵越しに構内設置物に触れることはできない
156	令和2年度現地調査不適切の改善済確認調査	認定設備を含む発電所群は特定できるが、隣接する発電所と区別できない	隣接する認定設備と、柵を共有している懸念がある	○	○	△		－		△					△	標識が掲示されているが不備がある		柵：設備群として全体が囲われている。柵越しに設備に触れることができない。面③は10m以上の林となっていて進入不可である。設備単体では面②④が未設置となる可能性がある 標識：「発電設備の注意喚起」の記載はないが、ガイドラインの標識イメージと同様の項目は記載され、判読できる
157	令和2年度現地調査不適切の改善済確認調査	認定設備を含む発電所群は特定できるが、隣接する発電所と区別できない	隣接する認定設備と、柵を共有している懸念がある	○	○	○		－		○					○	標識が掲示されているが不備がある		柵：設備群として全体が囲われている。柵越しに設備に触れることができない。面③はすぐ隣が崖となっており進入不可である。設備単体での区別がつかない 標識：「発電設備の注意喚起」の記載はないが、ガイドラインの標識イメージと同様の項目は記載され、判読できる
158	令和2年度現地調査不適切の改善済確認調査	認定設備を含む発電所群は特定できるが、隣接する発電所と区別できない	隣接する認定設備と、柵を共有している懸念がある	○	○	○		－		○					○	標識が掲示されているが不備がある		柵：設備群として全体が囲われている。柵越しに設備に触れることができない。面③はすぐ隣が崖となっており進入不可である。設備単体での区別がつかない 標識：「発電設備の注意喚起」の記載はないが、ガイドラインの標識イメージと同様の項目は記載され、判読できる
159	令和2年度現地調査不適切の改善済確認調査	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	○	○	○	○	○		○					○	標識が掲示されているが不備がある		柵：面②入口は面④についている 標識：記載事項に一部不備がある
160	令和2年度現地調査不適切の改善済確認調査	認定設備を特定できる	対象設備単体で、全面または一部の面に、柵が設置されている	○		○		○		○					○	標識が掲示されている		

図表 22 発電所の種別



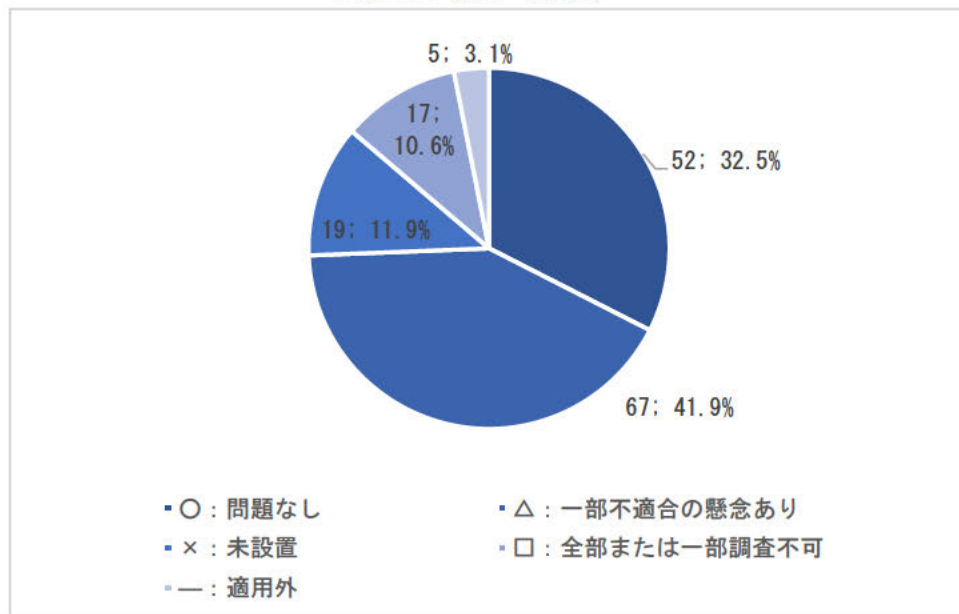
認定設備を特定できる	116
認定設備を含む発電所群は特定できるが、隣接する発電所と区別できない	39
認定設備を調査できない	5
合計	160

図表 23 柵塀の有無



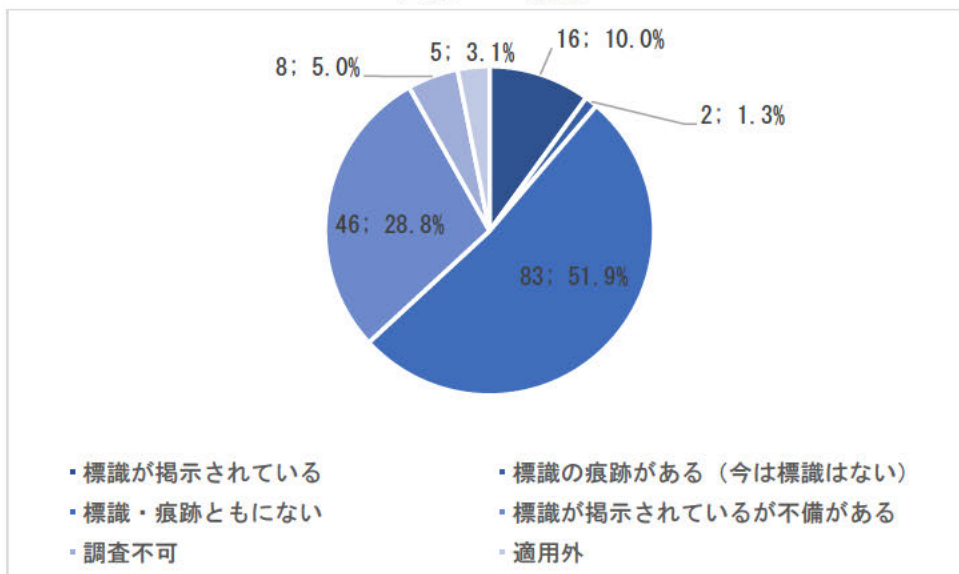
対象設備単体で、全面または一部の面に、柵塀が設置されている	83
隣接する認定設備と、柵塀を共有している	5
隣接する認定設備と、柵塀を共有している懸念がある	39
柵塀は設置されていない	21
柵塀は設置不要、全面が、進入できない地形（崖・水路・擁壁等ただし隣接する認定設備は除く）に面している	2
柵塀は設置不要、柵塀に囲まれた敷地内にある	3
調査不可	7
合計	160

図表 24 総評（柵塀）



○：問題なし	52
△：一部不適合の懸念あり	67
×：未設置	19
□：全部または一部調査不可	17
—：適用外	5
合計	160

図表 25 標識



標識が掲示されている	16
標識の痕跡がある（今は標識はない）	2
標識・痕跡ともにない	83
標識が掲示されているが不備がある	46
調査不可	8
適用外	5
合計	160

図表 26 令和2年度現地調査不適切の改善確認調査の改善状況

	内容
個人	柵塀がなかったが、柵塀を確認することはできた。ただし私有地内のため高さ等の測定ができない
	面②から面③にかけて一部不適合の懸念があったが、崖のため設置不要と判断。また設備の区別ができないが設備全体としては柵塀は適正な設置状態であると思われる
	面②から面③にかけて一部不適合の懸念があったが、崖のため設置不要と判断。また設備の区別ができないが設備全体としては柵塀は適正な設置状態であると思われる
	入口がなかったためメンテナンスのアクセス懸念があったが、本調査でも入口はなかったものの、構内・周辺に異常はなく、柵塀・標識ともに適正な設置状況である
法人	面②④③未設置であったが、設備全体としては柵塀が設置されているため面②④については不適合の懸念、面③は10m以上の林のため設置不要と判断した
	標識がなかったが、一部不備は残るものの標識が掲示されている
	標識がなかったが、一部不備は残るものの標識が掲示されている
	標識がなかったが、標識の痕跡はあるものの雨風にて飛ばされている可能性がある
	柵塀の共有疑義があったが、設備単体の設置と判断、ただし以前あった標識がなくなっている

(2) 不適切な状況の個別事例

柵塀・標識が設置されているが、不適切な状況が発生している事例を以下に示す。

ア 柵塀

柵塀越しに設備に接触可能



隙間から進入可能



一部柵がないところから進入可能



入口のチェーンから進入可能



石垣を登って進入可能



一部の高さが低く進入可能



傾いている

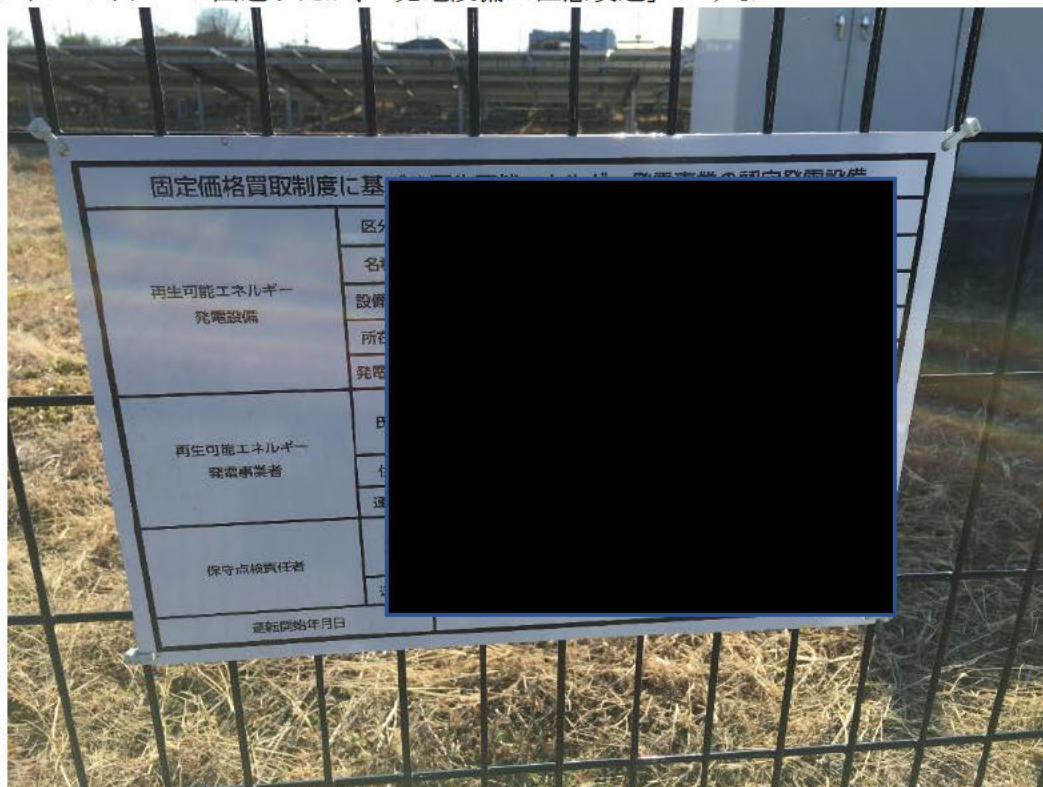


植木の隙間から進入可能



イ 標識

ガイドラインのイメージ図通りだが、「発電設備の注意喚起」のみない



普通紙への印字のため読めなくなっている



破損している



3. 考察

本調査では、すべての認定事業者について現地調査を実施したわけではないため、実態を正確に把握したとは断定できないが、課題解決に向けた仮説立てに寄与できる。柵塀においては半数以上の認定事業者は一部不適合の懸念、もしくは未設置の状態であり、標識においてもほとんどが未設置、不備がある状態であった。

今回は主にアンケート未回収の認定事業者を調査対象としたため、事業計画策定ガイドラインの内容理解や学習量との関係性を分析することはできないが、設置状況をみると、その存在と重要性、また遵守することへの認識が低い懸念があり、今後より強い働きかけが必要である。

また柵塀および標識の設置基準においては、各設備が設置されている立地状況にもよるが、特定の不備も一定数見受けられることから、図や目安となる具体的な数値を用いたチェックリストなどで視覚的にもより理解しやすい内容とすることも有効であると推測される。その内容を郵送、メール、電話など複数の手段を組合わせた幅広く直接的な周知と、不備改善後は認定事業からの画像による報告などもあわせて行う必要があると思われる。

III 報告書 附属編（太陽光発電事業の不適切事案のアンケート調査における属性調査項目）

1. 【再掲】実施内容

本調査では、アンケート票及び説明資料の作成、アンケートの送付・回収、問い合わせ対応、督促及び不備対応、回収した回答の整理・報告を実施した。アンケート事務局は、パーソルテンプスタッフ株式会社内に設置した。

（1）アンケート票及び説明資料の作成

アンケート票は、前年度実施分との比較を容易にするため、今年度も柵塀・標識の設置等、認定基準の遵守状況に関する中核的な調査項目と、副次的な基礎情報の習得分析を目的とした属性調査項目を、それぞれ以下のように設計した。

●中核的な調査項目

- ・認定基準と、認定取り消しの考え方を知っているか
- ・順守状況の認識
- ・順守できていなかった理由
- ・対応状況または計画
- ・他の自身の認定設備に関する順守の誓約

●属性調査項目

- ・電気設備等に関する有資格者へのアクセス
- ・売上および年収における FIT 収入の割合
- ・所有する FIT 認定設備の件数・容量
- ・事業計画策定ガイドラインの知識
- ・再エネや FIT 制度に関する情報収集状況

説明資料としては、本調査の背景、法的位置づけ、想定問答、そして適切な柵塀設置のための参考情報を整理した。いずれも、対象となる FIT 認定事業者が、改正 FIT 法等について必ずしも十分な知見がないことを想定し、簡潔に取りまとめるよう努めた。

実際に使用されたアンケート票及び説明資料は、報告書資料編に掲載する。

（2）アンケートの送付・回収

送付に当たっては、紙面に印刷のうえ郵送配付し、回収に当たってはアンケート記入後に FIT 認定事業者による郵送とした。いずれも対象は認定設備単位とした。

（3）問い合わせ対応

アンケート票及び説明資料を受信した FIT 認定事業者からは、「いつまでに」「何をすればいいのか」「締め切りに間に合わないが、どうなるのか」「回答は必須か」など、アンケートの設問に対する問い合わせだけでなく、本調査全般・周辺に関する問い合わせも想定された。基本的には、説明資料に「よくあるご質問・回答」を記載することで対応としたが、それ以外の質問や確認に対応するため、コールセンターを設置した。

コールセンターについては、担当者に、想定問答に関する研修を実施した。またその場で適切な回答が難しいと判断した内容については、対応履歴表で管理し、事務局内で検討・確認の上回答するなどの対応とした。また事務局内では回答できない質問については、関東経済産業局資源エネルギー環境部新エネルギー対策課と適宜相談し対応した。

コールセンターは、パーソルテンプスタッフ株式会社芝オフィス内に設置した。

（4）督促及び不備対応

本調査では、目標回収率を7割程度と設定し、期限までに回答がない FIT 認定事業者に対する督促と回答に不備がある際の確認を行い、状況により再送付を依頼した。

(5) 調査対象

関東経済産業局資源エネルギー環境部新エネルギー対策課から提供された、関東経済産業局管内の FIT 認定設備 1,096 件と、FIT 認定事業者を対象とした。FIT 認定事業者については住所も提供を受け、それをアンケート調査票及び説明資料の送付先とした。

宛先不明で返信されたものについては、事務局は関東経済産業局資源エネルギー環境部新エネルギー対策課と適宜相談し、個別に対応した。

2. 結果

(1) 【再掲】調査の概要

アンケート調査の概要は以下の通りである。宛先不明 31 件を除く 1,065 件に対する有効回答数は 766 件であり、回収率は 71.9%となった。

図表 27 アンケート調査概要

調査対象	標識・柵塀の設置状況に疑義のある F I T 認定設備
調査期間	2021 年 10 月 7 日～2022 年 1 月 31 日
調査項目	太陽光発電所の管理状況、柵塀・標識の設置状況、法令等の順守状況、認定事業者の経営状況及び専門知識・情報へのアクセス状況を確認した。
配付・回収数	配付リスト 1,096 件、宛先不明 31 件。有効回答 766 件／1,065 件（71.9%）

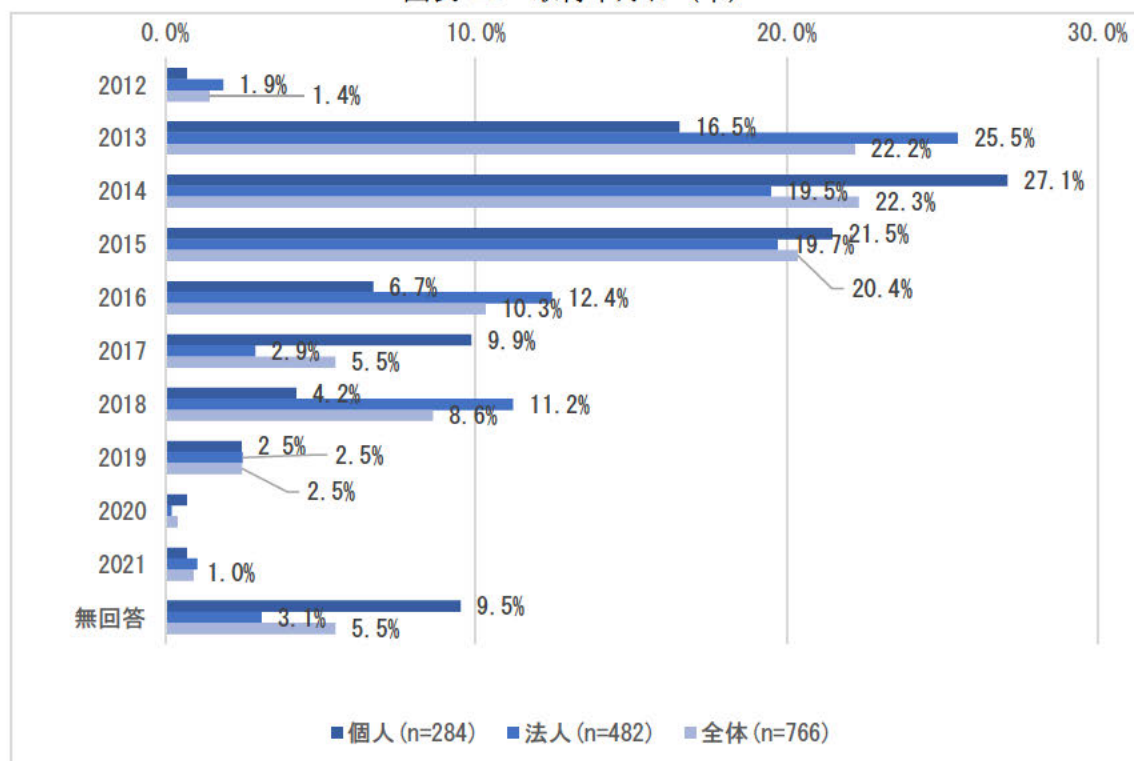
(2) 調査結果（属性調査項目）

属性調査項目の各設問の回答結果について、「個人（個人である FIT 認定事業者の設備。以下同様）」「法人（法人である FIT 認定事業者の設備。以下同様。）」別の集計結果を示す。

ア 割付セル別・取得年月日(年)

認定取得年月日を割付セル別にみると、「個人」では「2014」年が27.1%と最も割合が高く、次いで「2015」年が21.5%、「2013」年が16.5%である。「法人」では「2013」年が25.5%と最も割合が高く、次いで「2015」年が19.7%、「2014」年が19.5%である。

図表 28 取得年月日 (年)

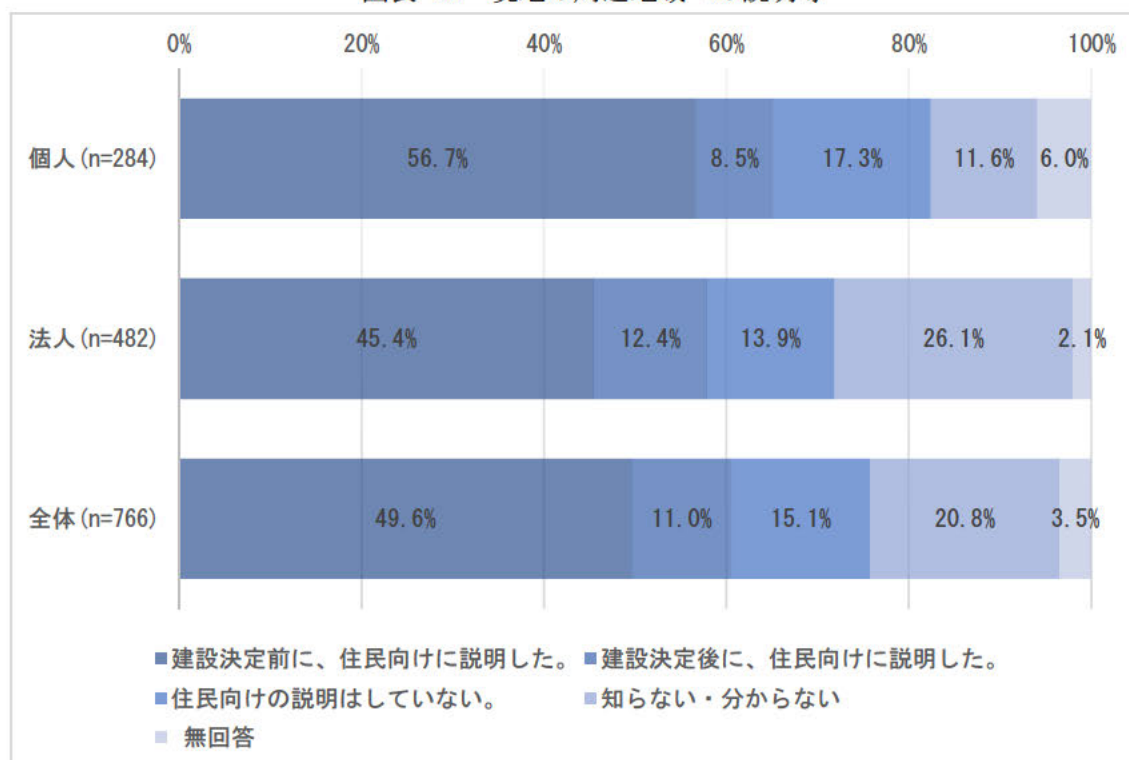


		合計	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	無回答
割付セル	個人	284	2	47	77	61	19	28	12	7	2	2	27
		100.0%	0.7%	16.5%	27.1%	21.5%	6.7%	9.9%	4.2%	2.5%	0.7%	0.7%	9.5%
	法人	482	9	123	94	95	60	14	54	12	1	5	15
		100.0%	1.9%	25.5%	19.5%	19.7%	12.4%	2.9%	11.2%	2.5%	0.2%	1.0%	3.1%
	全体	766	11	170	171	156	79	42	66	19	3	7	42
		100.0%	1.4%	22.2%	22.3%	20.4%	10.3%	5.5%	8.6%	2.5%	0.4%	0.9%	5.5%

イ 割付セル別・現地の周辺地域への説明等

住民向けの説明を割付セル別にみると、「個人」では「建設決定前に、住民向けに説明した」が 56.7% ともっとも割合が高く、次いで「住民向けの説明はしていない」が 17.3%、「知らない・わからない」が 11.6%である。「法人」では「建設決定前に、住民向けに説明した」が 45.4%ともっとも割合が高く、次いで「知らない・わからない」が 26.1%、「住民向けの説明はしていない」が 13.9%である。

図表 29 現地の周辺地域への説明等

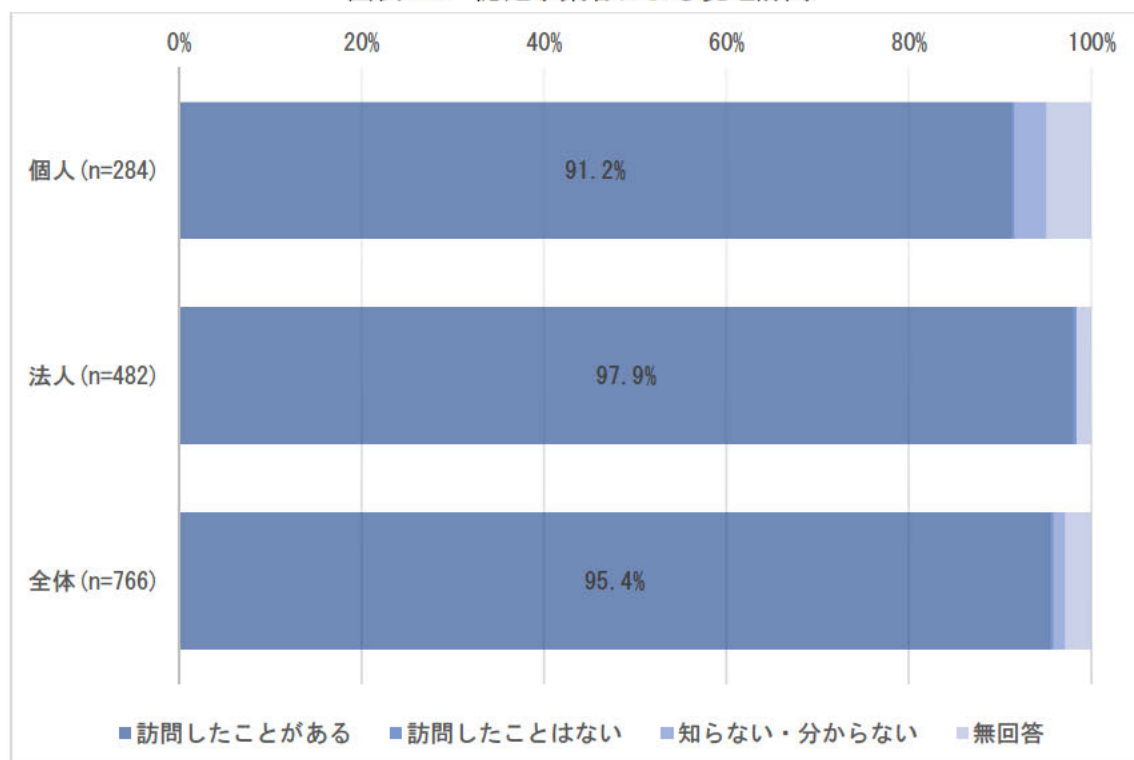


		合計	建設決定前に、住民向けに説明した。	建設決定後に、住民向けに説明した。	住民向けの説明はしていない。	知らない・わからない	無回答
割付セル	個人	284	161	24	49	33	17
		100.0%	56.7%	8.5%	17.3%	11.6%	6.0%
	法人	482	219	60	67	126	10
		100.0%	45.4%	12.4%	13.9%	26.1%	2.1%
	全体	766	380	84	116	159	27
		100.0%	49.6%	11.0%	15.1%	20.8%	3.5%

ウ 割付セル別・認定事業者による現地訪問

竣工後の認定事業者による現地訪問を割付セル別にみると、「個人」では91.2%、「法人」では97.9%と、ほとんどが「訪問したことがある」と回答している。

図表 30 認定事業者による現地訪問



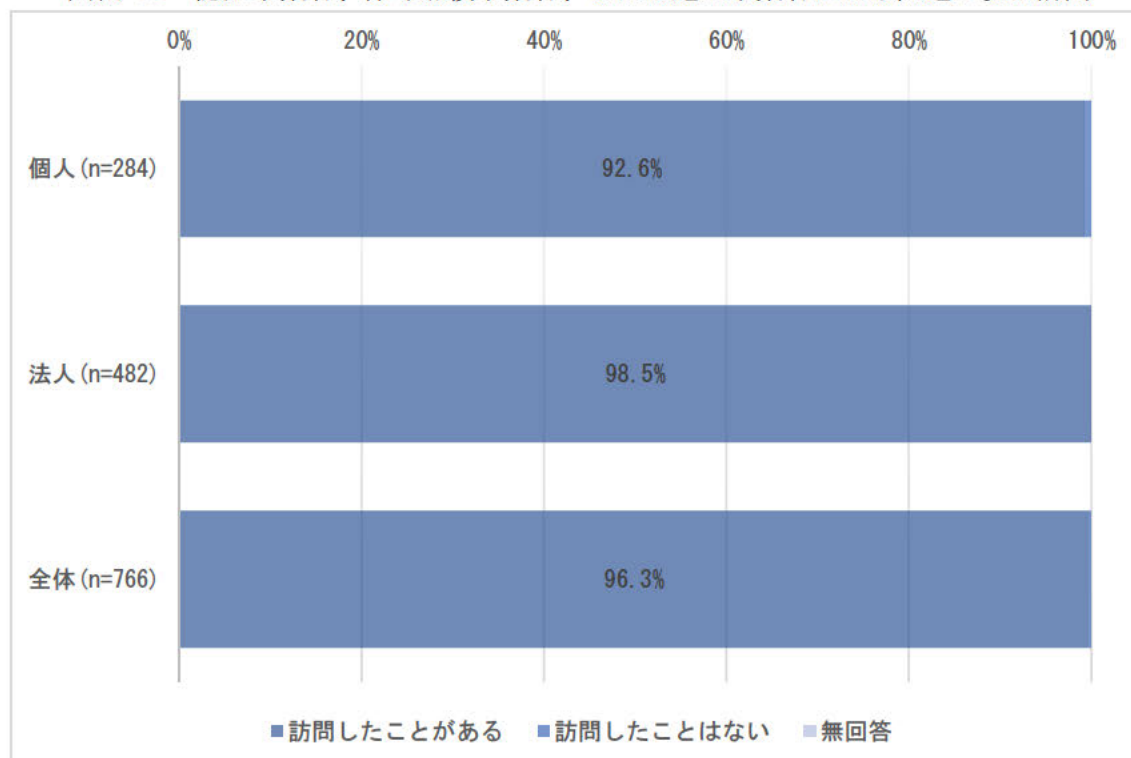
		合計	訪問したことがある	訪問したことはない	知らない・分からない	無回答
割付セル	個人	284	259	1	10	14
		100%	91.2%	0.4%	3.5%	4.9%
	法人	482	472	2	0	8
		100%	97.9%	0.4%	0.0%	1.7%
	全体	766	731	3	10	22
		100%	95.4%	0.4%	1.3%	2.9%

エ 直近の訪問

(ア) 割付セル別・認定事業者、保守点検事業者、または施工事業者による最近の現地訪問

認定事業者、保守点検事業者、または施工事業者による現地訪問を割付セル別にみると、「個人」では92.6%、「法人」では98.5%と、ほとんどが「訪問したことがある」と回答している。

図表 31 認定事業者、保守点検事業者、または施工事業者による直近の現地訪問



		合計	現地訪問を実施したことがある	現地訪問は一度も実施していない	無回答
割付セル	個人	284	263	2	19
		100%	92.6%	0.7%	6.7%
	法人	482	475	0	7
		100%	98.5%	0.0%	1.5%
	全体	766	738	2	26
		100%	96.3%	0.3%	3.4%

(イ) 割付セル別・現地訪問の実施年月日（年）

直近の現地訪問の実施年月日（年）を割付セル別にみると、「個人」では 83.5%が、「法人」では 89.8%が 2021 年以降に現地を訪問している。

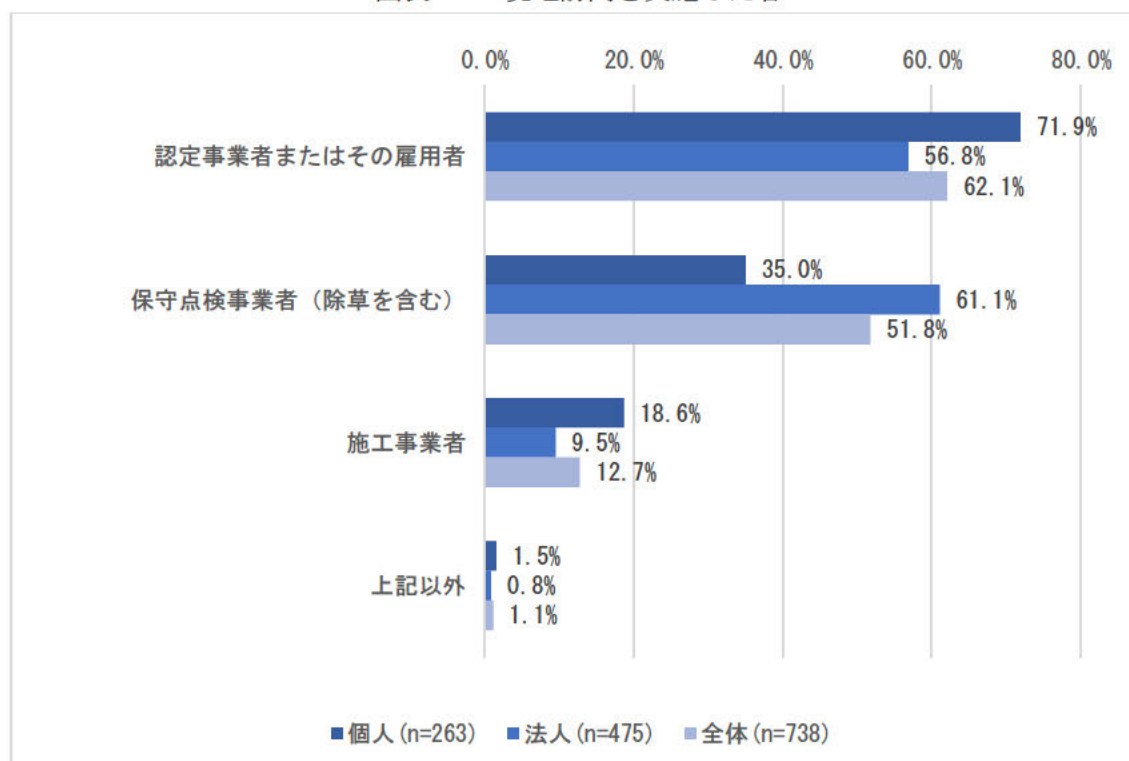
図表 32 現地訪問の実施年月日（年）

		合計	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021～	無回答
割付セル	個人	284	2	1	1	1	0	11	237	31
		100.0%	0.7%	0.4%	0.4%	0.4%	0.0%	3.9%	83.5%	10.9%
	法人	482	0	0	4	1	2	9	433	33
		100.0%	0.0%	0.0%	0.8%	0.2%	0.4%	1.9%	89.8%	6.8%
	全体	766	2	1	5	2	2	20	670	64
		100.0%	0.3%	0.1%	0.7%	0.3%	0.3%	2.6%	87.5%	8.4%

(ウ) 割付セル別・現地訪問を実施した者

認定事業者、保守点検事業者、または施工事業者による現地訪問したことがあると回答したなかで現地訪問者を割付セル別にみると、「個人」では「認定事業者またはその雇用者」が 71.9%ともっとも割合が高く、次いで「保守点検事業者(除草を含む)」が 35.0%、「施工事業者」が 18.6%である。「法人」では「保守点検事業者(除草を含む)」が 61.1%ともっとも割合が高く、次いで「認定事業者またはその雇用者」が 56.8%、「施工事業者」が 9.5%である。

図表 33 現地訪問を実施した者

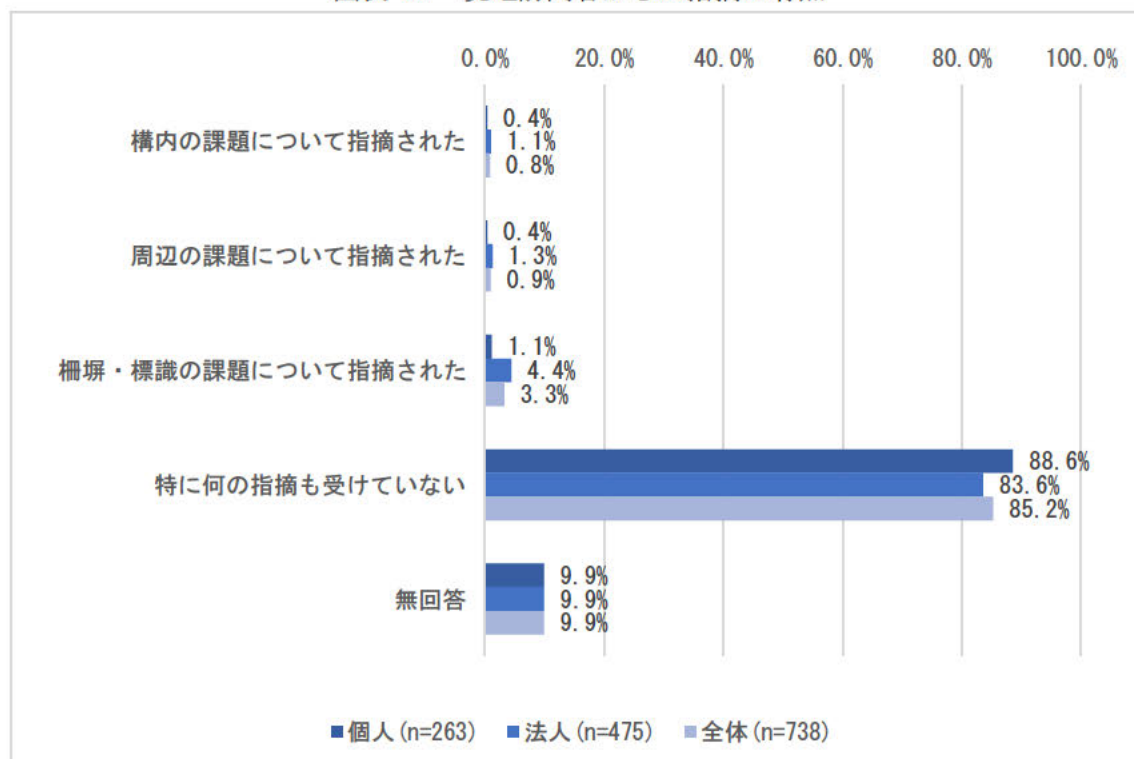


		合計	認定事業者またはその雇用者	保守点検事業者(除草を含む。)	施工事業者	上記以外
割付セル	個人	263	189	92	49	4
		100.0%	71.9%	35.0%	18.6%	1.5%
	法人	475	270	290	45	4
		100.0%	56.8%	61.1%	9.5%	0.8%
	全体	738	458	382	94	8
		100.0%	62.1%	51.8%	12.7%	1.1%

(エ) 割付セル別・現地訪問者からの指摘の有無

現地訪問者からの指摘の有無を割付セル別にみると、「個人」では「特に何の指摘も受けていない」が 88.6%と最も割合が高く、次いで「柵塀・標識の課題について指摘された」が 1.1%である。「法人」では「特に何の指摘も受けていない」が 83.6%と最も割合が高く、次いで「柵塀・標識の課題について指摘された」が 4.4%、「周辺の課題について指摘された」が 1.3%である。

図表 34 現地訪問者からの指摘の有無



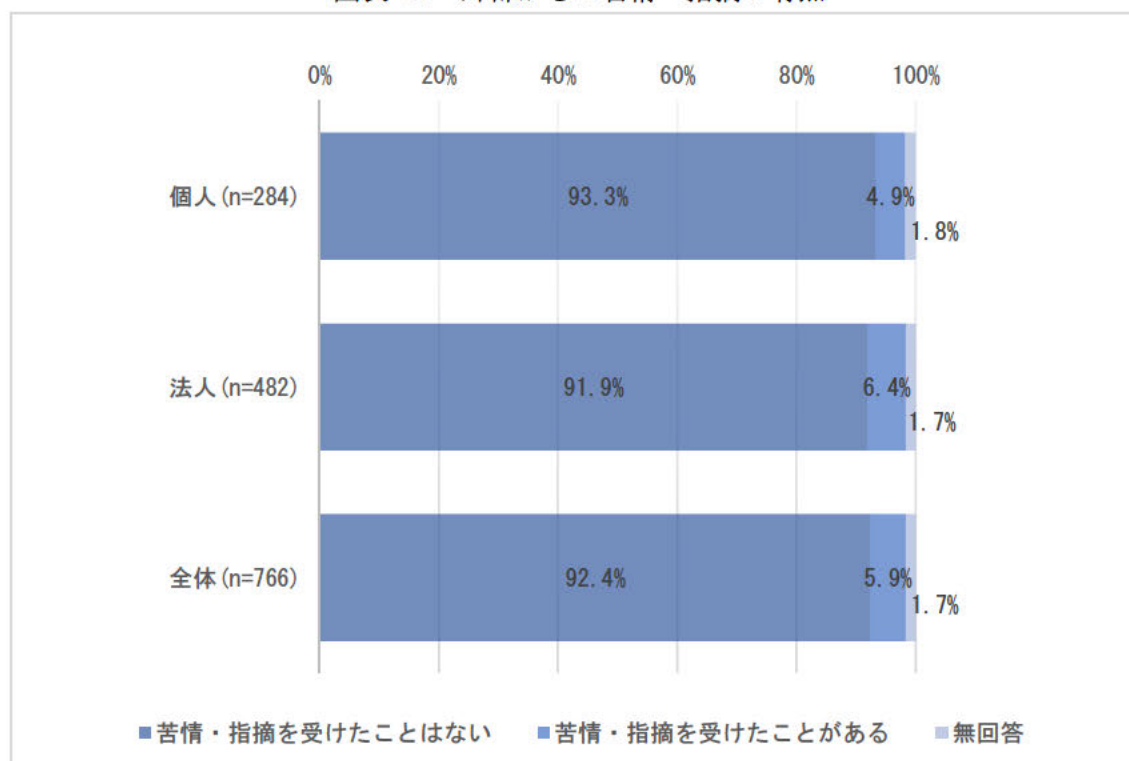
		合計	構内の課題について指摘された	周辺の課題について指摘された	柵塀・標識の課題について指摘された	特に何の指摘も受けていない	無回答
割付セル	個人	263	1	1	3	233	26
		100.0%	0.4%	0.4%	1.1%	88.6%	9.9%
	法人	475	5	6	21	397	47
		100.0%	1.1%	1.3%	4.4%	83.6%	9.9%
	全体	738	6	7	24	629	73
		100.0%	0.8%	0.9%	3.3%	85.2%	9.9%

オ 対象認定設備への苦情・指摘の有無

(ア) 割付セル別・外部からの苦情・指摘の有無

外部からの苦情・指摘の有無をみると、「個人」では93.3%、「法人」では91.9%と、ほとんどが「苦情・指摘を受けたことがない」と回答している。

図表 35 外部からの苦情・指摘の有無

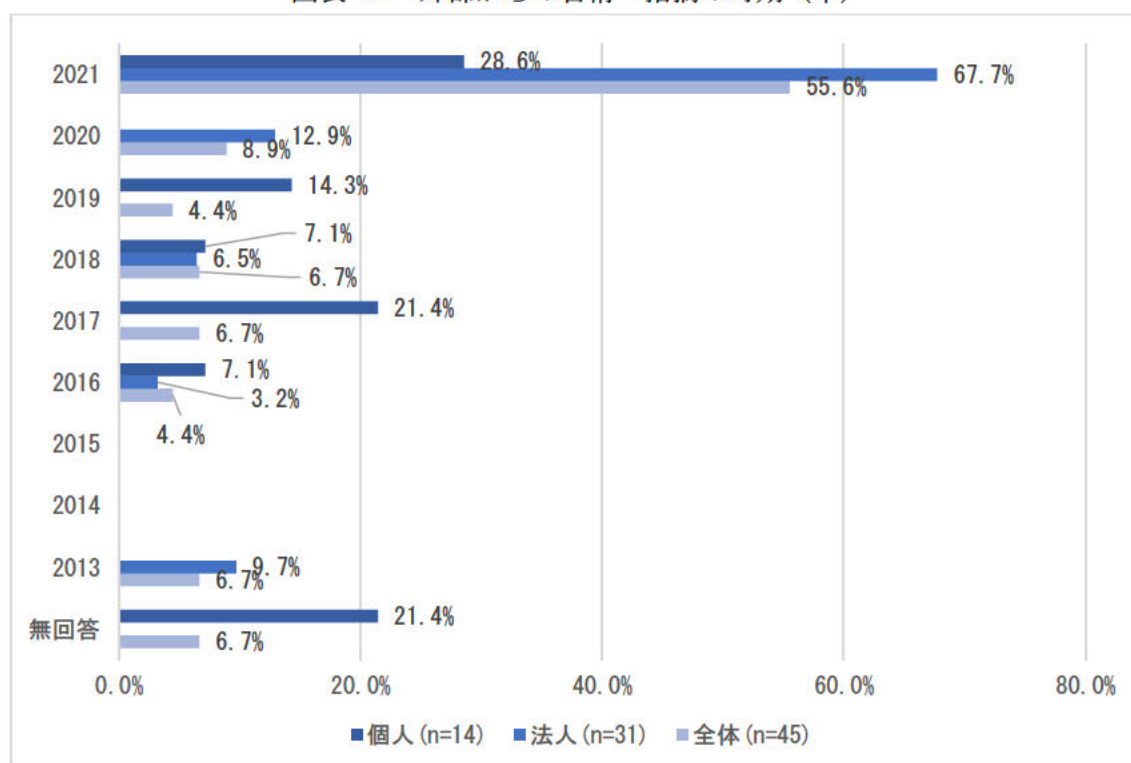


		合計	苦情・指摘を受けたことはない	苦情・指摘を受けたことがある	無回答
割付セル	個人	284	265	14	5
		100.0%	93.3%	4.9%	1.8%
	法人	482	443	31	8
		100.0%	91.9%	6.4%	1.7%
	全体	766	708	45	13
		100.0%	92.4%	5.9%	1.7%

(イ) 割付セル別・外部からの苦情・指摘の時期

外部からの苦情・指摘の時期をみると、「個人」では28.6%、「法人」では67.7%と「2021」年が最も多くなっている。

図表 36 外部からの苦情・指摘の時期（年）

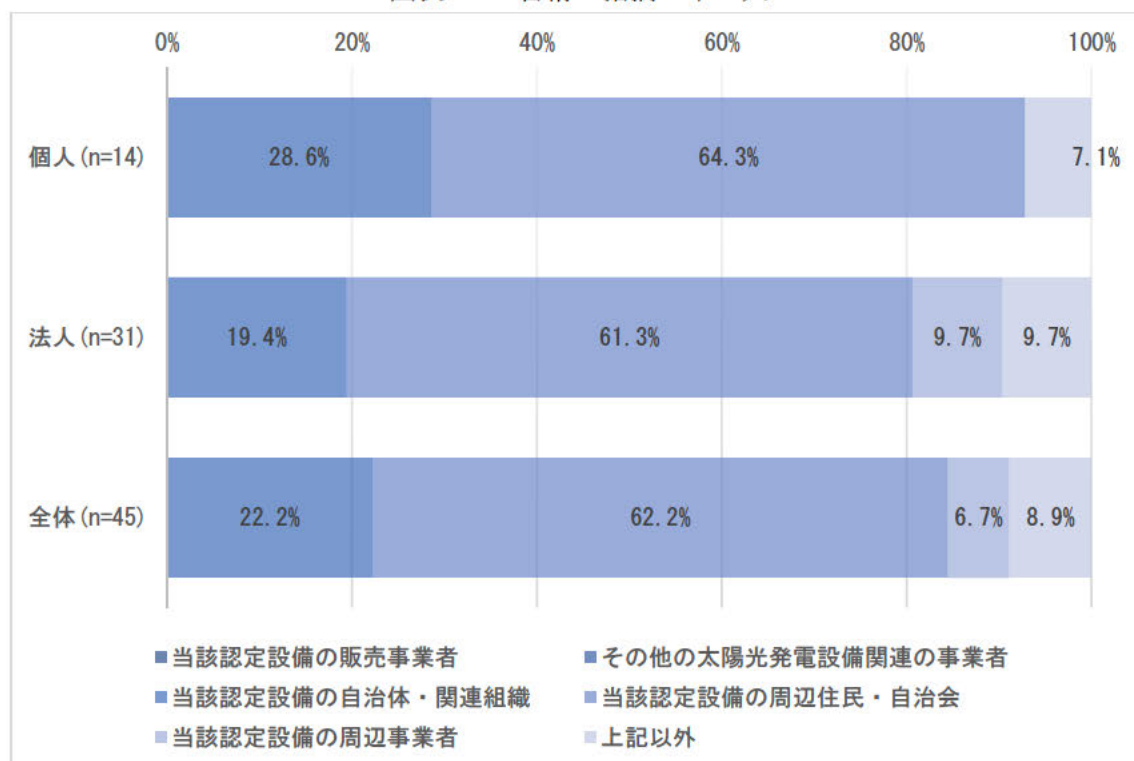


		合計	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	無回答
割付セル	個人	14	0	0	0	1	3	1	2	0	4	3
		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.1%	21.4%	7.1%	14.3%	0.0%	28.6%	21.4%
	法人	31	3	0	0	1	0	2	0	4	21	0
		100.0%	9.7%	0.0%	0.0%	3.2%	0.0%	6.5%	0.0%	12.9%	67.7%	0.0%
	全体	45	3	0	0	2	3	3	2	4	25	3
		100.0%	6.7%	0.0%	0.0%	4.4%	6.7%	6.7%	4.4%	8.9%	55.6%	6.7%

(ウ) 割付セル別・苦情・指摘の申立人

苦情・指摘の申立人を割付セル別にみると、「個人」では「当該認定設備の周辺住民・自治会」が64.3%と最も割合が高く、次いで「当該認定設備の自治体・関連組織」が28.6%、「上記以外」が7.1%である。「法人」では「当該認定設備の周辺住民・自治会」が61.3%と最も割合が高く、次いで「当該認定設備の自治体・関連組織」が19.4%、「当該認定設備の周辺事業者」および「上記以外」が9.7%である。

図表 37 苦情・指摘の申立人



		合計	当該認定設備の販売事業者	その他の太陽光発電設備関連の事業者	当該認定設備の自治体・関連組織	当該認定設備の周辺住民・自治会	当該認定設備の周辺事業者	上記以外
割付セル	個人	14	0	0	4	9	0	1
		100.0%	0.0%	0.0%	28.6%	64.3%	0.0%	7.1%
	法人	31	0	0	6	19	3	3
		100.0%	0.0%	0.0%	19.4%	61.3%	9.7%	9.7%
	全体	45	0	0	10	28	3	4
		100.0%	0.0%	0.0%	22.2%	62.2%	6.7%	8.9%

(エ) 割付セル別・苦情・指摘の内容申立人

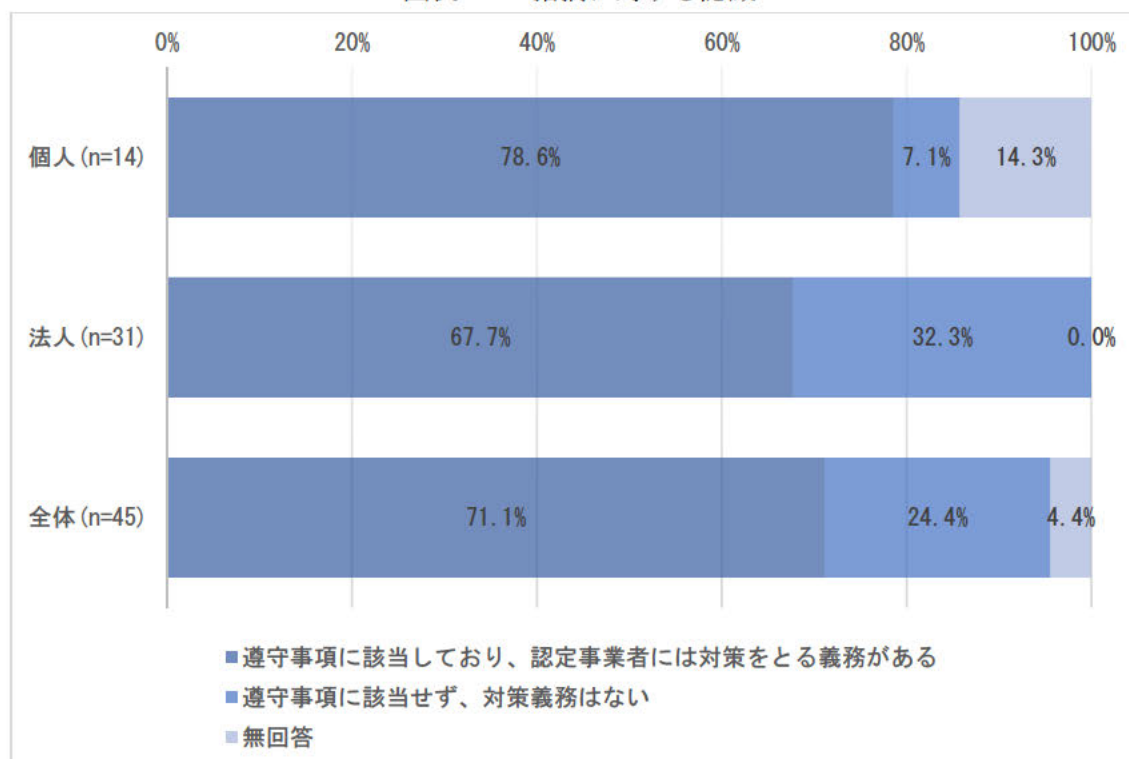
図表 38 苦情・指摘の内容

割付セル	内容
個人	・ 降水時の濁水処理のため浸透柵設置の要望を受けた ・ 自宅の前に太陽光発電所が見えるのが嫌 ・ 草刈りをしてほしい ・ 柵の設置、標識の設置 ・ 景観が悪くなる→植樹及び金銭保証にて対応。合意済み ・ 設置場所と民家の距離 ・ パネルによる反射が気になる
法人	・ 雑草の増殖 ・ 看板がない ・ 外壁に雑草が発生 ・ 北面の土砂崩れ ・ パネル高さ、フェンス緑化について、条例を守っているか北側斜面からの水流が敷地内を通過するため、土砂が流出しないよう対策が必要 ・ 光がまぶしい ・ 電磁波の影響 ・ 道路周辺の植生 ・ 排水溝の増設 ・ 柵に鍵がついていない ・ 柵の設置が不十分 ・ パワコンの音がうるさいのではないか ・ 設備建設予定地の埋め立ての件 ・ フェンスに雑草が絡んで近くに花壇にまで垂れ下がっていた ・ 夏場、冷却ファンの騒音

(オ) 割付セル別・指摘に対する認識

指摘に対する認識を割付セル別にみると、「個人」では「ガイドラインの遵守事項に該当、認定事業者には対策義務がある」が 78.6%と最も割合が高く、次いで「遵守事項に該当せず、対策義務はない」が 7.1%である。「法人」では「ガイドラインの遵守事項に該当、認定事業者には対策義務がある」が 67.7%と最も割合が高く、次いで「遵守事項に該当せず、対策義務はない」が 32.3%である。

図表 39 指摘に対する認識

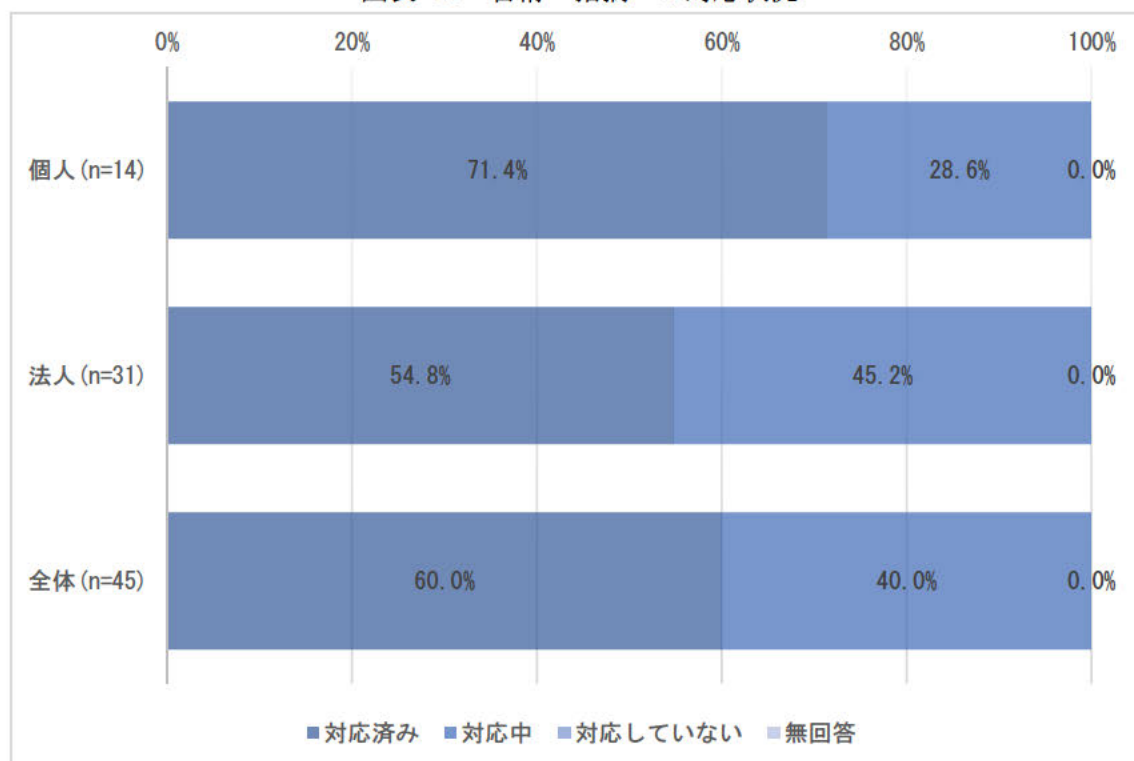


		合計	遵守事項に 該当してお り、認定事業 者には対策を とる義務があ る	遵守事項に 該当せず、対 策義務はない	無回答
割付セル	個人	14	11	1	2
		100.0%	78.6%	7.1%	14.3%
	法人	31	21	10	0
		100.0%	67.7%	32.3%	0.0%
	全体	45	32	11	2
		100.0%	71.1%	24.4%	4.4%

(カ) 割付セル別・苦情・指摘への対応状況

苦情・指摘への対応状況を割付セル別にみると、「個人」では「対応済み」が 71.4%と最も割合が高く、次いで「対応中」が 28.6%である。「法人」では「対応済み」が 54.8%と最も割合がたかく、次いで「対応中」が 45.2%である。

図表 40 苦情・指摘への対応状況

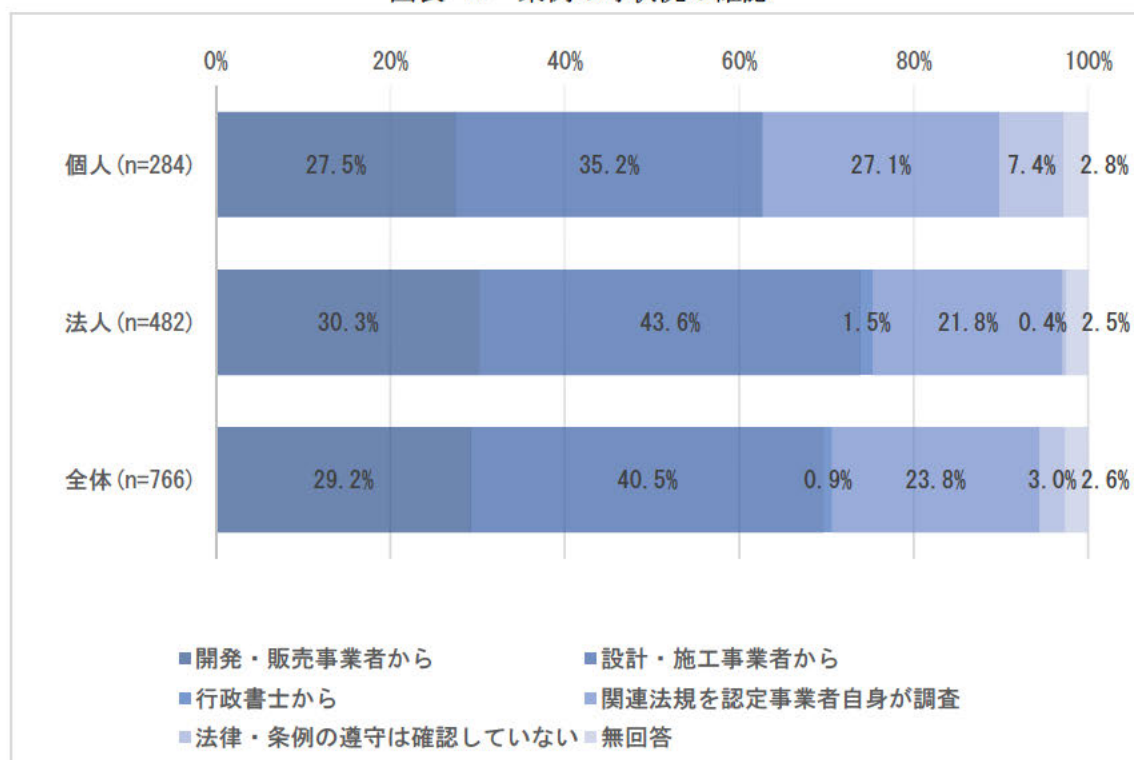


		合計	対応済み	対応中	対応して いない	無回答
割付セル	個人	14	10	4	0	0
		100.00%	71.4%	28.6%	0.0%	0.0%
	法人	31	17	14	0	0
		100.00%	54.8%	45.2%	0.0%	0.0%
	全体	45	27	18	0	0
		100.00%	60.0%	40.0%	0.0%	0.0%

カ 割付セル別・法律・条例の遵守状況の確認

法律・条例の遵守状況の確認を割付セル別にみると、「個人」では「設計・施工事業者から」が35.2%と最も割合が高く、次いで「開発・販売事業者から」が27.5%、「関連法規を認定事業者自身が調査」が27.1%である。「法人」では「設計・施工事業者から確認した」が43.6%と最も割合が高く、次いで「開発・販売事業者から」が30.3%、「関連法規を認定事業者自身が調査」が21.8%である。

図表 41 条例の守状況の確認



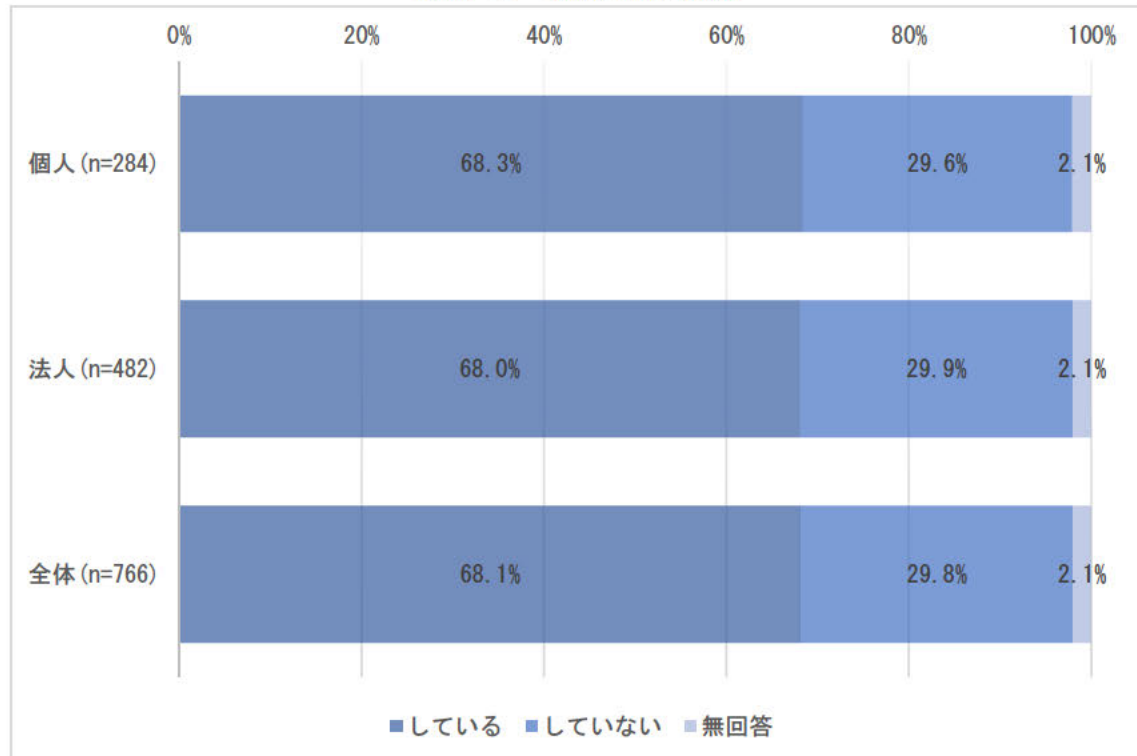
		合計	開発・販売事業者から	設計・施工事業者から	行政書士から	関連法規を認定事業者自身が調査	法律・条例の遵守は確認していない	無回答
割付セル	個人	284	78	100	0	77	21	8
		100.0%	27.5%	35.2%	0.0%	27.1%	7.4%	2.8%
	法人	482	146	210	7	105	2	12
		100.0%	30.3%	43.6%	1.5%	21.8%	0.4%	2.5%
	全体	766	224	310	7	182	23	20
		100.0%	29.2%	40.5%	0.9%	23.8%	3.0%	2.6%

キ 管理内容と頻度

(ア) 割付セル別・発電量常時監視

発電量常時監視を割付セル別にみると、個人では「している」が68.3%、「していない」が29.6%である。「法人」では「している」が68.0%、「していない」が29.9%である。

図表 42 発電量常時監視

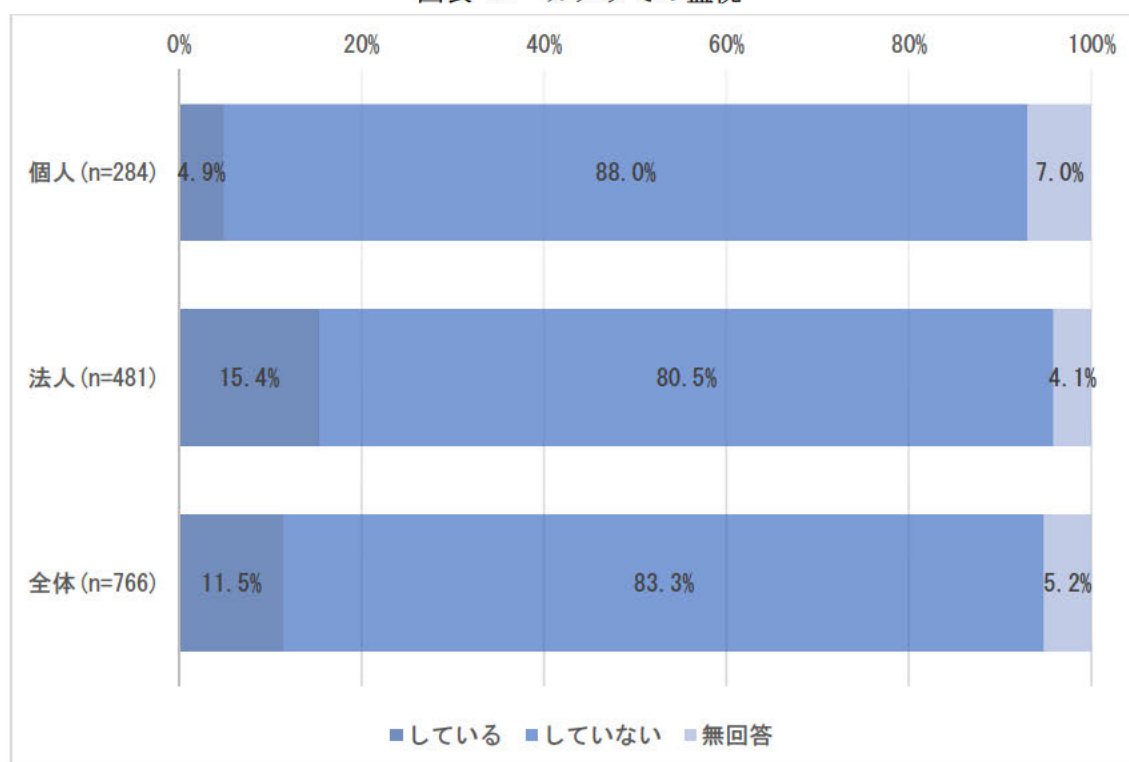


		合計	している	していない	無回答
割付セル	個人	284	194	84	6
		100.0%	68.3%	29.6%	2.1%
	法人	482	328	144	10
		100.0%	68.0%	29.9%	2.1%
	全体	766	522	228	16
		100.0%	68.1%	29.8%	2.1%

(イ) 割付セル別・カメラでの監視

カメラでの監視を割付セル別にみると、「個人」では「していない」が88.0%、「している」が4.9%である。「法人」では「していない」が80.5%、「している」が15.4%である。

図表 43 カメラでの監視

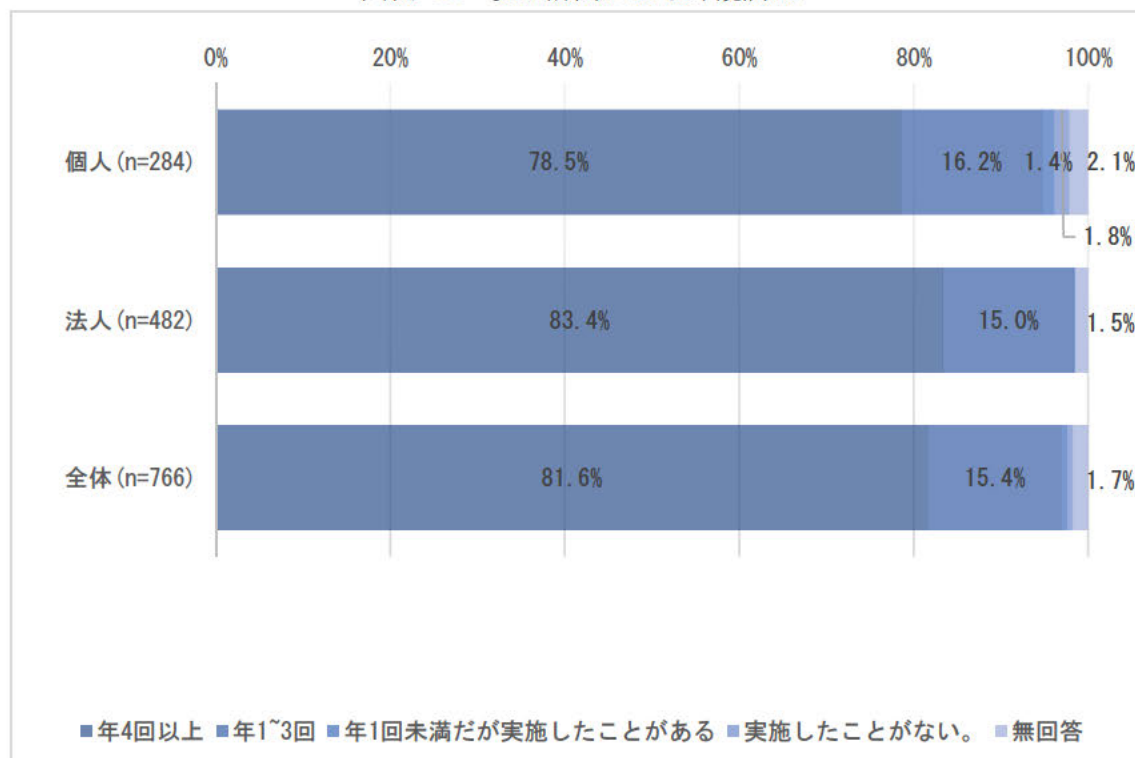


		合計	している	していない	無回答
割付セル	個人	284	14	250	20
		100.0%	4.9%	88.0%	7.0%
	法人	482	74	388	20
		100.0%	15.4%	80.5%	4.1%
	全体	766	88	638	40
		100.0%	11.5%	83.3%	5.2%

(ウ) 割付セル別・現地訪問による外観調査

現地訪問による外観調査を割付セル別にみると、「個人」では「年4回以上」が78.5%と最も割合が高く、次いで「年1～3回」が16.2%、「実施したことがない」が1.8%である。「法人」では「年4回以上」が83.4%と最も割合が高く、次いで「年1～3回」が15.0%である。

図表 44 現地訪問による外観調査

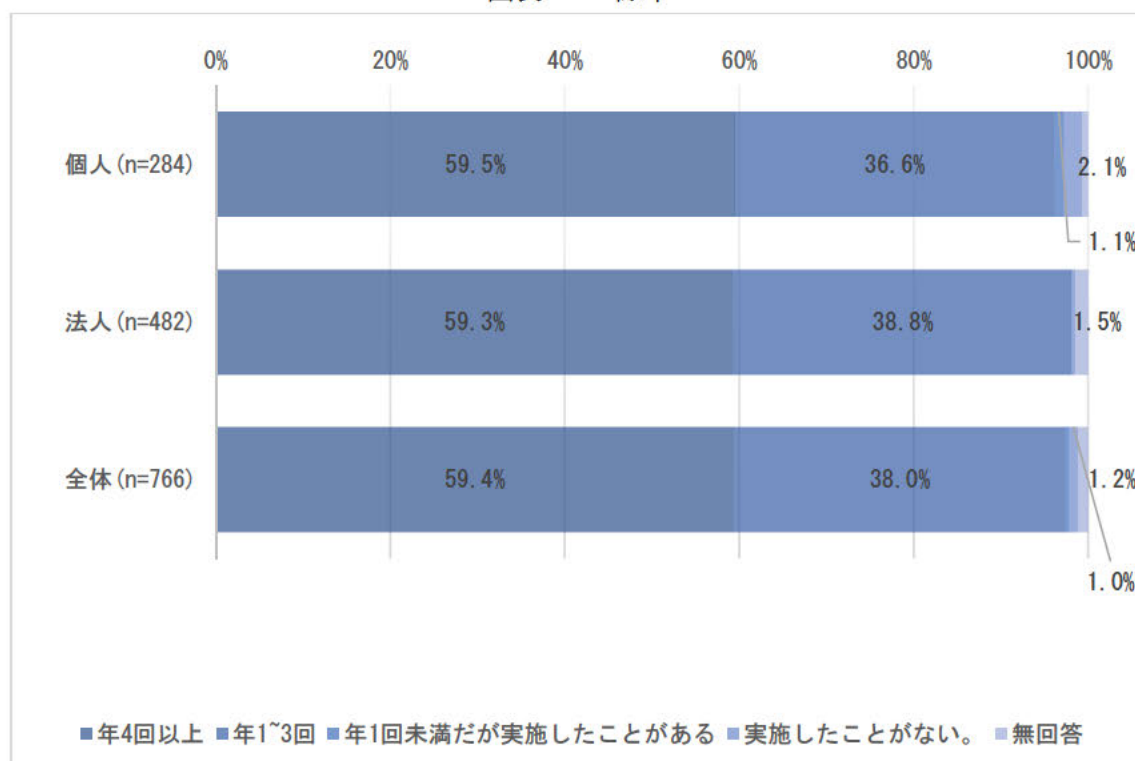


		合計	年4回以上	年1～3回	年1回未満だが実施したことがある	実施したことがない。	無回答
割付セル	個人	284	223	46	4	5	6
		100.0%	78.5%	16.2%	1.4%	1.8%	2.1%
	法人	482	401	72	1	0	8
		100.0%	83.2%	14.9%	0.2%	0.0%	1.7%
	全体	766	624	118	5	5	14
		100.0%	81.5%	15.4%	0.7%	0.7%	1.8%

(エ) 割付セル別・除草

除草を割付セル別にみると、「個人」では「年4回以上」が59.5%と最も割合が高く、次いで「年1～3回」が36.6%、「実施したことがない」が2.1%である。「法人」では「年4回以上」が59.3%と最も割合が高く、次いで「年1～3回」が38.8%である。

図表 45 除草

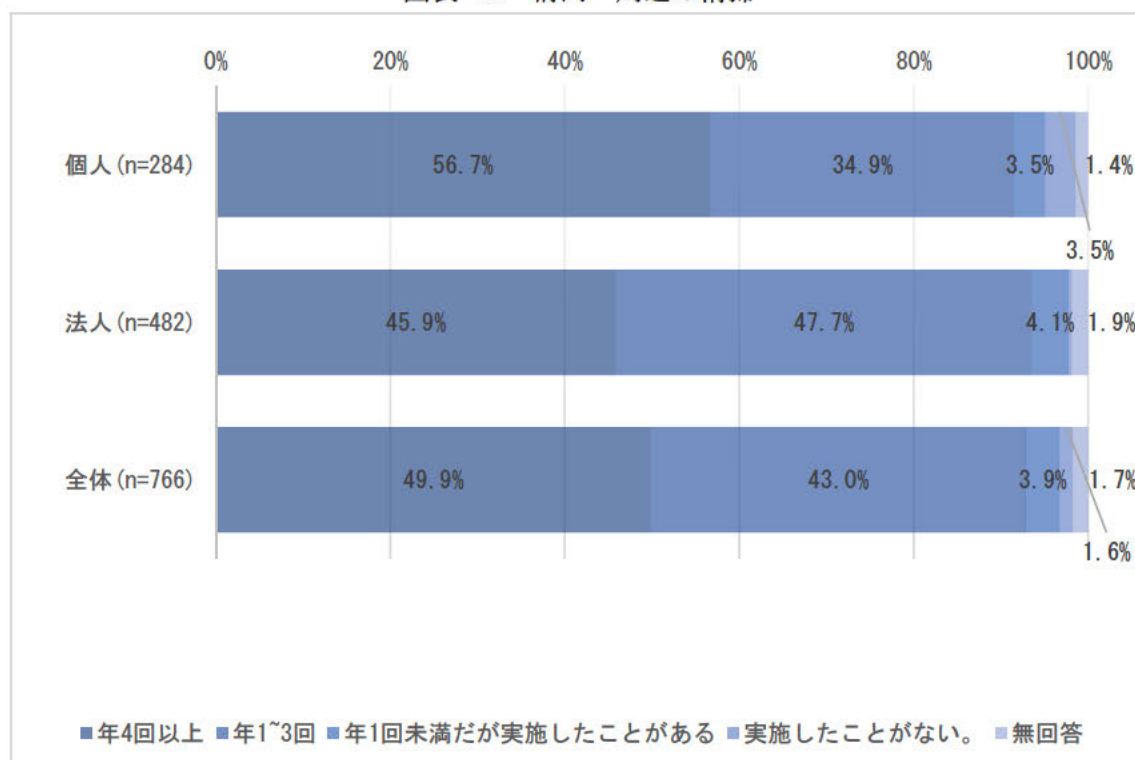


		合計	年4回以上	年1～3回	年1回未満だが実施したことがある	実施したことがない。	無回答
割付セル	個人	284	169	104	3	6	2
		100.0%	59.5%	36.6%	1.1%	2.1%	0.7%
	法人	482	286	187	0	2	7
		100.0%	59.3%	38.8%	0.0%	0.4%	1.5%
	全体	766	455	291	3	8	9
		100.0%	59.4%	38.0%	0.4%	1.0%	1.2%

(オ) 割付セル別・構内・周辺の清掃

構内・周辺の清掃を割付セル別にみると、「個人」では「年4回以上」が56.7%と最も割合が高く、次いで「年1～3回」が34.9%、「年1回未満だが実施したことがある」「実施したことがない」が3.5%である。「法人」では「年1～3回」が47.7%と最も割合が高く、次いで「年4回以上」が45.9%、「年1回未満だが実施したことがある」が4.1%である。

図表 46 構内・周辺の清掃

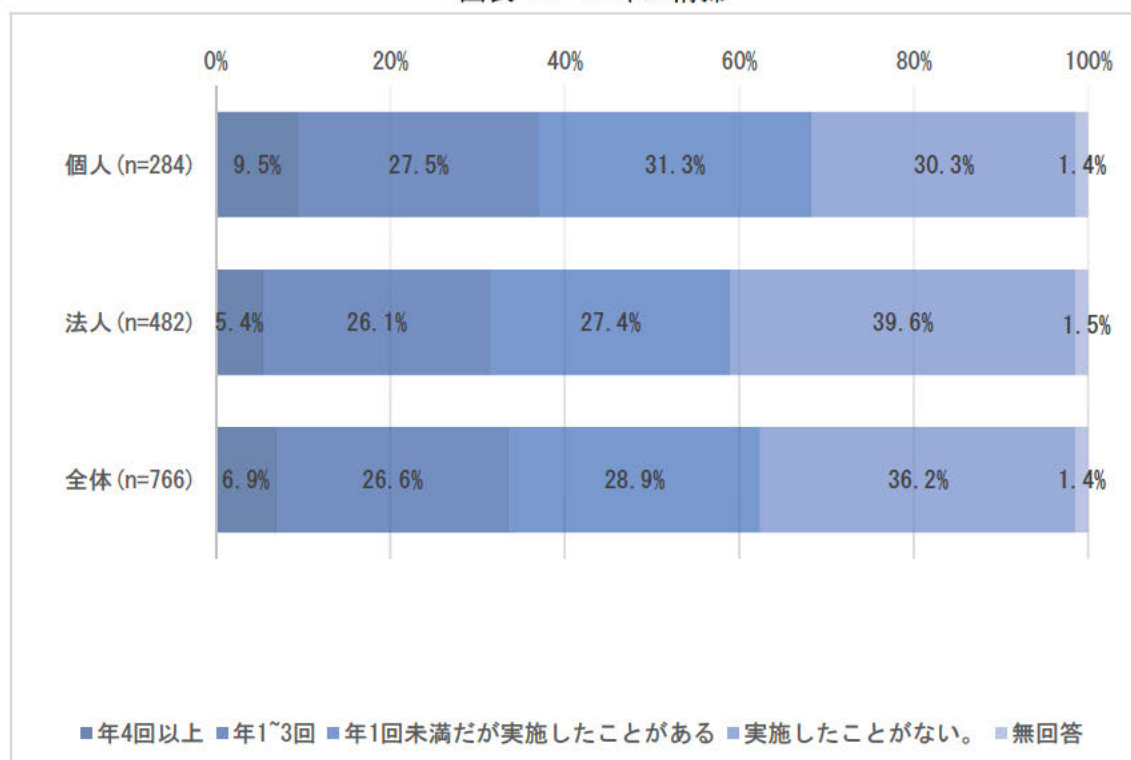


		合計	年4回以上	年1～3回	年1回未満だが実施したことがある	実施したことがない	無回答
割付セル	個人	284	161	99	10	10	4
		100.0%	56.7%	34.9%	3.5%	3.5%	1.4%
	法人	482	221	230	20	2	9
		100.0%	45.9%	47.7%	4.1%	0.4%	1.9%
	全体	766	382	329	30	12	13
		100.0%	49.9%	43.0%	3.9%	1.6%	1.7%

(カ) 割付セル別・パネル清掃

パネル清掃を割付セル別にみると、「個人」では「年1回未満だが実施したことがある」が31.3%と最も割合が高く、次いで「実施したことがない」が30.3%、「年1～3回」が27.5%である。「法人」では「実施したことがない」が39.6%と最も割合が高く、次いで「年1回未満だが実施したことがある」が27.4%、「年1～3回」が26.1%である。

図表 47 パネル清掃

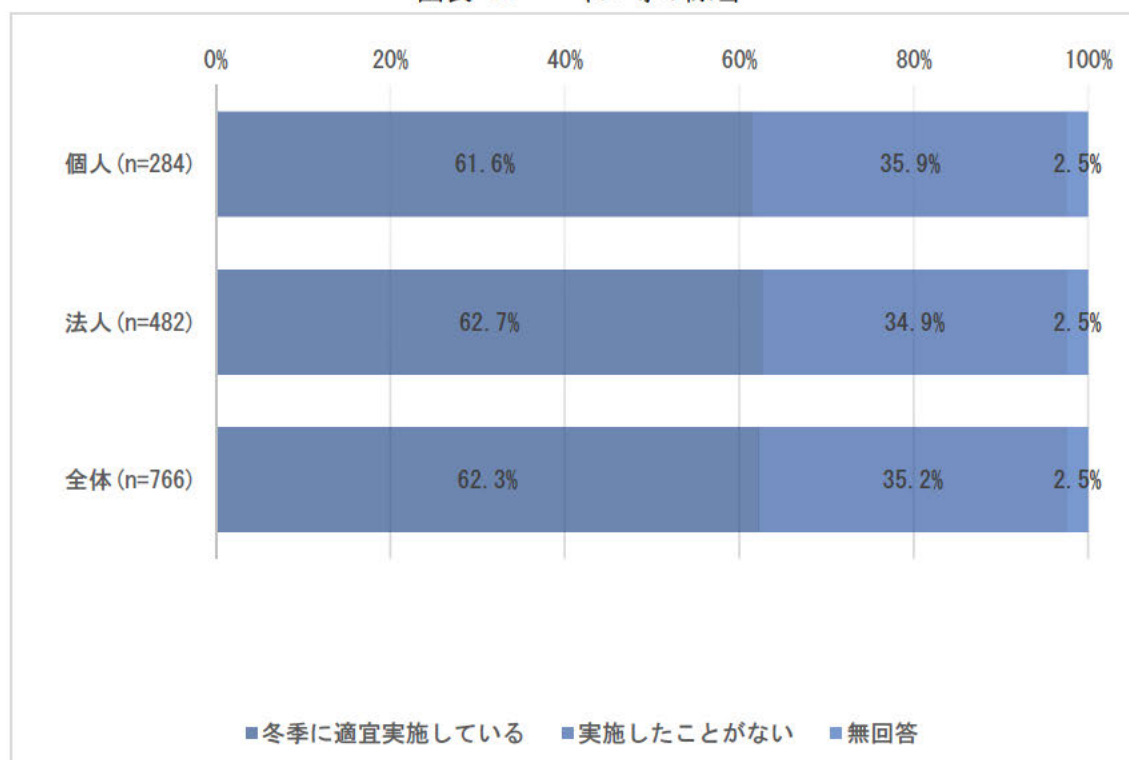


		合計	年4回以上	年1～3回	年1回未満だが実施したことがある	実施したことがない。	無回答
割付セル	個人	284	27	78	89	86	4
		100.0%	9.5%	27.5%	31.3%	30.3%	1.4%
	法人	482	26	126	132	191	7
		100.0%	5.4%	26.1%	27.4%	39.6%	1.5%
	全体	766	53	204	221	277	11
		100.0%	6.9%	26.6%	28.9%	36.2%	1.4%

(キ) 割付セル別・パネル等の除雪

パネル等の除雪を割付セル別にみると、「個人」では「冬季に適宜実施している」が61.6%、「実施したことがない」が35.9%である。「法人」では「冬季に適宜実施している」が62.7%、「実施したことがない」が34.9%である。

図表 48 パネル等の除雪

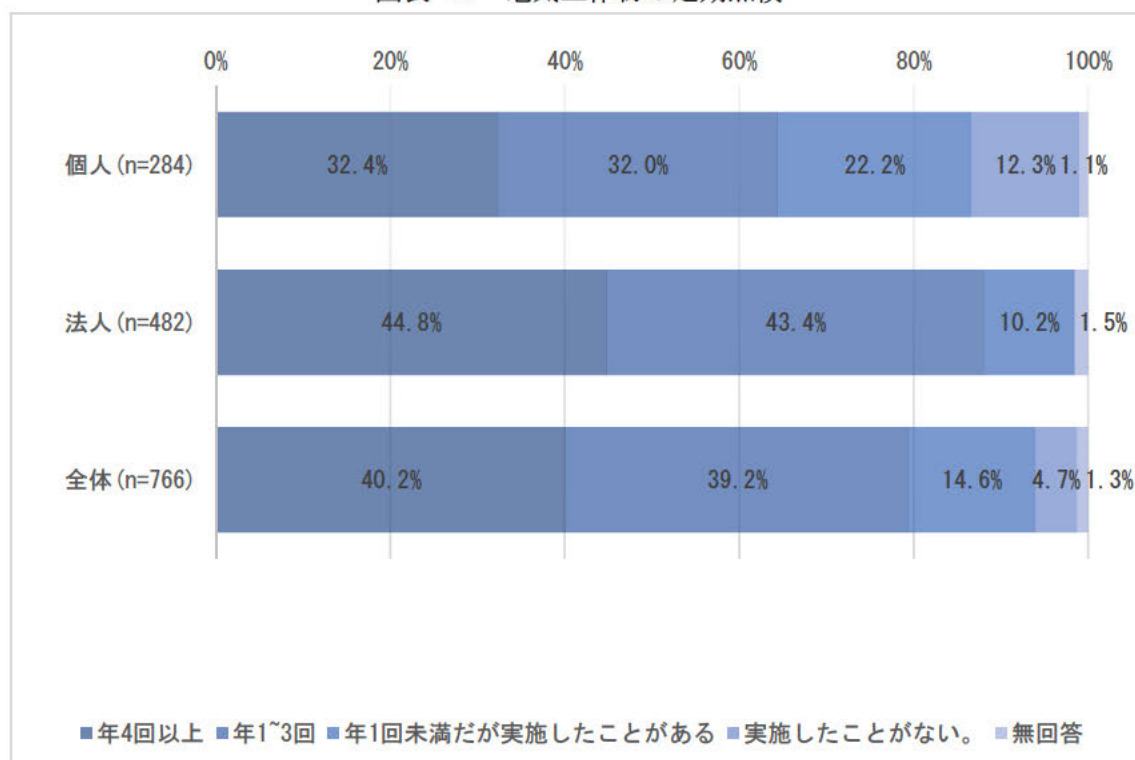


		合計	冬季に 適宜実施 している	実施し たことが ない	無回答
割付セル	個人	284	175	102	7
		100.0%	61.6%	35.9%	2.5%
	法人	482	302	168	12
		100.0%	62.7%	34.9%	2.5%
	全体	766	477	270	19
		100.0%	62.3%	35.2%	2.5%

(ク) 割付セル別・電気工作物の定期点検

電気工作物の定期点検を割付セル別にみると、「個人」では「年4回以上」が32.4%と最も割合が高く、次いで「年1～3回」が32.0%、「年1回未満だが実施したことがある」が22.2%である。「法人」では「年4回以上」が44.8%と最も割合が高く、次いで「年1～3回」が43.4%、「年1回未満だが実施したことがある」が10.2%である。

図表 49 電気工作物の定期点検

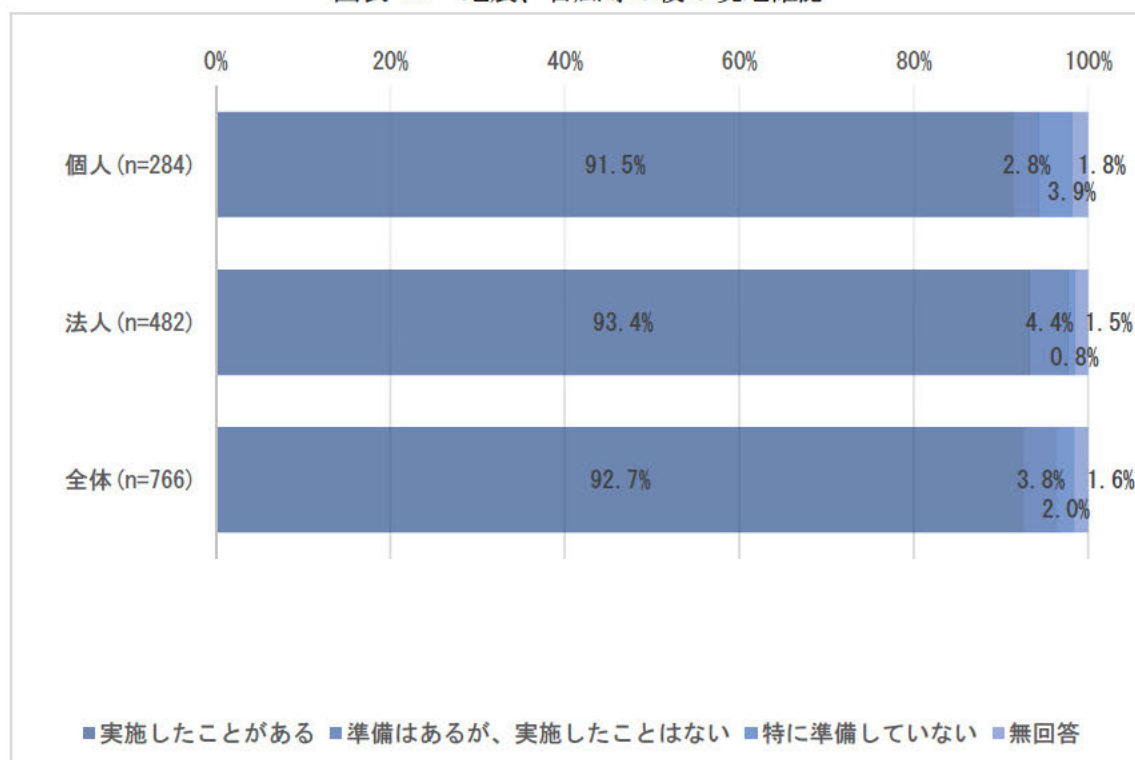


		合計	年4回以上	年1～3回	年1回未満だが実施したことがある	実施したことがない。	無回答
割付セル	個人	284	92	91	63	35	3
		100.0%	32.4%	32.0%	22.2%	12.3%	1.1%
	法人	482	216	209	49	1	7
		100.0%	44.8%	43.4%	10.2%	0.2%	1.5%
	全体	766	308	300	112	36	10
		100.0%	40.2%	39.2%	14.6%	4.7%	1.3%

(ケ) 割付セル別・地震、台風等の後の現地確認

地震、台風等の後の現地確認を割付セル別にみると、「個人」では「実施したことがある」が91.5%と最も割合が高く、次いで「準備はあるが、実施したことはない」が2.8%、「特に準備していない」が3.9%である。「法人」では「実施したことがある」が93.4%と最も割合が高く、次いで「準備はあるが、実施したことはない」が4.4%である。

図表 50 地震、台風等の後の現地確認

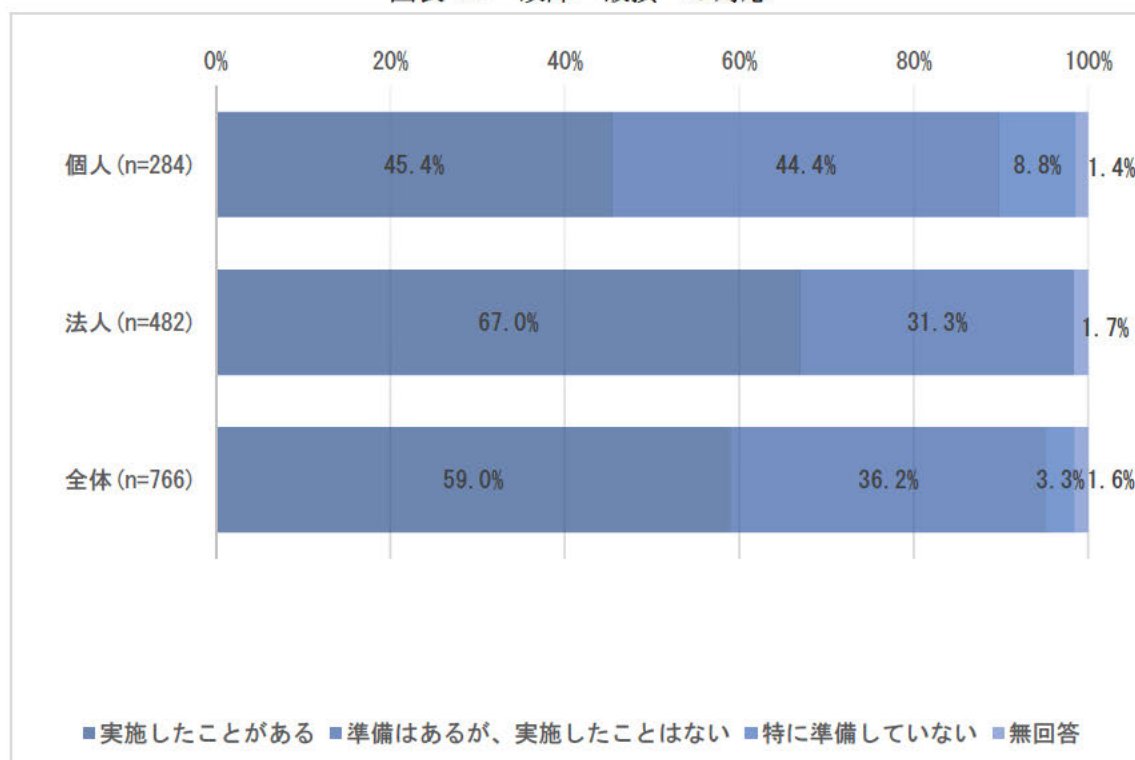


		合計	実施したことがある	準備はあるが、実施したことはない	特に準備していない	無回答
割付セル	個人	284	260	8	11	5
		100.0%	91.5%	2.8%	3.9%	1.8%
	法人	482	450	21	4	7
		100.0%	93.4%	4.4%	0.8%	1.5%
	全体	766	710	29	15	12
		100.0%	92.7%	3.8%	2.0%	1.6%

(コ) 割付セル別・故障・破損への対応

故障・破損への対応を割付セル別にみると、「個人」では「実施したことがある」が 45.4%ともっとも割合が高く、次いで「準備はあるが、実施したことはない」が 44.4%、「特に準備していない」が 8.8%である。「法人」では「実施したことがある」が 67.0%ともっとも割合が高く、次いで「準備はあるが、実施したことはない」が 31.3%、「特に準備していない」が 1.7%である。

図表 51 故障・破損への対応



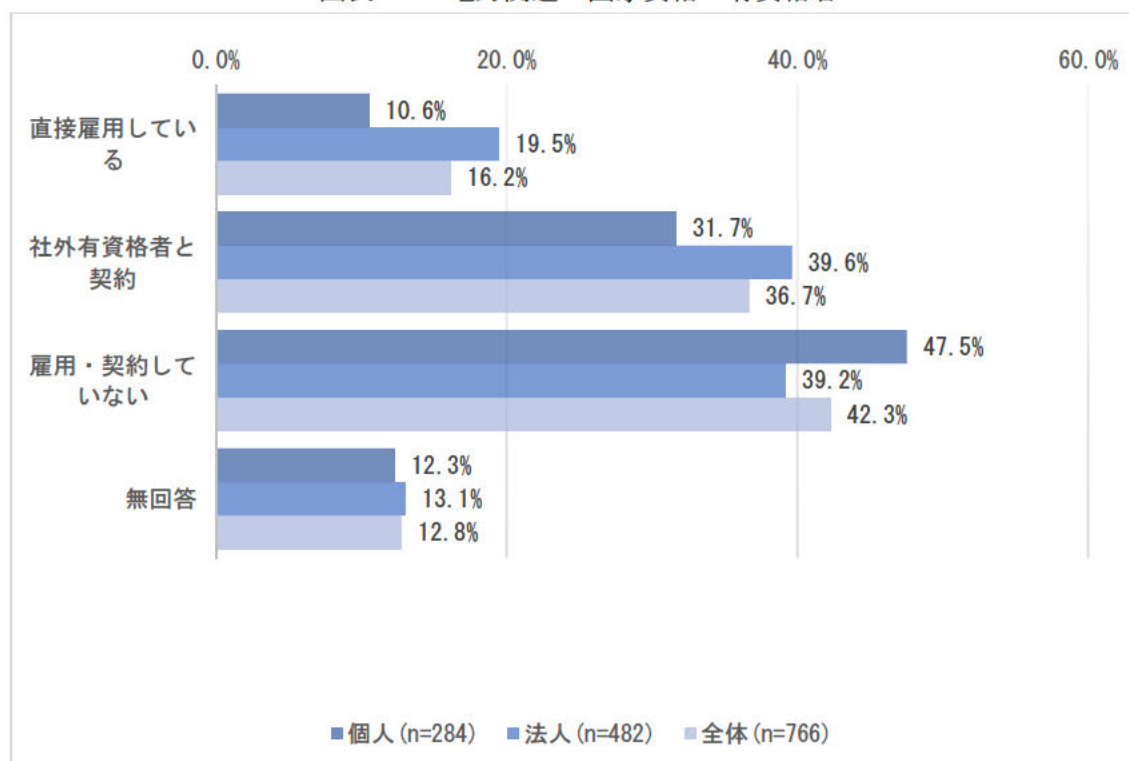
		合計	実施したことがある	準備はあるが、実施したことはない	特に準備していない	無回答
割付セル	個人	284	129	126	25	4
		100.0%	45.4%	44.4%	8.8%	1.4%
	法人	482	323	151	0	8
		100.0%	67.0%	31.3%	0.0%	1.7%
	全体	766	452	277	25	12
		100.0%	59.0%	36.2%	3.3%	1.6%

ク 認定事業者（個人、法人）の事業状況

（ア）割付セル別・電力関連の国家資格の有資格者

電力関連の国家資格の有資格者を割付セル別にみると、「個人」では「雇用・契約していない」が47.6%ともっとも割合が高く、次いで「社外有資格者と契約」が31.7%、「直接雇用している」は10.6%である。「法人」では「社外資格保有者と契約」が39.6%ともっとも割合が高く、次いで「雇用・契約していない」が39.2%、「直接雇用している」が19.5%である。

図表 52 電力関連の国家資格の有資格者

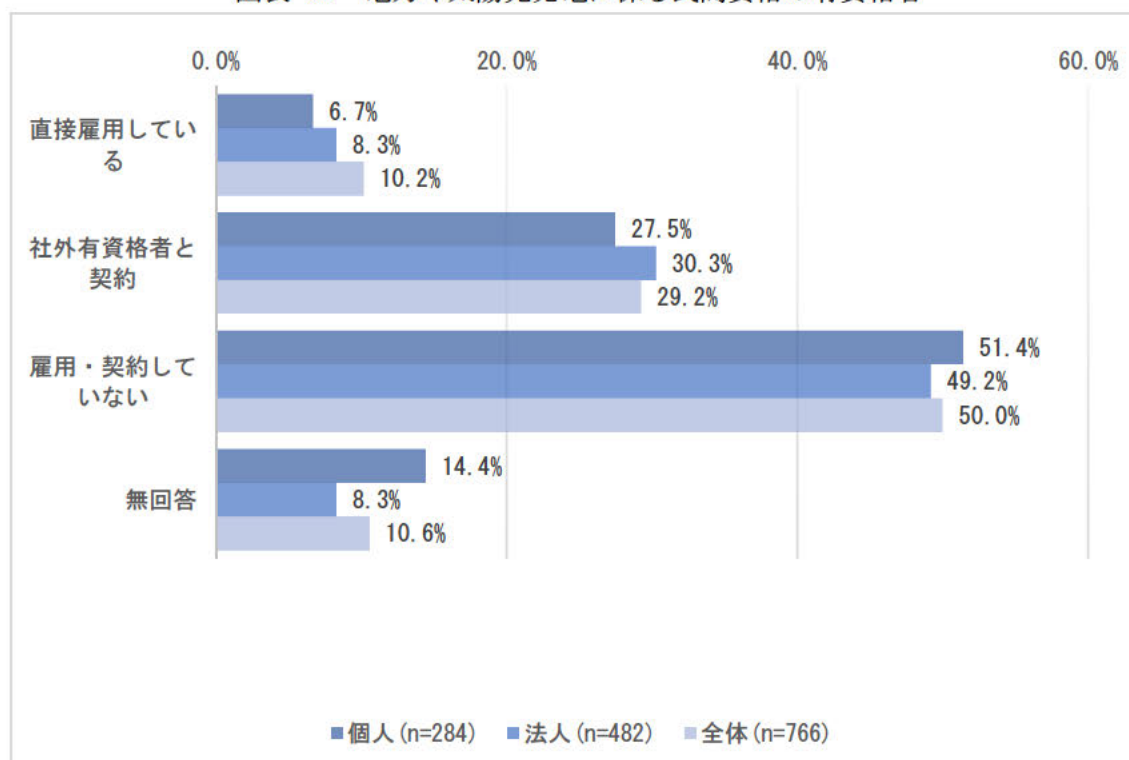


		合計	直接雇用している	社外有資格者と契約	雇用・契約していない	無回答
割付セル	個人	284	30	90	135	35
		100.0%	10.6%	31.7%	47.5%	12.3%
	法人	482	94	191	189	63
		100.0%	19.5%	39.6%	39.2%	13.1%
	全体	766	124	281	324	98
		100.0%	16.2%	36.7%	42.3%	12.8%

(イ) 割付セル別・電力や太陽光発電に係る民間資格の有資格者

電力や太陽光発電に係る民間資格の有資格者を割付セル別にみると、「個人」では「雇用・契約していない」が51.4%と最も割合が高く、次いで「社外有資格者と契約」が27.5%、「直接雇用している」が6.7%である。「法人」では「雇用・契約していない」が49.2%と最も割合が高く、次いで「社外有資格者と契約」が30.3%、「直接雇用している」が8.3%である。

図表 53 電力や太陽光発電に係る民間資格の有資格者



		合計	直接雇用している	社外有資格者と契約	雇用・契約していない	無回答
割付セル	個人	284	19	78	146	41
		100.0%	6.7%	27.5%	51.4%	14.4%
	法人	482	59	146	237	40
		100.0%	12.2%	30.3%	49.2%	8.3%
	全体	766	78	224	383	81
		100.0%	10.2%	29.2%	50.0%	10.6%

3. 考察

本調査では、すべての認定事業者からアンケートの回収ができていないため、実態を正確に把握したとは断定できないが、ほとんどの認定事業者が定期的に現地訪問を実施しており、直近の設備や周囲状況については把握していると推測できる。また、その現地訪問を実施した者から、標識・柵塀についてほとんど指摘を受けていないことと、外部からの苦情もほとんど受けたことがないということを踏まえると、認定事業者は標識・柵塀を基準通りに設置しており、特に問題はないという認識である可能性が高い。

ただし報告書本編の第1章および第2章の結果をみると、実態として設置基準を正しく理解し、遵守しているかということには懸念が残る。引き続き正しい設置基準をわかりやすく適切な手段で周知徹底し、その後の改善結果の把握を進めていく必要性を示唆している。

本調査は設備単位であり、同事業者単位でまとめることが困難であるため、認定事業者の事業状況についての一部の設問は、集計対象とせず今後の施策検討に利用する。

IV 報告書 資料

1. アンケート票等

(1) 説明資料 回答依頼および想定問答

FIT法認定事業者 各位

2021年10月

固定価格買取制度の事業実施状況等の確認に関する調査 回答依頼

関東経済産業局 資源エネルギー環境部 新エネルギー対策課

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「FIT法」）では、2017年4月の改正FIT法施行以降、FIT認定設備への標識・柵塀の設置を義務付けています。しかしながら経過措置期間以降も、未設置または不適切な状況について、情報が寄せられています。

今年度、FIT法の適正実施のための情報収集を目的として、「固定価格買取制度の事業実施状況等の確認に関する調査」（以下「本調査」）を実施し、**標識・柵塀の設置状況に疑義のあるFIT認定設備を対象に**、アンケート調査と現地調査を実施いたします。本状を受領した認定事業者は、速やかに回答をご提出下さい。

※ アンケート調査と並行し、本調査対象の発電所の現地調査等を行う場合があります。

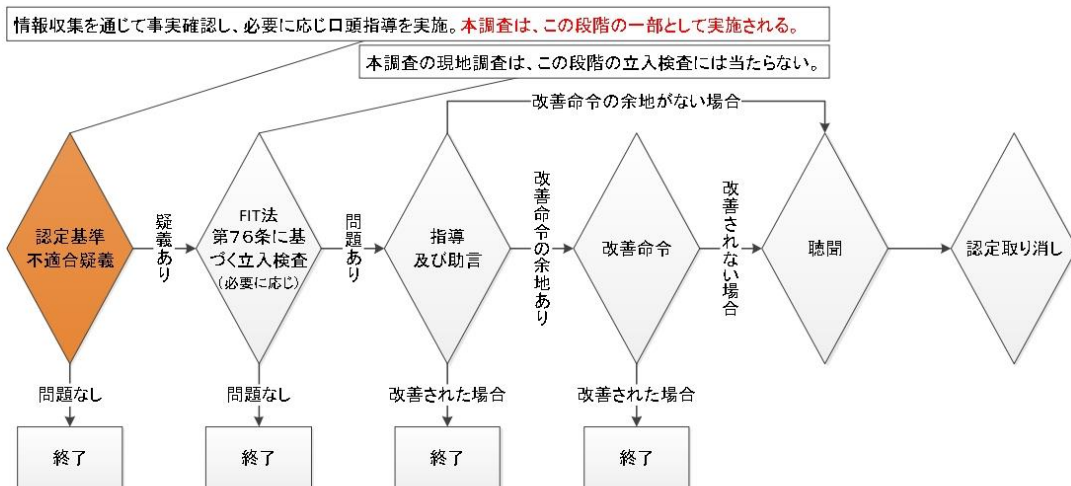


図1 認定取り消しまでの基本的なフロー

本調査について（裏面に続く）

- | | |
|-------|--|
| 対象 | <ul style="list-style-type: none">● 標識・柵塀の設置状況に疑義のあるFIT認定設備● 本状封筒の宛先に記載されたFIT認定番号の設備が対象です。 |
| アンケート | <ul style="list-style-type: none">● 今後の対応について、施工事業者等と調整のうえ、2021年10月29日(金)までに、回答いただき、原本を以下へ返送ください。 |

<返送先>

〒105-0014

東京都港区芝2-28-8 芝二丁目ビル4階 パーソルテンプスタッフ（株）
関東経済産業局 PJT 事務局宛

※返信用封筒並びに郵送費用は送付主様ご負担でお願い申し上げます

- 無回答また内容に不明な点のある場合、事務局（委託先）が認定事業者に連絡をします。
- 回答内容は、行政資料として使用します。公表資料では、認定事業者名は伏せて使用します。
- 個別の回答についての内容照会や閲覧には応じられません。
- アンケートに関するご質問は、下のコールセンターまでご照会下さい。（照会には氏名と返信用電話番号が必要です。また通話の一部を録音する場合があります。）

コールセンター電話番号 080-3572-0480（～12月28日まで）

コールセンター受付時間 平日 9:00～18:00（土日・祝祭日は受け付けておりません）

- 現地調査
- 対象認定設備から60サンプル前後を抽出し、現地調査を実施します。
 - 現地調査対象は、アンケート回答の有無、回答内容等を参考に決定します。
 - 現地調査は、2021年11月～2022年3月の間に実施いたします。
 - 現地では、調査員がF I T認定設備及びその周辺状況を目視調査し、写真を撮影します。写真を含む調査結果は、行政資料として使用いたします。公表資料では、認定事業者名は伏せて使用します。

事務局 委託先：パーソルテンプスタッフ（株）関東経済産業局 PJT
担 当：東日本第二公共サービス部 土生（はぶ）、清水、荒

よくあるご質問・回答

アンケートについて

質問	回答
Q 1. 私の認定設備が今回の対象となった経緯を教えてください。	A 1. 地域の方々から、標識・柵塀が設置基準を満たしていないのではないか、という通報がありました。
Q 2. 締め切りまでに回答が間に合わない場合、どうすればいいですか。	A 2. 遅延のご連絡は不要ですので、締め切りを過ぎても可及的速やかにご回答下さい。なお事務局から督促が届く場合があります。
Q 3. 自分は投資家であり、電気事業の専門知識がないため、答えられません。	A 3. 太陽光発電所の完成図書や、各種関連契約の書類等で確認するとともに、発電所の販売元の開発・販売事業者、設計・施工事業者、保守点検事業者等と連絡をとり、ご回答ください。
Q 4. 太陽光発電所の販売元や、契約先に、代理回答してもらって良いですか。	A 4. 認定事業者でなければ回答できない設問が多数あります。必ず認定事業者（法人の場合、その従業員等）がご回答下さい。
Q 5. アンケートが複数部届きました。一つにまとめて、回答しても良いでしょうか。	A 5. それぞれにご回答下さい。本調査では、対象となる太陽光発電所毎に、ご回答を頂く必要があります。
Q 6. 関東経済産業局管内に他の認定設備を保有していますが、対象とならなかったのはなぜですか。	A 6. 調査対象の選定は、認定設備ごとに行うため、同一認定事業者の設備でも、調査対象となるもの、ならないものがあります。 なお、本調査の対象外の認定設備が全て、認定基準への適合が確認されている、ということではありません。
Q 7. 標識・柵塀を設置していないと回答した場合、認定は取り消されますか。	A 7. 標識・柵塀を設置していないと回答し速やかに設置する計画が無い場合は、今後、認定が取り消される場合があります。また、設置計画の遂行状況については別途、進捗状況を確認する場合があります。

現地調査について

質問	回答
Q 8. 現地調査対象は、どのように選定されますか。	A 8. アンケート回答の有無、回答内容等を考慮して決定します。
Q 9. 自分の発電所が対象かどうか、確認できますか。	A 9. 個別の発電所が調査対象かどうかについては、お答えできません。
Q 10. 撮影された画像は、主にどのような用途で使われますか。	A 10. 標識・柵塀等の設置状況や、発電所構内・構外の不適切性についての事例研究に利用されます。また F I T 法の適正な実施に向けての、各種公表用資料への掲載を予定しています。
Q 11. 標識・柵塀等の基準不適合が判明した場合、認定は取り消されますか。	A 11. A 7と同様です。

標識、柵塀等の設置について

質問	回答
Q 12. 標識・柵塀は、いつまでに設置すればよいですか。	A 12. 既に経過措置期間を過ぎているため、改めて期限を設けることはありません。可及的速やかに対応頂く必要があります。
Q 13. 敷地内への第三者の立入禁止は違法なのだから、標識・柵塀は不要ではないのですか。	A 13. 事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）の第 2 章第 2 節 4. 周辺への配慮に定められている通り、第三者が容易に接近可能である限り、私有地内でも設置義務があります。
Q 14. 嵩上げしている、または水路・擁壁・法面等に面している場合は、柵塀は不要ではないのですか。	A 14. 高さが十分でない場合、人の進入できる隙間がある場合等、実際に第三者が容易に接近可能である限り、柵塀を設置する義務があります。
Q 15. 標識としては、どのようなものを設置すればよいですか。	A 15. 事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）第 2 章第 2 節 4. 周辺への配慮をご覧ください。また屋外広告物条例等の関連条例により、掲示の大きさや色などが規制される場合は、その規定に従って下さい。
Q 16. 柵塀としては、どのようなものを設置すればよいですか。	A 16. 事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）第 2 章第 2 節 4. 周辺への配慮及び本状別紙「柵塀の設置に関する注意点」をご覧ください。また景観条例等の関連条例により、柵塀の高さや色などが規制される場合は、その規定に従って下さい。
Q 17. 条例はどう調べればよいですか。	A 17. F I T 認定設備の立地する市区町村に、直接ご照会下さい。
Q 18. 今から標識・柵塀を設置する場合、相談先はありますか。	A 18. 対象になった発電所の事業計画のメンテナンス体制に記載された電気主任技術者（出力 5 0 k W 以上の場合のみ）やメンテナンス事業者を確認してください。 （参考）：以下の業界団体が、相談窓口を設置しています。 一般社団法人日本 PV プランナー協会 太陽光オーナー相談窓口 https://pv-planner.or.jp/soudan/ 一般社団法人新エネルギー O&M 協議会 柵塀・標識相談窓口 https://pvom.jp/lp-fence

その他

質問	回答
Q 19. 今後も同様の調査はありますか。図 1 の手続きはいつ開始しますか。	A 19. お答えできません。
Q 20. 同様の調査は、他の地域でも実施されますか。	A 20. 他地域の調査について、お答えできませんが、本調査対象以外の発電所で違反事項があれば速やかに改善してください。

(2) 説明資料：柵塀の設置に関する注意点

(別紙) 柵塀の設置に関する注意点¹

- 設置形態上、第三者が容易に発電設備に近づくことができない場合を除き、外部から容易に発電設備に触れることができないように、発電設備と柵塀等との距離を空けるようにした上で、構内に容易に立ち入ることができないような高さの柵塀等を設置すること。
- 柵塀等の使用材料については、ロープ等の簡易なものではなく、金網フェンス等の第三者が容易に取り除くことができないものを用いること。
- 柵塀等の設置の形式については、電技省令及び電技解釈を参考にすることが望ましい。
- 柵塀等の設置が困難な場合（屋根置きや屋上置き等）や第三者が発電設備に近づくことが容易でない場合（塀付きの庭に設置する場合、私有地の中に発電設備が設置され、その設置場所が公道から相当程度離れた距離にある場合等）には、柵塀等の設置を省略することができる。
- ソーラーシェアリング等を実施し、柵塀等の設置により営農上支障が生じると判断される場合には、柵塀等の設置を省略することができることとする。

<適切な柵塀設置の事例>



第三者が外部から容易に発電設備に触れることができないようにする

第三者が構内に容易に立ち入ることができないような高さにする

金網フェンス等の第三者が容易に取り除くことができないものにする



第三者が外部から容易に発電設備に触れることができないようにする

第三者が構内に容易に立ち入ることができないような高さにする

金網フェンス等の第三者が容易に取り除くことができないものにする

¹ 2018年11月8日資源エネルギー庁「新FIT制度に基づく標識、柵塀の設置義務に関するお知らせ（注意喚起）」等より抜粋。

＜不適切な柵塀設置の事例＞

柵の隙間や上から、第三者が容易に構内に立ち入り可能。またロープは第三者が容易に取り除くことができる。



柵塀が倒壊し、第三者が容易に構内に立ち入り可能。

第三者が外部から容易に、発電設備に接触できる。



＜柵塀を必要とする事例＞

周囲の土地より高上げはしているが、柵塀が無い限り、第三者が容易に構内に立ち入ること・発電設備に接触することが可能。



(3) アンケート票

対象となる認定設備の状況

アンケート用紙

※P1～9について、全ての項目についてご回答願います。

※該当チェックボックスに☒、() 内に数字または必要な情報を記載ください。

認定事業者名（法人名 または個人名）	
本回答の対象となる 認定設備の設備 ID	（本票の送付ラベルに記載された設備 ID を転記してください。）
（法人の場合） 回答者名	認定事業者（法人）における、回答者の役職・立場 ☐ 代表者 ☐ （代表以外の）取締役・執行役員 ☐ 従業員（管理職） ☐ 従業員（担当者）
回答者連絡先	電子メールアドレス（ ） 電話番号 （ ） （平日 10:00～18:00 に連絡のとれるもの）

対象となる認定設備の状況

対象となる認定設備の状況

取得年月日	西暦 20 () 年 () 月 () 日						
現地の周辺地域への説明等	認定事業者または開発事業者は、対象となる認定設備について住民向けの説明を実施しましたか。一番近いと思われるものを 1 つ、お選びください。 ☐ 建設決定前に、住民向けに説明した。 ☐ 建設決定後に、住民向けに説明した。 ☐ 住民向けの説明はしていない。 ☐ 知らない・分からない						
認定事業者による現地訪問	認定事業者自身（法人の場合その従業員）は、本調査の対象となる認定設備の竣工後、現地を訪問したことがありますか。当てはまるものを 1 つ、お選びください。 ☐ 訪問したことがある。 ☐ 訪問したことはない。 ☐ 知らない・分からない。						
直近の現地訪問	認定事業者、保守点検事業者、または施工事業者による、最近の現地訪問について、当てはまるものを 1 つ、お選びください。 ☐ 現地訪問は一度も実施していない。 ☐ 現地訪問を実施したことがある（さらに以下に回答）。 <table border="1"> <tr> <td>実施年月日</td><td>西暦 20 () 年 () 月 () 日</td></tr> <tr> <td>実施した者</td><td> 当てはまるものを全て、お選びください。 ☐ 認定事業者またはその雇用者 ☐ 保守点検事業者（除草を含む。） ☐ 施工事業者 ☐ 上記以外 </td></tr> <tr> <td>実施目的及び指摘の有無</td><td> 目的 () 当てはまるものを全て、お選びください。 ☐ 構内の課題について指摘された。 ☐ 周辺の課題について指摘された。 ☐ 柵塀・標識の課題について指摘された。 ☐ 特に何の指摘も受けていない。 ※調査時の撮影画像があれば、ご提出下さい。 </td></tr> </table>	実施年月日	西暦 20 () 年 () 月 () 日	実施した者	当てはまるものを全て、お選びください。 ☐ 認定事業者またはその雇用者 ☐ 保守点検事業者（除草を含む。） ☐ 施工事業者 ☐ 上記以外	実施目的及び指摘の有無	目的 () 当てはまるものを全て、お選びください。 ☐ 構内の課題について指摘された。 ☐ 周辺の課題について指摘された。 ☐ 柵塀・標識の課題について指摘された。 ☐ 特に何の指摘も受けていない。 ※調査時の撮影画像があれば、ご提出下さい。
実施年月日	西暦 20 () 年 () 月 () 日						
実施した者	当てはまるものを全て、お選びください。 ☐ 認定事業者またはその雇用者 ☐ 保守点検事業者（除草を含む。） ☐ 施工事業者 ☐ 上記以外						
実施目的及び指摘の有無	目的 () 当てはまるものを全て、お選びください。 ☐ 構内の課題について指摘された。 ☐ 周辺の課題について指摘された。 ☐ 柵塀・標識の課題について指摘された。 ☐ 特に何の指摘も受けていない。 ※調査時の撮影画像があれば、ご提出下さい。						

対象となる認定設備の状況

対象認定設備への 苦情・指摘の有無	対象となる認定設備への、外部（契約先の施工事業者及び保守点検事業者は含まない。）からの苦情・指摘について、当てはまるものを1つ、お選びください。 ☐ 苦情・指摘を受けたことはない。 ☐ 苦情・指摘を受けたことがある（さらに以下に回答）。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">苦情・指摘の時期と申立人</td><td> 時期 西暦 20（ ）年（ ）月頃 申立人(一番近いものを1つお選びください。) ☐ 当該認定設備の販売事業者 ☐ その他の太陽光発電設備関連の事業者 ☐ 当該認定設備の自治体・関連組織 ☐ 当該認定設備の周辺住民・自治会 ☐ 当該認定設備の周辺事業者 ☐ 上記以外 </td></tr> <tr> <td>苦情・指摘の内容と、認識</td><td> 内容（ ） この指摘に対する認定事業者の認識として、一番近いものを1つ、お選びください。 ☐ 事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）の遵守事項に該当しており、認定事業者には対策をとる義務がある。 ☐ 遵守事項に該当せず、対策義務はない。 </td></tr> <tr> <td>苦情・指摘への対応</td><td> 苦情・指摘への対応状況をご回答下さい。 ☐ 対応済み 20（ ）年（ ）月 ☐ 対応中 20（ ）年（ ）月予定 ☐ 対応していない。 理由（ ） </td></tr> </table>	苦情・指摘の時期と申立人	時期 西暦 20（ ）年（ ）月頃 申立人(一番近いものを1つお選びください。) ☐ 当該認定設備の販売事業者 ☐ その他の太陽光発電設備関連の事業者 ☐ 当該認定設備の自治体・関連組織 ☐ 当該認定設備の周辺住民・自治会 ☐ 当該認定設備の周辺事業者 ☐ 上記以外	苦情・指摘の内容と、認識	内容（ ） この指摘に対する認定事業者の認識として、一番近いものを1つ、お選びください。 ☐ 事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）の遵守事項に該当しており、認定事業者には対策をとる義務がある。 ☐ 遵守事項に該当せず、対策義務はない。	苦情・指摘への対応	苦情・指摘への対応状況をご回答下さい。 ☐ 対応済み 20（ ）年（ ）月 ☐ 対応中 20（ ）年（ ）月予定 ☐ 対応していない。 理由（ ）
苦情・指摘の時期と申立人	時期 西暦 20（ ）年（ ）月頃 申立人(一番近いものを1つお選びください。) ☐ 当該認定設備の販売事業者 ☐ その他の太陽光発電設備関連の事業者 ☐ 当該認定設備の自治体・関連組織 ☐ 当該認定設備の周辺住民・自治会 ☐ 当該認定設備の周辺事業者 ☐ 上記以外						
苦情・指摘の内容と、認識	内容（ ） この指摘に対する認定事業者の認識として、一番近いものを1つ、お選びください。 ☐ 事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）の遵守事項に該当しており、認定事業者には対策をとる義務がある。 ☐ 遵守事項に該当せず、対策義務はない。						
苦情・指摘への対応	苦情・指摘への対応状況をご回答下さい。 ☐ 対応済み 20（ ）年（ ）月 ☐ 対応中 20（ ）年（ ）月予定 ☐ 対応していない。 理由（ ）						
法律・条例の遵守	対象となる認定設備の法律・条例の遵守状況の確認について。一番近いと思われるものを1つ、お選びください。 ☐ 開発・販売事業者から、法律・条例の遵守状況を確認した。 ☐ 設計・施工事業者から確認した。 ☐ 行政書士から確認した。 ☐ 関連法規を認定事業者自身が調査し、遵守を確認した。 ☐ 法律・条例の遵守は確認していない。						

対象となる認定設備の状況

管理内容と頻度	本調査の対象となる認定設備について、認定事業者または保守点検事業者は、どのように管理していますか。管理項目それぞれについて、一番近いと思われるものを1つ、お選びください。																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="560 546 751 575">管理項目</th><th data-bbox="751 546 1238 575">実施・頻度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="560 589 751 618">発電量常時監視</td><td data-bbox="751 589 1238 618"> ☐している ☐していない </td></tr> <tr> <td data-bbox="560 631 751 660">カメラでの監視</td><td data-bbox="751 631 1238 660"> ☐している ☐していない </td></tr> <tr> <td data-bbox="560 674 751 808">現地訪問による 外観調査</td><td data-bbox="751 674 1238 808"> ☐年4回以上 ☐年1~3回 ☐年1回未満だが実施したことがある ☐実施したことがない。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="560 822 751 956">除草</td><td data-bbox="751 822 1238 956"> ☐年4回以上 ☐年1~3回 ☐年1回未満だが実施したことがある ☐実施したことがない。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="560 969 751 1104">構内・周辺の清掃</td><td data-bbox="751 969 1238 1104"> ☐年4回以上 ☐年1~3回 ☐年1回未満だが実施したことがある ☐実施したことがない。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="560 1117 751 1252">パネル清掃</td><td data-bbox="751 1117 1238 1252"> ☐年4回以上 ☐年1~3回 ☐年1回未満だが実施したことがある ☐実施したことがない。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="560 1265 751 1332">パネル等の除雪</td><td data-bbox="751 1265 1238 1332"> ☐冬季に適宜実施している ☐実施したことがない。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="560 1346 751 1480">電気工作物の定期点検</td><td data-bbox="751 1346 1238 1480"> ☐年4回以上 ☐年1~3回 ☐年1回未満だが定期点検している。 ☐していない </td></tr> <tr> <td data-bbox="560 1494 751 1594">地震、台風等の 後の現地確認</td><td data-bbox="751 1494 1238 1594"> ☐実施したことがある。 ☐準備はあるが、実施したことはない。 ☐特に準備していない。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="560 1608 751 1709">故障・破損への 対応</td><td data-bbox="751 1608 1238 1709"> ☐実施したことがある。 ☐準備はあるが、実施したことはない。 ☐特に準備していない。 </td></tr> </tbody> </table>	管理項目	実施・頻度	発電量常時監視	☐ している ☐ していない	カメラでの監視	☐ している ☐ していない	現地訪問による 外観調査	☐ 年4回以上 ☐ 年1~3回 ☐ 年1回未満だが実施したことがある ☐ 実施したことがない。	除草	☐ 年4回以上 ☐ 年1~3回 ☐ 年1回未満だが実施したことがある ☐ 実施したことがない。	構内・周辺の清掃	☐ 年4回以上 ☐ 年1~3回 ☐ 年1回未満だが実施したことがある ☐ 実施したことがない。	パネル清掃	☐ 年4回以上 ☐ 年1~3回 ☐ 年1回未満だが実施したことがある ☐ 実施したことがない。	パネル等の除雪	☐ 冬季に適宜実施している ☐ 実施したことがない。	電気工作物の定期点検	☐ 年4回以上 ☐ 年1~3回 ☐ 年1回未満だが定期点検している。 ☐ していない	地震、台風等の 後の現地確認	☐ 実施したことがある。 ☐ 準備はあるが、実施したことはない。 ☐ 特に準備していない。	故障・破損への 対応	☐ 実施したことがある。 ☐ 準備はあるが、実施したことはない。 ☐ 特に準備していない。
管理項目	実施・頻度																						
発電量常時監視	☐ している ☐ していない																						
カメラでの監視	☐ している ☐ していない																						
現地訪問による 外観調査	☐ 年4回以上 ☐ 年1~3回 ☐ 年1回未満だが実施したことがある ☐ 実施したことがない。																						
除草	☐ 年4回以上 ☐ 年1~3回 ☐ 年1回未満だが実施したことがある ☐ 実施したことがない。																						
構内・周辺の清掃	☐ 年4回以上 ☐ 年1~3回 ☐ 年1回未満だが実施したことがある ☐ 実施したことがない。																						
パネル清掃	☐ 年4回以上 ☐ 年1~3回 ☐ 年1回未満だが実施したことがある ☐ 実施したことがない。																						
パネル等の除雪	☐ 冬季に適宜実施している ☐ 実施したことがない。																						
電気工作物の定期点検	☐ 年4回以上 ☐ 年1~3回 ☐ 年1回未満だが定期点検している。 ☐ していない																						
地震、台風等の 後の現地確認	☐ 実施したことがある。 ☐ 準備はあるが、実施したことはない。 ☐ 特に準備していない。																						
故障・破損への 対応	☐ 実施したことがある。 ☐ 準備はあるが、実施したことはない。 ☐ 特に準備していない。																						

対象となる認定設備の状況

標識・柵扉の設置	標識・柵扉に関する以下の文章をお読みのうえ、ご回答下さい。 ● 2017 年 4 月施行の新 FIT 制度において、太陽光発電設備には標識・柵扉の設置が義務付けられています。これには 2017 年 3 月 31 日以前に認定された設備も含まれます。 ● 以下の場合でも、実際に進入が可能であれば、標識・柵扉を設置する義務があります： ➢ 第三者の立入が禁じられている； ➢ 嵩上げしている； ➢ 擁壁、水路、法面、植え込み、雑木林等に面している。 ● 適切な柵扉及び不適切な柵扉の事例については、別紙資料をご覧ください。 ※ アンケート調査と並行し、本調査対象の発電所の現地調査等を行う場合があります。 標識・柵扉の設置義務は、知っていましたか。当てはまるものを 1 つ、お選びください。 ☐ 知っていた。 ☐ 知らなかった。 標識・柵扉の設置義務を怠った場合、最終的に認定が取り消されることを、知っていましたか。 ☐ 知っていた。 ☐ 知らなかった。 本調査の対象となる認定設備に、標識・柵扉は設置していますか。それぞれ当てはまるものを 1 つ、お選びください。 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="564 1352 679 1509"> 標識 </td> <td data-bbox="679 1352 1125 1509"> ☐ 設置し、基準を遵守している。 ☐ 一部に不適切な箇所を残している。 ☐ 未設置である（その理由を以下にご回答下さい。） （ ） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 1509 679 1632"> 柵扉 </td> <td data-bbox="679 1509 1125 1632"> ☐ 設置し、基準を遵守している。 ☐ 一部に不適切な箇所を残している。 ☐ 未設置である（その理由を以下にご回答下さい。） （ ） </td> </tr> </table>	標識	☐ 設置し、基準を遵守している。 ☐ 一部に不適切な箇所を残している。 ☐ 未設置である（その理由を以下にご回答下さい。） （ ）	柵扉	☐ 設置し、基準を遵守している。 ☐ 一部に不適切な箇所を残している。 ☐ 未設置である（その理由を以下にご回答下さい。） （ ）
標識	☐ 設置し、基準を遵守している。 ☐ 一部に不適切な箇所を残している。 ☐ 未設置である（その理由を以下にご回答下さい。） （ ）				
柵扉	☐ 設置し、基準を遵守している。 ☐ 一部に不適切な箇所を残している。 ☐ 未設置である（その理由を以下にご回答下さい。） （ ）				

対象となる認定設備の状況

標識・柵塀を適切に設置する計画(時期)	標識・柵塀に不適切な箇所がある、あるいは未設置である、と回答した方にお伺いします。 いつまでに、標識・柵塀を適切に設置しますか。施工事業者等と相談・確認のうえ、できるだけ具体的にご回答下さい。 <table border="1" data-bbox="576 584 1225 734"> <tr> <td data-bbox="576 584 683 658">標識</td> <td data-bbox="683 584 1225 658">20()年()月()日までに、適切に設置する</td> </tr> <tr> <td data-bbox="576 658 683 734">柵塀</td> <td data-bbox="683 658 1225 734">20()年()月()日までに、適切に設置する</td> </tr> </table>	標識	20()年()月()日までに、適切に設置する	柵塀	20()年()月()日までに、適切に設置する
標識	20()年()月()日までに、適切に設置する				
柵塀	20()年()月()日までに、適切に設置する				
他の認定設備に関する、標識・柵塀の対応の承諾	以下を読み、承諾の旨をご回答下さい(認定設備を複数所有していない認定事業者も、承諾の旨ご回答下さい。) 私は、本調査の対象となる認定設備以外についても、標識・柵塀の設置状況を早急に確認します。そして未設置または不適切な箇所が確認され次第、速やかに対応します。 ☐ 以上について、承諾します。				

認定事業者（個人、法人）の事業状況

認定事業者（個人、法人）の事業状況

体制	☐ 個人 ☐ 法人 役員（ ）名、役員以外の常用雇用者（ ）名		
電気事業に係る専門性	電気事業等に係る有資格者の直接雇用、または社外有資格者との契約状況について、当てはまるものを全て、お選び下さい。		
	直接雇用している	社外有資格者と契約	雇用・契約していない
電力関連の国家資格の有資格者	☐	☐	☐
電力や太陽光発電に係る民間資格の有資格者	☐	☐	☐

認定事業者（個人、法人）の事業状況

認定事業者（個人、法人）の事業状況

体制	☐ 個人 ☐ 法人 役員（ ）名、役員以外の常用雇用者（ ）名		
電気事業に係る専門性	電気事業等に係る有資格者の直接雇用、または社外有資格者との契約状況について、当てはまるものを全て、お選び下さい。		
	直接雇用している	社外有資格者と契約	雇用・契約していない
電力関連の国家資格の有資格者	☐	☐	☐
電力や太陽光発電に係る民間資格の有資格者	☐	☐	☐

認定事業者（個人、法人）の事業状況

認定事業者の事業構成	認定事業者の、事業収入（個人の場合、個人年収）に占める発電収入の割合について、一番近いと思われるものを1つ、お選びください。 ☐ 発電事業が全収入の8割以上 ☐ 発電事業が全収入の5割以上、8割未満 ☐ 発電事業が全収入の2割以上、5割未満 ☐ 発電事業が全収入の2割未満 発電事業以外の、最も収入の大きい事業を1つ、お選びください。 （法人） <table border="1" data-bbox="539 734 1225 1187"> <thead> <tr> <th>大分類</th><th>中分類</th><th>（非製造業のみ）小分類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="539 779 678 846">エネルギー関連事業</td><td data-bbox="678 779 943 958"> ☐ 再エネ関連事業 ☐ 再エネ以外の電気関連事業 ☐ 電気以外のエネルギー関連事業 </td><td data-bbox="943 779 1225 958" rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> </td></tr> <tr> <td data-bbox="539 969 678 1070">エネルギー関連以外の事業</td><td data-bbox="678 969 943 1070"> ☐ 製造業 ☐ 非製造業 </td><td data-bbox="943 969 1225 1187"> ☐ 建設業 ☐ 不動産業 ☐ 投資・金融業 ☐ サービス業 ☐ 上記以外 </td></tr> </tbody> </table> （個人） <table data-bbox="539 1261 1225 1339"> <tr> <td>☐ 給与収入</td><td>☐ 投資・配当収入</td><td>☐ 年金収入</td></tr> <tr> <td>☐ 役員報酬</td><td>☐ 賃料収入</td><td>☐ その他</td></tr> </table>	大分類	中分類	（非製造業のみ）小分類	エネルギー関連事業	☐ 再エネ関連事業 ☐ 再エネ以外の電気関連事業 ☐ 電気以外のエネルギー関連事業		エネルギー関連以外の事業	☐ 製造業 ☐ 非製造業	☐ 建設業 ☐ 不動産業 ☐ 投資・金融業 ☐ サービス業 ☐ 上記以外	☐ 給与収入	☐ 投資・配当収入	☐ 年金収入	☐ 役員報酬	☐ 賃料収入	☐ その他
大分類	中分類	（非製造業のみ）小分類														
エネルギー関連事業	☐ 再エネ関連事業 ☐ 再エネ以外の電気関連事業 ☐ 電気以外のエネルギー関連事業															
エネルギー関連以外の事業	☐ 製造業 ☐ 非製造業		☐ 建設業 ☐ 不動産業 ☐ 投資・金融業 ☐ サービス業 ☐ 上記以外													
☐ 給与収入	☐ 投資・配当収入	☐ 年金収入														
☐ 役員報酬	☐ 賃料収入	☐ その他														
所有発電設備数・容量	本件認定事業者、及び関連認定事業者*が所有する FIT 認定設備の件数及び設備容量合計をご回答下さい。 ※・・・本件認定事業者（個人）もしくは本件認定事業者（法人）の代表者が、代表を務める、本件以外の認定事業者（法人） <table border="1" data-bbox="539 1552 1225 1738"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>件数</th><th>認定容量合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>太陽光発電</td><td>() 件</td><td>() kW</td></tr> <tr> <td>風力発電</td><td>() 件</td><td>() kW</td></tr> <tr> <td>水力発電</td><td>() 件</td><td>() kW</td></tr> <tr> <td>バイオマス発電</td><td>() 件</td><td>() kW</td></tr> </tbody> </table>	種類	件数	認定容量合計	太陽光発電	() 件	() kW	風力発電	() 件	() kW	水力発電	() 件	() kW	バイオマス発電	() 件	() kW
種類	件数	認定容量合計														
太陽光発電	() 件	() kW														
風力発電	() 件	() kW														
水力発電	() 件	() kW														
バイオマス発電	() 件	() kW														

認定事業者（個人、法人）の事業状況

太陽光発電、FIT 制度、電気事業制度に関する情報収集について	事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）は、FIT 制度における認定事業者の義務等について規定しています。このガイドラインについて、一番近いと思われるものを1つ、お選びください。 ☐ ガイドラインを、他の関連資料と併せて読み、理解している。 ☐ ガイドラインは通読したが、他の資料は特に読んでいない。 ☐ ガイドラインの一部は読んだ。 ☐ ガイドラインについて、開発・販売事業者等から説明を受けたが、自分では読んでいない。 ☐ ガイドラインの存在は知っているが、内容は知らない。 ☐ ガイドラインのことを知らない。 直近一年間、FIT 制度や電気事業制度、あるいは太陽光発電に係る情報・話題の収集頻度について、一番近いと思われるものを1つ、お選びください。 ☐ ほぼ毎日 ☐ 週に数回 ☐ 月に数回 ☐ 年に数回 ☐ 特にしていない。 FIT 制度や電気事業制度、あるいは太陽光発電に係る、主な情報収集源について、当てはまるものを全て、お選びください。 ☐ 資源エネルギー庁 web サイト「なっとく！ 再エネ」 ☐ 関東経済産業局のホームページ ☐ 地方自治体のホームページ ☐ エネルギー専門の新聞雑誌・web サイト・メールニュース ☐ ビジネス一般の新聞雑誌・web サイト・メールニュース ☐ 太陽光発電の関連事業者の開設する web サイト ☐ 契約した保守点検事業者からの定期レポート ☐ 太陽光発電所の開発販売事業者 ☐ 太陽光発電所の設計施工・保守点検事業者 ☐ 太陽光発電関連団体の web サイト ☐ 都度、知りたい情報を web 検索 ☐ 上記以外
--	--

2. 現地調査用フォーム

(1) チェックシート

全体		(□のいずれかに☑してください。)	
		調査項目	備考
認定設備ID			与えられた調査リストの、認定設備番号を、半角で転記。
調査年月日			
調査の可・不可	調査可	☐ 認定設備を特定できる。	分割案件については、構外から対象となる認定設備を特定できない場合が多く、厳密な調査は難しい。 他方、構棚設置を含む管理は、結局は隣接発電所と一体的であるケースが多い。 よって特定できない分割案件については、隣接発電所全体について、以降を調査する。
		☐ 認定設備を含む発電所群は特定できるが、隣接する発電所と区別できない。	
	調査不可	☐ 発電所を発見できず。	
		☐ 接近できない／屋根上設置である。	
		☐ その他(理由:)	
電柱番号	送配電事業者		できれば引込柱の、無理ならば付近の電柱番号を調べる。
	電柱番号		
構棚の有無と全体の形状	☐ 対象設備単体で、全面または一部の面に、構棚が設置されている。	☐ 隣接する認定設備と、構棚を共有している。	可能な範囲で、隣接設備との共有の有無を確認すること。
		☐ 隣接する認定設備と、構棚を共有している懸念がある。	
		☐ 構棚は設置されていない。	
		☐ 全面が、進入できない地形(崖・水路・擁壁等。ただし隣接する認定設備は除く。)に面している。	
		☐ ソーラーシェアリング案件である。	
	☐ 構棚に囲まれた敷地内にある。		
☐ 構棚は設置不要		設置されていない、または設置不要の案件の場合、以下の構棚調査は不要である。 ただし構棚が設置されていない様子について、撮影はすること。	

1 / 1 ページ

面1(極力、入り口のある面の1つを選ぶ。入り口がなければ、接道面などアクセスしやすい面のうち、横外から見て最も右の面を選ぶ。)	形状	☐ 塀(隙間のない構造物) ☐ 柵(支柱と横木からなり、隙間のある構造物)	☐ 塀塀 ☐ ブロック塀 ☐ その他の素材の塀 支柱の種類 ☐ 金属製 ☐ 木製 ☐ 樹脂製 他 横木の種類 ☐ 金属製レール・棒 ☐ 金網 ☐ なし(一定間隔で支柱が立てられている。) ☐ 木製板・棒 ☐ 樹脂製板・棒 ☐ 網・幕(金属以外) ☐ 金属・樹脂製チェーン ☐ ロープ 他	破損している場合、元の形状を推定して記入。 柵欄種類や設置状況を概観できる画像を1枚、上端と下端(柵欄の基礎)が同じ画像に入るように撮影する。柵(フェンス)の場合、可能であれば柵内設置物と柵の距離が分かるように。
	高さ	☐ その他 (測定した高さを記入) ☐ 測定不能		生垣等。 10cm単位、視認できる高低差がある場合、最低部を測定する。150cmを超える場合は「150cm超」でよい。 破損が著しい場合や、接近できない場合等は、こちらを選択する。
柵内設置物と柵との距離	☐ 柵を超しに、柵内の設置物には接触できない。 ☐ 柵を超しに、パネル・架台に接触可能。 ☐ 柵を超しに、その他の柵内設置物に接触可能。 ☐ 判断不可		破損している場合、元の形状を推定して記入。実際に柵際接近し、確認する。	
	破損状況 直径10cm未満の破損・変形に留まる。 直径10cmを超える破損・変形がある。 ☐ 破損はない。 ☐ 破損があっても、柵内設置物に触れることはできない。 ☐ 破損を通じ、柵内の設置物に触れることができる。 ☐ 破損はあるが、その影響は評価できない。 ☐ 破損があっても、柵内設置物に触れることはできない。 ☐ 破損を通じ、柵内の設置物に触れることができる。 ☐ 破損を通じ、柵内に進入できる。 ☐ 破損はあるが、その影響は評価できない。		接近できない場合等 地上に立った状態で、破損箇所から体の一部を入れることができるか。入れられる場合、設置物に触れることができるか、を確認する。 破損箇所があれば、破損状況、柵内への進入可否、柵内の設置物への接触可否がわかる画像を撮影。	
入り口の有無	☐ 入り口はない。 ☐ 入り口はある。		入り口の全体像を1枚、撮影する。入り口の全体像だけでは施設管理状況が判別できない場合、錠の部分拡大して1枚、画像を追加する。	
門扉の状況	☐ 門扉がある。 ☐ 門扉がない。 ☐ 開放されている。 ☐ ロープ・チェーン等が渡されている。			
入り口の施錠状況	☐ 施錠されている。 ☐ 施錠されていない。 ☐ 施錠可能な構造ではない。(針金で縛るだけ、等。)			
入り口の破損状況	☐ 破損はない。 直径10cm未満の破損・変形に留まる。 直径10cmを超える破損・変形がある。 ☐ 破損があっても、柵内設置物に触れることはできない。 ☐ 破損を通じ、柵内の設置物に触れることができる。 ☐ 破損はあるが、その影響は評価できない。 ☐ 破損があっても、柵内設置物に触れることはできない。 ☐ 破損を通じ、柵内の設置物に触れることができる。 ☐ 破損を通じ、柵内に進入できる。 ☐ 破損はあるが、その影響は評価できない。			

面2(構外から面1に対して、左の面。)	形状	☐ 塼(隙間のない構造物) ☐ 柵(支柱と横木からなり、隙間のある構造物)	☐ 板塼 ☐ ブロック塼 ☐ その他の素材の塼 支柱の種類 ☐ 金属製 ☐ 木製 ☐ 樹脂製 他 横木の種類 ☐ 金属製レール・棒 ☐ 金網 ☐ なし(一定間隔で支柱が立てられている。) ☐ 木製板・棒 ☐ 樹脂製板・棒 ☐ 綱・索(金属以外) ☐ 金属・樹脂製チェーン ☐ ロープ 他	破損している場合、元の形状を推定して記入。 柵欄種類や設置状況を概観できる画像を1枚、上端と下端(柵欄の基礎)が同じ画像に入るように撮影する。柵(フェンス)の場合、可能であれば構内設置物と柵の距離が分かるように。
	高さ	☐ その他 ☐ (測定した高さを記入) ☐ 測定不能	生垣等。 10cm単位。視認できる高低差がある場合、最低部を測定する。150cmを超える場合は「150cm超」でよい。 破損が著しい場合や、接近できない場合等は、こちらを選択する。	
構内設置物と柵欄との距離	☐ 柵壁越しに、構内の設置物には接触できない。 ☐ 柵壁越しに、パネル・架台に接触可能。 ☐ 柵壁越しに、その他の構内設置物に接触可能。 ☐ 判断不可		破損している場合、元の形状を推定して記入。実際に柵壁に接近し、確認する。	
	破損状況	☐ 破損はない。 直径10cm未満の破損・変形に留まる。 直径10cmを超える破損・変形がある。 ☐ 破損があっても、構内設置物に触れることはできない。 ☐ 破損を通じ、構内の設置物に触れることができる。 ☐ 破損はあるが、その影響は評価できない。 ☐ 破損があっても、構内設置物に触れることはできない。 ☐ 破損を通じ、構内の設置物に触れることができる。 ☐ 破損を通じ、構内に進入できる。 ☐ 破損はあるが、その影響は評価できない。	接近できない場合等 地上に立った状態で、破損箇所から体の一部を入れることができるか。入れられる場合、設置物に触れることができるか、を確認する。 破損箇所があれば、破損状況、構内への進入可否、構内の設置物への接触可否がわかる画像を撮影。	
入り口の有無	☐ 入り口はない。 ☐ 入り口はある。		入り口がある場合、面1と同様に記入。	
門扉の状況	☐ 門扉がある。 ☐ 門扉がない。	☐ 開放されている。 ☐ ロープ・チェーン等が渡されている。		
入り口の施錠状況	☐ 施錠されている。 ☐ 施錠されていない。 ☐ 施錠可能な構造ではない。(針金で縛るだけ、等。)			
入り口の破損状況	☐ 破損はない。 直径10cm未満の破損・変形に留まる。 直径10cmを超える破損・変形がある。 ☐ 破損があっても、構内設置物に触れることはできない。 ☐ 破損を通じ、構内の設置物に触れることができる。 ☐ 破損はあるが、その影響は評価できない。 ☐ 破損があっても、構内設置物に触れることはできない。 ☐ 破損を通じ、構内の設置物に触れることができる。 ☐ 破損を通じ、構内に進入できる。 ☐ 破損はあるが、その影響は評価できない。			

面3(柵外から面2に対して、左の面。)	形状	☐ 柵(隙間のない構造物) ☐ 柵(支柱と横木からなり、隙間のある構造物)	☐ 板塼 ☐ ブロック塼 ☐ その他の素材の柵 支柱の種類 ☐ 金属製 ☐ 木製 ☐ 樹脂製 他 横木の種類 ☐ 金属製レール・棒 ☐ 金網 ☐ なし(一定間隔で支柱が立てられている。) ☐ 木製板・棒 ☐ 樹脂製板・棒 ☐ 網・麻(金属以外) ☐ 金属・樹脂製チェーン ☐ ロープ 他	破壊している場合、元の形状を推定して記入。 柵欄種類や設置状況を撮影できる画像を1枚、上端と下端(柵欄の基礎)が同じ画像に入るように撮影する。柵(フェンス)の場合、可能であれば柵内設置物と柵の距離が分かるように。
	高さ	☐ その他 (測定した高さを記入) ☐ 測定不能	生垣等。 10cm単位。視認できる高低差がある場合、最低部を測定する。150cmを超える場合は「150cm超」でよい。 破壊が著しい場合や、接近できない場合等は、こちらを選択する。	
柵内設置物と柵との距離	☐ 柵を越しに、柵内の設置物には接触できない。 ☐ 柵を越しに、パネル・架台に接触可能。 ☐ 柵を越しに、その他の柵内設置物に接触可能。 ☐ 判断不可		破壊している場合、元の形状を推定して記入。実際に柵欄に接近し、確認する。	
	破壊状況	☐ 破壊はない。 直径10cm未満の破壊・変形に留まる。 直径10cmを超える破壊・変形がある。 ☐ 破壊があっても、柵内設置物に触れることはできない。 ☐ 破壊を通じ、柵内の設置物に触れることができる。 ☐ 破壊はあるが、その影響は評価できない。 ☐ 破壊があっても、柵内設置物に触れることはできない。 ☐ 破壊を通じ、柵内の設置物に触れることはできない。 ☐ 破壊を通じ、柵内に進入できる。 ☐ 破壊はあるが、その影響は評価できない。	接近できない場合等 地上に立った状態で、破壊箇所から体の一部を入れることができるか。入れられる場合、設置物に触れることができるか、を確認する。 破壊箇所があれば、破壊状況、柵内への進入可否、柵内の設置物への接触可否がわかる画像を撮影。	
入り口の有無	☐ 入り口はない。 ☐ 入り口はある。		入り口がある場合、面1と同様に記入。	
門扉の状況	☐ 門扉がある。 ☐ 門扉がない。	☐ 開放されている。 ☐ ロープ・チェーン等が渡されている。		
入り口の施錠状況	☐ 施錠されている。 ☐ 施錠されていない。 ☐ 施錠可能である。 ☐ 施錠可能な構造ではない。(針金で縛るだけ、等。)			
入り口の破壊状況	☐ 破壊はない。 直径10cm未満の破壊・変形に留まる。 直径10cmを超える破壊・変形がある。 ☐ 破壊があっても、柵内設置物に触れることはできない。 ☐ 破壊を通じ、柵内の設置物に触れることができる。 ☐ 破壊はあるが、その影響は評価できない。 ☐ 破壊があっても、柵内設置物に触れることはできない。 ☐ 破壊を通じ、柵内の設置物に触れることはできない。 ☐ 破壊を通じ、柵内に進入できる。 ☐ 破壊はあるが、その影響は評価できない。			

面4(柵外から面3に対して、左の面。)	形状	☐ 塼(隙間のない構造物) ☐ ブロック塼 ☐ その他の素材の塼 ☐ 支柱の種類 ☐ 金属製 ☐ 木製 ☐ 樹脂製 他 ☐ 柵木の種類 ☐ 金属製レール・柵 ☐ 金網 ☐ なし(一定間隔で支柱が立てられている。) ☐ 木製板・柵 ☐ 樹脂製板・柵 ☐ 網・幕(金属以外) ☐ 金属・樹脂製チェーン ☐ ロープ 他 ☐ その他	破損している場合、元の形状を推定して記入。 柵欄種類や設置状況を撮影できる画像を1枚、上端と下端(柵欄の基礎)が同じ画像に入るように撮影する。柵(フェンス)の場合、可能であれば柵内設置物と柵の距離が分かるように。
	高さ	☐ (測定した高さを記入) ☐ 測定不能	生垣等。 10cm単位、視認できる高低差がある場合、最低部を測定する。150cmを超える場合は「150cm超」でよい。 破損が著しい場合や、接近できない場合等は、こちらを選択する。
柵内設置物と柵との距離	☐ 柵壁越しに、柵内の設置物には接触できない。 ☐ 柵壁越しに、パネル・架台に接触可能。 ☐ 柵壁越しに、その他の柵内設置物に接触可能。 ☐ 判断不可	破損している場合、元の形状を推定して記入。実際に柵壁に接近し、確認する。	
	破損状況	☐ 破損はない。 直径10cm未満の破損・変形に留まる。 ☐ 破損があっても、柵内設置物に触れることはできない。 ☐ 破損を通じ、柵内の設置物に触れることができる。 ☐ 破損はあるが、その影響は評価できない。 直径10cmを超える破損・変形がある。 ☐ 破損があっても、柵内設置物に触れることはできない。 ☐ 破損を通じ、柵内の設置物に触れることができる。 ☐ 破損を通じ、柵内に進入できる。 ☐ 破損はあるが、その影響は評価できない。	接近できない場合等 地上に立った状態で、破損箇所から体の一部を入れることができるか。入れられる場合、設置物に触れることができるか、を確認する。 破損箇所があれば、破損状況、柵内への進入可否、柵内の設置物への接触可否がわかる画像を撮影。
入り口の有無	☐ 入り口はない。 ☐ 入り口はある。	入り口がある場合、面1と同様に記入。	
門扉の状況	☐ 門扉がある。 ☐ 門扉がない。 ☐ 開放されている。 ☐ ロープ・チェーン等が渡されている。		
入り口の施錠状況	☐ 施錠されている。 ☐ 施錠されていない。 ☐ 施錠可能である。 ☐ 施錠可能な構造ではない。(針金で縛るだけ、等。)		
入り口の破損状況	☐ 破損はない。 直径10cm未満の破損・変形に留まる。 ☐ 破損があっても、柵内設置物に触れることはできない。 ☐ 破損を通じ、柵内の設置物に触れることができる。 ☐ 破損はあるが、その影響は評価できない。 直径10cmを超える破損・変形がある。 ☐ 破損があっても、柵内設置物に触れることはできない。 ☐ 破損を通じ、柵内の設置物に触れることができる。 ☐ 破損を通じ、柵内に進入できる。 ☐ 破損はあるが、その影響は評価できない。		

面5(柵外から面4に対して、左の面。)	形状	☐ 塼 ☐ ブロック塼 ☐ その他の素材の塼 ☐ 柵(支柱と横木からなり、隙間のある構造物) 支柱の種類 ☐ 金属製 ☐ 木製 ☐ 樹脂製 他 横木の種類 ☐ 金属製レール・棒 ☐ 金網 ☐ なし(一定間隔で支柱が立てられている。) ☐ 木製板・棒 ☐ 樹脂製板・棒 ☐ 網・幕(金属以外) ☐ 金属・樹脂製チェーン ☐ ロープ 他	破損している場合、元の形状を推定して記入。 柵欄種類や設置状況を概観できる画像を1枚、上端と下端(柵欄の基礎)が同じ画像に入るように撮影する。柵(フェンス)の場合、可能であれば柵内設置物と柵の距離が分かるように。
	高さ	☐ その他 (測定した高さを記入) ☐ 測定不能	生垣等。 10cm単位、視認できる高低差がある場合、最低部を測定する。150cmを超える場合は「150cm超」でよい。 破損が著しい場合や、接近できない場合等は、こちらを選択する。
	柵内設置物と柵との距離	☐ 柵壁越しに、柵内の設置物には接触できない。 ☐ 柵壁越しに、パネル・架台に接触可能。 ☐ 柵壁越しに、その他の柵内設置物に接触可能。 ☐ 判断不可	破損している場合、元の形状を推定して記入。実際に柵壁に接近し、確認する。
	破損状況	☐ 破損はない。 直径10cm未満の破損・変形に留まる。 ☐ 破損があっても、柵内設置物に触れることはできない。 ☐ 破損を通じ、柵内の設置物に触れることができる。 ☐ 破損はあるが、その影響は評価できない。 直径10cmを超える破損・変形がある。 ☐ 破損があっても、柵内設置物に触れることはできない。 ☐ 破損を通じ、柵内の設置物に触れることができる。 ☐ 破損を通じ、柵内に進入できる。 ☐ 破損はあるが、その影響は評価できない。	接近できない場合等 地上に立った状態で、破損箇所から体の一部を入れることができるか。入れられる場合、設置物に触れることができるか、を確認する。 破損箇所があれば、破損状況、柵内への進入可否、柵内の設置物への接触可否がわかる画像を撮影。
	入り口の有無	☐ 入り口はない。 ☐ 入り口はある。	入り口がある場合、面1と同様に記入。
	門扉の状況	☐ 門扉がある。 ☐ 門扉がない。 ☐ 開放されている。 ☐ ロープ・チェーン等が遠ざけられている。	
	入り口の施錠状況	☐ 施錠されている。 ☐ 施錠されていない。 ☐ 施錠可能である。 ☐ 施錠可能な構造ではない。(針金で縛るだけ、等。)	
	入り口の破損状況	☐ 破損はない。 直径10cm未満の破損・変形に留まる。 ☐ 破損があっても、柵内設置物に触れることはできない。 ☐ 破損を通じ、柵内の設置物に触れることができる。 ☐ 破損はあるが、その影響は評価できない。 直径10cmを超える破損・変形がある。 ☐ 破損があっても、柵内設置物に触れることはできない。 ☐ 破損を通じ、柵内の設置物に触れることができる。 ☐ 破損を通じ、柵内に進入できる。 ☐ 破損はあるが、その影響は評価できない。	

調査項目		備考		
位置・形状	有無	☐ 標識が掲示されている。 ☐ 標識の痕跡がある(今は標識はない)。 ☐ 標識・痕跡ともにない。	標識の位置または標識の痕跡がわかる画像を1枚、撮影する。	
	向き	☐ 外向きに設置されている。 ☐ 外から確認できない。		
	材質・表面保護	☐ 樹脂板など、堅牢な記載が可能な素材を使用。 ☐ 木板やビニルカー等、カスレ・退色が懸念される素材を使用。		
	記載方法	☐ 印刷等、堅牢な手段で記載されている。 ☐ ラベルテープや油性ペン等、退色する方法で記載。	記載内容が長年に渡り判読できるような素材・記載方法が選定されているかを調査。	
	高さ(cm)		地上から標識中心部の高さを測定(10cm単位)	
	場所	☐ 道路等、外部からアクセスしやすい面に設置されている。 ☐ 外部からのアクセスの悪い面に設置されている。		
	サイズ(cm)	縦	25cm以上かどうかを明らかにする。	
		横	35cm以上かどうかを明らかにする。	
		☐ 計測できない。		
固定方法	☐ 風雨で揺動しないよう固定されている。 ☐ 固定されているが、揺動する。 ☐ その他			
記載内容	発電設備区分	☐ 記載され、判読できる。 ☐ 記載されているが、判読できない。 ☐ 記載されていない。	記載内容が判別できるよう、標識を撮影する(1枚)。 ※この撮影のみ、ホワイトボードは不要。	
	設備名称	☐ 記載され、判読できる。 ☐ 記載されているが、判読できない。 ☐ 記載されていない。		
	設備ID	☐ 記載され、判読できる。 ☐ 記載されているが、判読できない。 ☐ 記載されていない。		
	設備所在地	☐ 記載され、判読できる。 ☐ 記載されているが、判読できない。 ☐ 記載されていない。		
	発電出力	☐ 記載され、判読できる。 ☐ 記載されているが、判読できない。 ☐ 記載されていない。		
	発電事業者名、住所	☐ 記載され、判読できる。 ☐ 記載されているが、判読できない。 ☐ 記載されていない。		
	保守点検責任者名	☐ 記載され、判読できる。 ☐ 記載されているが、判読できない。 ☐ 記載されていない。		
	連絡先	☐ 記載され、判読できる。 ☐ 記載されているが、判読できない。 ☐ 記載されていない。		
	運転開始年月日	☐ 記載され、判読できる。 ☐ 記載されているが、判読できない。 ☐ 記載されていない。		
	発電設備の注意喚起	☐ 記載され、判読できる。 ☐ 記載されているが、判読できない。 ☐ 記載されていない。		ソーラーシェアリングの場合に必要

(2) 報告書フォーム

基本情報 (必須)

認定設備 ID	111111111111		
調査年月日	西暦 2022	年	月 日 半角数字で記入。
調査結果	以下のいずれか1つを残し、他は削除。 認定設備を特定できる。 認定設備を含む発電所群は特定できるが、隣接する発電所と区別できない。 調査不可 (理由: この箇所にチェックシートの内容を転記。その他理由は2行以内。)		
電柱番号 できれば引込柱 の、無理ならば 付近の電柱番号 を調べる。	送配電事業者	番号	

柵塀調査結果

全体像 (必須)

柵塀の有無	以下のいずれか一つを残し、他は削除。 ● 対象設備単体で、全面または一部の面に、柵塀が設置されている。 ● 隣接する認定設備と、柵塀を共有している。 ● 隣接する認定設備と、柵塀を共有している懸念がある。 ● 設置されていない。 ● 設置不要 (理由:)
柵塀の俯瞰図	

各面の状況 (「設置されていない。」または「設置不要」の場合、下表「各面の状況」は削除。)

面①	画像 (1~2 枚) 状況 <table border="1"> <tr> <td>形状</td> <td>柵塀の素材について、チェックシートを転記。</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>10cm 単位。150cm 超は全て「150cm 超」。</td> </tr> <tr> <td>構内物との距離</td> <td>チェックシートを転記。</td> </tr> <tr> <td>破損状況</td> <td>チェックシートを転記。</td> </tr> </table>	形状	柵塀の素材について、チェックシートを転記。	高さ	10cm 単位。150cm 超は全て「150cm 超」。	構内物との距離	チェックシートを転記。	破損状況	チェックシートを転記。
形状	柵塀の素材について、チェックシートを転記。								
高さ	10cm 単位。150cm 超は全て「150cm 超」。								
構内物との距離	チェックシートを転記。								
破損状況	チェックシートを転記。								
面①入口	(他に入り口のある面があれば、この行をその面の行の下にコピーして使用する。) 画像 (1~2 枚) (この位置に、下記の要領で撮影した画像を貼る。) ● 入り口の全体像・・・1 枚 ● 入り口の全体像だけでは施錠管理状況が判別できない場合、錠の部分 1 枚								

	状況 <table border="1"> <tr> <td>門扉の状況</td><td>チェックシートを転記。</td></tr> <tr> <td>施錠状況</td><td>チェックシートを転記。</td></tr> <tr> <td>破損状況</td><td>チェックシートを転記。</td></tr> </table>	門扉の状況	チェックシートを転記。	施錠状況	チェックシートを転記。	破損状況	チェックシートを転記。		
門扉の状況	チェックシートを転記。								
施錠状況	チェックシートを転記。								
破損状況	チェックシートを転記。								
面②	画像（調査できる面は1~2枚。崖・法面等は1枚。） （この位置に、下記の要領で撮影した画像を貼る。） ● 柵塀種類や設置状況を概観できる画像。上端と下端（柵塀の基礎）が同じ画像に入るようにする。柵（フェンス）の場合、可能であれば構内設置物と柵の距離が分かるようにする。崖・法面等は、立ち入り可否の判断に利用できる画像を1枚貼り付ける。撮影方向を俯瞰図に示す。・・・1枚 ● 破損個所があれば、破損状況、進入可否、構内の設置物への接触可否がわかる画像・・・1枚 状況（柵塀がない場合、この表はタイトル含め削除） <table border="1"> <tr> <td>形状</td><td>柵塀の素材について、チェックシートを転記。</td></tr> <tr> <td>高さ</td><td>10cm単位。150cm超は全て「150cm超」。</td></tr> <tr> <td>構内物との距離</td><td>チェックシートを転記。</td></tr> <tr> <td>破損状況</td><td>チェックシートを転記。</td></tr> </table>	形状	柵塀の素材について、チェックシートを転記。	高さ	10cm単位。150cm超は全て「150cm超」。	構内物との距離	チェックシートを転記。	破損状況	チェックシートを転記。
形状	柵塀の素材について、チェックシートを転記。								
高さ	10cm単位。150cm超は全て「150cm超」。								
構内物との距離	チェックシートを転記。								
破損状況	チェックシートを転記。								
面③	画像（調査できる面は1~2枚。崖・法面等は1枚。） （この位置に、下記の要領で撮影した画像を貼る。） ● 柵塀種類や設置状況を概観できる画像。上端と下端（柵塀の基礎）が同じ画像に入るようにする。柵（フェンス）の場合、可能であれば構内設置物と柵の距離が分かるようにする。崖・法面等は、立ち入り可否の判断に利用できる画像を1枚貼り付ける。撮影方向を俯瞰図に示す。・・・1枚 ● 破損個所があれば、破損状況、進入可否、構内の設置物への接触可否がわかる画像・・・1枚 状況（柵塀がない場合、この表はタイトル含め削除） <table border="1"> <tr> <td>形状</td><td>柵塀の素材について、チェックシートを転記。</td></tr> <tr> <td>高さ</td><td>10cm単位。150cm超は全て「150cm超」。</td></tr> <tr> <td>構内物との距離</td><td>チェックシートを転記。</td></tr> <tr> <td>破損状況</td><td>チェックシートを転記。</td></tr> </table>	形状	柵塀の素材について、チェックシートを転記。	高さ	10cm単位。150cm超は全て「150cm超」。	構内物との距離	チェックシートを転記。	破損状況	チェックシートを転記。
形状	柵塀の素材について、チェックシートを転記。								
高さ	10cm単位。150cm超は全て「150cm超」。								
構内物との距離	チェックシートを転記。								
破損状況	チェックシートを転記。								
面④	画像（調査できる面は1~2枚。崖・法面等は1枚。） （この位置に、下記の要領で撮影した画像を貼る。） ● 柵塀種類や設置状況を概観できる画像。上端と下端（柵塀の基礎）が同じ画像に入るようにする。柵（フェンス）の場合、可能であれば構内設置物と柵の距離								

	が分かるようにする。崖・法面等は、立ち入り可否の判断に利用できる画像を 1 枚貼り付ける。撮影方向を俯瞰図に示す。・・・1 枚 ● 破損個所があれば、破損状況、進入可否、構内の設置物への接触可否がわかる画像・・・1 枚 状況（柵塀がない場合、この表はタイトル含め削除） <table> <tr> <td>形状</td><td>柵塀の素材について、チェックシートを転記。</td></tr> <tr> <td>高さ</td><td>10cm 単位。150cm 超は全て「150cm 超」。</td></tr> <tr> <td>構内物との距離</td><td>チェックシートを転記。</td></tr> <tr> <td>破損状況</td><td>チェックシートを転記。</td></tr> </table>	形状	柵塀の素材について、チェックシートを転記。	高さ	10cm 単位。150cm 超は全て「150cm 超」。	構内物との距離	チェックシートを転記。	破損状況	チェックシートを転記。
形状	柵塀の素材について、チェックシートを転記。								
高さ	10cm 単位。150cm 超は全て「150cm 超」。								
構内物との距離	チェックシートを転記。								
破損状況	チェックシートを転記。								

4 面で収まらない場合は、行をコピーして面 5 以降の欄を設ける

標識調査結果

標識の有無	以下のいずれか一つを残し、他は削除。 ● 標識が掲示されている。 ● 標識の痕跡がある（今はない）。 ● 標識、標識の痕跡、ともにない。
-------	---

(「標識、標識の痕跡、ともにない。」の場合、下表は削除。)

位置・形状	画像 (1 枚) (この位置に、下記の要領で撮影した画像を貼る。) ● 標識の位置または標識の痕跡がわかる画像。・・・1 枚 <table border="1"> <tr> <td>向き</td><td colspan="2">チェックシートを転記。</td></tr> <tr> <td>材質・表面保護</td><td colspan="2">チェックシートを転記。</td></tr> <tr> <td>記載方法</td><td colspan="2">チェックシートを転記。</td></tr> <tr> <td>高さ</td><td colspan="2">地上から標識中心部の高さを測定 (10cm 単位)</td></tr> <tr> <td>場所</td><td colspan="2">チェックシートを転記。</td></tr> <tr> <td>サイズ</td><td>縦 (1cm 単位)</td><td>横 (1cm 単位)</td></tr> <tr> <td>固定方法</td><td colspan="2">チェックシートを転記。</td></tr> </table>	向き	チェックシートを転記。		材質・表面保護	チェックシートを転記。		記載方法	チェックシートを転記。		高さ	地上から標識中心部の高さを測定 (10cm 単位)		場所	チェックシートを転記。		サイズ	縦 (1cm 単位)	横 (1cm 単位)	固定方法	チェックシートを転記。	
向き	チェックシートを転記。																					
材質・表面保護	チェックシートを転記。																					
記載方法	チェックシートを転記。																					
高さ	地上から標識中心部の高さを測定 (10cm 単位)																					
場所	チェックシートを転記。																					
サイズ	縦 (1cm 単位)	横 (1cm 単位)																				
固定方法	チェックシートを転記。																					
記載内容	画像 (1 枚) (この位置に、下記の要領で撮影した画像を貼る。) ● 標識を撮影し、その画像を貼付。記載内容が判別できる画像・・・1 枚 <table border="1"> <tr> <td>発電設備区分</td><td>チェックシートを転記。</td></tr> <tr> <td>設備名称</td><td>チェックシートを転記。</td></tr> <tr> <td>設備 ID</td><td>チェックシートを転記。</td></tr> <tr> <td>設備所在地</td><td>チェックシートを転記。</td></tr> <tr> <td>発電出力</td><td>チェックシートを転記。</td></tr> <tr> <td>発電事業者名、住所</td><td>チェックシートを転記。</td></tr> <tr> <td>保守点検責任者名</td><td>チェックシートを転記。</td></tr> <tr> <td>連絡先</td><td>チェックシートを転記。</td></tr> <tr> <td>運転開始年月日</td><td>チェックシートを転記。</td></tr> <tr> <td>発電設備の注意喚起</td><td>チェックシートを転記。</td></tr> </table>	発電設備区分	チェックシートを転記。	設備名称	チェックシートを転記。	設備 ID	チェックシートを転記。	設備所在地	チェックシートを転記。	発電出力	チェックシートを転記。	発電事業者名、住所	チェックシートを転記。	保守点検責任者名	チェックシートを転記。	連絡先	チェックシートを転記。	運転開始年月日	チェックシートを転記。	発電設備の注意喚起	チェックシートを転記。	
発電設備区分	チェックシートを転記。																					
設備名称	チェックシートを転記。																					
設備 ID	チェックシートを転記。																					
設備所在地	チェックシートを転記。																					
発電出力	チェックシートを転記。																					
発電事業者名、住所	チェックシートを転記。																					
保守点検責任者名	チェックシートを転記。																					
連絡先	チェックシートを転記。																					
運転開始年月日	チェックシートを転記。																					
発電設備の注意喚起	チェックシートを転記。																					

構内及び周辺（構外）に関する所見

特記事項	
------	--